

追
加
文
書

嘉一 慶長三年正月「外財根元略記」

(付別) 天明 文政 天保

弘化 嘉永 安政

(包紙ウラ書) 外財根元略記

所持 志冊

益満休右衛門

(表紙) 外財根元略記

外財根元略記

抑金山之根本ハ、其昔大唐の鱗王と申帝始黄金山を見出し給ひ、岩石土中を掘て黄金を求給ふと云ウ、我朝に是を伝給ふに、神武天皇の御宇日本国中に勅使を下シ給ひて、本朝の名山・高山を尋給ふ所に、神武三年正月十一日伊予国立川と云ふ所に、黄金山を見出し給ひて、則都に奏聞ましけれは、帝を始奉り御歡不鮮・公卿・大臣下向有て、衣將をたひし、上下諸共大岩石土を掘給ふと云へとも、流石なれ給ハぬ事、御手にかなハせたまわす、依之下民下部を召れ、黄金の御

宝を掘出して震勤を休奉べしとの勅定有て、無官の下郎れいなきに依て、山掘子の下部に官位を下シ、装束を給ふて、金掘と被召畢ヌ、御金掘の面々丹誠を抽で、昼夜大岩石を掘穿、漸ク日数重リ、神武天皇の御宇正月十六日大イ成金の丸がせを掘出し、御蔵に納奉りければ、帝を始奉り、公卿・天上人に至ル迄、御歡まし^{ウロコヒ}く、數の御褒美を給り畢、此時御蔵外の宝を掘出し候故、其名を外財と呼べしとの宣言を下シ給ふ、是に依て外ノ財とハ書也、其後日本国中江勅使を下され、黄金山を見出し忠節を励べしとの諭旨を下シ給ふ、依之國々より色替りなる石を見出し、我勝と捧奉ルこと毎月毎日市を成ヌ、持參ル石大山の如く積上ケたりと云々、是を渡唐の手本石に引合御改有と云へとも、無用の石多シ、其内金・銀・鉄・錫・鉛・水金・金・銀・銀・菊・石・コンジャウ・ビヤク・水精・紅・柄・硫黄・明盤・白目と夫々に名附給ひて、外財の役頭に下シ給ふ手本石數都合八百八色と云々、

一正月十一日黄金山ヲ見出し給ふに依而、当代ニ至迄十

一日ヲ山上リと祝畢、

一山上リの御幣ハ三段下りと申也、山之神宮并四ツ留ノ

上ニ立置ナリ、是則山神の姿を表シ給ふと云々、

一立川金山の御旗印ハ白衣に御日丸也、長サ一丈二尺、

但地ヨリ上ノ高サナリ、

一諸山共に正月十一日御幣の飭ハ御日丸御赦免なり、常

に立置印ハ我家々ノ印を立置可申との御綸旨なり、

一立川金山ニテ神武天皇の御宇正月十六日、金の丸がせ

ヲ掘出し御蔵に奉納、是ニ依テ毎月十六日山之神祭礼

ヲ相勤へしとの勅定有リ、油断なく相勤来ル処ニ、中

比源平の兵乱の時中絶して、近代ハ正・五・九・十一

月計リ祭礼すと云々、

一床屋ニハ忝も天照太神・八幡大菩薩・春日大明神、毎

日三度ツ、現給ハんとの御誓也、吹子ハ稻荷大明神・

カナ山三宝大荒神守護シ給ふに依テ、毎月八日に祭礼

相勤べしとの御下シ文有ト云へども、是も過し兵乱の

比中絶して十一月八日計相勤ルナリ、

一山四ツ留と云ふハ、天照大神宮ノ天ノ岩戸ヲ表シ、四

本ノ柱ハ四天王、化粧木ハ二本ハ日月ヲ表シ、目附足

下本ハ地神・水神ヲ形ドリ、是則天下泰平・国土安穩

・天長地久ト結納者也、鋪内の柱ハ一本ニ二社ツ、番

神ヲ立畢、穢不淨ヲ祓、ヨクく可レ護者也、悉ク記

に及バす、

一山札之間敷ハ化粧木の鼻ヨリ一寸ヲ取り、下ハ目附木の

足下木ノ中ヨリ一寸ヲ取者也、

一惣外財の役頭ハ伊予国立川之住人川野太郎国久ニ宣旨

ヲ被下、三位の官職ヲ下シ給ふ、国久ヲ被改金重ニ被

召、当代の仕手役の事なり、

一山先・山師と言ハ外財方たからにて、諸山繁昌成時売

買人ヲ保元ノ古始て、銀元ヲ取組給ふ分頭ト云当代ノ

鎚頭也、駄積リ頭ト云ハ当代ノ跡向支配ノ役也、

一外財方にてハ山掘達者并留山古鋪の椽方口伝ナリ、惣

テ鋪内のかこひハ千本の柱ヨリ一寸の立頭ガ大切ナリ、

一 山師の根元ハ稼人数十年住所を究、其日ぐらしの小外
 財人タリト云へ共、子孫に至り山召ノ主と成ものを代
 タ山師と云リ、凡三位中将の官職を得ルナリ、但古官
 ・新官と言事あり、当時の古山・新山の事也、譬は外
 財一通りの業を能覚有輩の新山ニ入来ル節ハ、古山同
 前の附合可致事、

一 旅人稼に入来ル時、ぬれ薬地拔法有、国方ノ者有時ハ
 勿論、知ル人もなき時ハ其山の入込ニ初而立寄タル人
 に頼入、様子を語り稼に有付也、其山の有限リ其宿を
 親と頼、又宿を借たる人も稼人を我子同前に下智可致
 事、

一 金山の記ハ龍宮界ヨリ涌出すと也、本朝にてハ伊予国
 野間郡立川之金山ヲ始トス、薩摩国川辺郡之金山ナト
 勿論、七珍万宝の始第一ト云にシカジ、忝も天神地祇
 ノ利徳ニ叶ヘル人ハ、山川の間ニテ鉉ヲ見出し鉉ヲ得
 ル金のカタマリ、其山の流ノ下モニテ川掘丁場と云ふて砂
 金ヲゆり上ケ、是ヲ取扱、鏈ハ田土色・かき地色・砂

粉、其余ハ略ス、鏈多ク金氣少キを中荷山と名附ナリ、
 一 銀山之根元ハ豊後国大野郡木浦山を始トして、佐渡国
 高岡郡・石見国近間郡・对馬国上県郡、已上四ヶ所ヲ
 始トス、誠ニ三宝神靈ノ不思議ヲ以先現し、諸人はヲ
 知ル、八百八色の鉉トス、其内地鉉・黒物・石金等、
 茶色・紺色・山鳩色・灰色・菜種子色・藤色・豆の粉
 色・青さし色・胡麻の粉色・かきがら・田土・のり目
 ・川砂やどう白・小白に菜種子白・屋すり白・おんじ
 やくにこら目・正どう・麦石・黒竹石まで見分ケ上鉉
 トス、黄金ニ続ク宝何か外にあらんや、銀吹床屋ノ口
 伝略之畢、

一 錫山ノ起リハ薩摩国阿多郡谷山・豊後国大野郡天神山
 ヲ始トシテ、鉉ハ目なし石金等ヲ掘出、碎場ノ役ニ渡
 し、焼釜に詰掛て、煙ハ雲井に賑しくちるの塩釜の風
 景もかくやとうたがハる、扱から白に踏ミくだかせ、
 碎すりがきそり上ケて、床屋に掛て吹見れば、面
 に杉や牡丹や菊の花・鳥の足までふりちらし、国土の

宝是也けり、

一銅山之始リハ加賀国南条郡・伊予国多渡郡・日向国那河郡・石見国美濃郡菊ヶ谷の銅山、右四ヶ所ヲ始トシテ、鏈八百重・おんじやく・白ツル・菜種子白・赤白物迄、外ハ略ス、焼釜ニ掛吹屋ノ床ニテ素吹・真吹板銅や竿銅トシテ仕出スナリ、床屋ノ所作ハ口伝多キニ依テ略之、扱吹申節ハ七五三ノしめを張り、供物ヲ備へ、穢不浄を改、別火ニテ吹もの也、勿論鋪内・床屋内ニ女人の出入堅いむ者也、

一鉄・釵・金硝・銀硝・菊硝・こんじやう・白ろく・水精・紅がら・硫黄・明盤・白目等ハ、猶又後年ニ至リテ詳ニ目錄ニ可相記者也、

一新見立の元山ヲ第一トする事也、山札ハ其時の山奉行職ヨリ出ル所相応ニ、四方五間ヨリ百間ニ至ルを其山の内トス、其余モ奉行の了間ニ依べし、元山切山之縁ハ六拾番也、行掛リ・乗ふり・天井・脇失三尺・砂元三尋御免の地也、元山□ニ有時ハ脇ヨリ水拔仕掛申は

大切、又は大々大切ヲ望申迎茂元山ヨリ嫌申時ハ相叶ハざる者也、元山の望次第也、総冠キ大々大切ヲ望申時ハ数々の切山ヨリ五歩一、又八十歩一の鏝、大切山江部一ヲ取者也、大々大切ノ作法ハ八方乗りふり・脇失・行懸リ百式拾番ノ稼ヲ可相勤事、

一諸山共ニ碎合・切抜・合格子の作法ハ、正の打階ヲ入鼓繩ヲ立頭打階ニ引渡し結者也、但抜戸ノ口伝略之、下天山走りに切ル時ニ行懸リ、廊下ヨリ二三ヶ所モ下リを切掛、抜戸前ニハ行掛リ切詰ヨリ天上ニのり揚リ抜鎚ヲ立者也、上ハ山下リニ切時ハ鼻ヲ折きらんかため、西東ニ八筈ヲ切り、切詰ヨリ五六尺モ上ニ引上リ抜鎚ヲ立、下天山ヲ吹上ケ抜合可致者也、若又西ノ山東に通ル事モ不叶、東ノ山西ニ通ル事モ不叶時ハ、其山ト其所ノ見分役扱ヲ以登り下リ提繩規ニ相突メ置、両山ヨリ云分仕ル時ハ抜合ノ所ニ正の打階ヲ入格子ヲ結フ、見分之人数名判ヲ記シ符印致置者也、右格子所ヨリ互ニ引除キニ番碎合切法モアリ、但山口事云時ハ、

此一巻ヲ聞キ見テ山師共ニ読ミ聞セ埒明可申事、

一 烈レ合山規究様、本鉉ツルヨリ小鉉ツル三尋三尺開キ切込候へハ規ハ無キ法ナリ、但得合規ノ儀ハ大切山は格子ヨリ式拾尋切調置キ、日数廿日待合セ、不追付日限ヨリ過候ハ、心次第掘方可致者也、但切山之儀ハ十五尋切調置、日数十五日待合右同断、総テ規ヲ背之儀は、山法ヲ破リタル咎ニ依テ一七日逼塞ヒツツたるべし、依レ品候ハ、山奉行所ヨリ山首預置者也、

一 横番切の作法ハ切場之高サ三尺八寸ニ究、天上砂元ニ打階ヲ入、先キ三尋ト究切らせ申事、切場何ほと栄候而茂取揚ル事ハ卑烈ヒレツの沙汰、若又打階ヨリ外ヲ背切タル時ハ、本番に取揚ケ掘方可致者也、

一 天下御法度の事、鏢ノギ能切場栄ル時、立鉉ツルとて山奉行見分ニテ、鉉ツル迦シ可致咎之処ニ稼之者鉉切落候ハ、其咎として其鋪ヒト樋ホ通中可為追放事、

一 鋪盗人の事、見当リ於致露頭ハ、其山床四ツ留外棒ボウシバリニシテ三日三夜晒サシ、又辻ツ三日三夜さらし、其後

朱鬢ヒゲカウニシテ山山根可為追放事、

一 山床根帳之事、其時の山奉行職ヨリ御請申置稼方可致事ニ候、然ルに大切廿日切山、十五日稼方不致止メ置候得は、山首ヒゲハ捨もの也、脇より根帳サライ取候而茂申分無之法ナリ、但煙廻ト云ハ近山間ヒと、又ハ四ツ留脇失内ヨリ掘方いたし候而茂申分無之法也、

一 四ツ留結ヒ様ノ事、押通五尺一寸ヨリ五尺五寸マテ、尤大々大切ハ寸方究リナシ、総して目附木ヨリ一寸上リニシテ、四枚目ヲツナギ山ト云、目附山ヨリ五歩上リハ其所ノ見合口伝アリ、并四寸タラシト云モ見合也、一天上失廿五本ハ二十五ノ菩薩ノ星ニ表シ、又二十一本ノ時ハ二十一社トモ表ル也、但鼻一尺二寸出ル、

一 脇失十六本ハ十六羅カント表ル也、但鼻二寸入、一化粧本長サ八尺ニシテ押木ノ鼻ヲ大日トス、一柱ノ口ハ三ヶ月ニ表シ、失張ハ足下羽内ニ一寸開キ、

一 目附ノ山ノミ鬘手ノ柱ハ 天照大神宮ト表シ、
一 鉉手ノ柱ハ 春日大明神ト表シ、

一二番ノ山鑿手ノ柱ハ 八幡大菩薩ト表シ、

鎚手ノ柱ハ 祇園大明神、

一三番ノ山鑿手ノ柱ハ 不動明王ト表シ、

鎚手ノ柱ハ 稻荷大明神、

一四番ノ山鑿手ノ柱ハ 熱田大明神、

鎚手ノ柱ハ但ツナキ山ト云 諏訪大明神、

一総ジテ鋪内ノ柱ヲ守護シ給フ神々

広田大明神 氣比大明神 氣多大明神

鹿島大明神 北野大明神 江文大明神

貴船大明神 加茂大明神 松尾大明神

大原大明神 平野大明神 大比叡大明神

小比叡大明神 聖真子大明神 客人大明神

八王子大明神 住吉大明神 赤山大明神

擁部大明神 三山大明神 兵主大明神

苗鹿大明神 智照大明神 明現大菩薩

大黒福寿天神ト柱ヲ立、土中ヲ掘ウゴカス事、誠ニ以

神力庇護之不思儀ナリ、依之穢ケガレ不浄ヲ忌事第一ナリ、

凡山之神ト申ハ弥陀・薬師・観音ノ三尊ヲ山之神ト奉アガメ崇キライナリ也（儀禮）

一立川金山ニテ外財人中江御免被下置所ノ宦職并御装束

之次第、

一総外財役頭仕手 三位中将ト被召下、

一金掘師 四位ノ少将ト被召下、

一鉢巻ハツマキ 長サ三尺七寸五部 左折ニカツク、
但エボンノカハリ

一衣装 長サ三尺七寸五部 鋪内ノ着物、
但ヒタ、レバカハリ

一金掘手子 六位下ニ被召下、

一鉢巻 長サ三尺五寸 左折ニカツク、

一衣装 長サ三尺五寸、

一金吹師 四位ノ中将ト被召下、
中比ヨリ大エト云

一鉢巻 長サ三尺七寸五步 右折ニカツク、

一衣装 長サ右同寸 床や着物ナリ、

一金吹手子 五位ノ下ニ被召下、
当分前手子ト云

一鉢巻 長サ三尺五寸五部 右折ニカツク、

一衣装 長サ右同寸 床やノ着モノナリ、

一吹子師 五位ノ下ニ被召下、

一鉢巻 長サ三尺三寸五部 右ヲリ、

一衣装 長サ右同寸、

一焼釜師 五位ノ下ニ被召下、

一鉢巻 長サ三尺三寸八部 右ヲリ、

一衣装 長サ右同寸 釜や二用ル、

右外財人中江宦職並御装束被下置ト云へ共、上ヲ奉レ

恐當時ハ御装束代ニ右ノ通手拭・衣装ヲ用ルナリ、未

世ノ今ニ至まで山中是ヲ御免有ナリ、其後古官・新官

ノ願上京して御免札ヲ申上、外財方出勤して諸役勤ル

所ニ、源平ノ兵乱ヨリ中絶して御礼金計ヲサシ上奉ル

処ニ、猶又後鳥羽院ノ比ヨリ中絶シテ其後ハ身洗銀下カ□

名附、其山々ニテ御造酒ヲト、ノへ、山中会合して祝

納ルナリ、是則御礼銀ノ心持ナリ、

一頼朝公將軍の官旨を蒙り給いて、六拾余州御下知に随

国主・地頭を被定時ニモ、外財方計ハ往古ヨリ下シ被

置候御下シ文ノ通、不相替可相勤、土中の宝を取上ル

ハ我朝繁昌ノ基イたるべし、雖レ為勅定ニ山中ノ山法

ハ直ニ先例之通可相守、自今以後末世ニ至迄国守・地

頭ノ通達ニ不能之条、外財役頭可致下知との御免札ノ

目録被下置畢、

鍛冶屋之次第

一吹子ハ 稻荷大明神

一鉄床ハ 大日如来

一鎚ハ 明時ノ明星

一箸十二前ハ薬師十二神

一炭抓ハ 住吉大明神

一火堀ハ 三宝大荒神

一水舟ハ 神社ノ天神

右仏神之守護シ給フ道具ヲ以細工可致事、神力依庇護

也、

一外財之根元記目録は、伊予国之住人川野太郎金重ヨリ

九代ノ孫川野次郎金久ニ男川野弾正太輔金重廻国シテ

見改所ニ、豊後国大野郡木浦山ト云所ニテ銀山ヲ見出

シテ、夫ヨリ今ニ至マテ山繁昌長久也、此金重外財方御下シ文・御目錄トモニ持来、木浦山之山先仕手鍵頭伝之也、当代日本国中ニ記録沢山ニ雖有之、外財根元之記目錄ハ他ノ山ニ無之者也、總勘状伝置畢、

右此一巻ハ川野彈正太輔金重ヨリ二十九代之孫木浦山役頭川野大藏之丞金重ニ伝リ、大平山之佐藤大膳相伝ル者也、

于時慶長三年正月吉祥日

休日之事

一山方ハ惣て仏神の祭礼滞リ、且又山川をあらし、年久しく過行候得ハ、無縁亡靈のたゞリニ依て病人多ク、稼の後レに成候故、正月・盆・五節句・祭日の間に、十日休ミとて休日を究被置候事、

- 一 正月三ケ日 十一日^山上リ 十六日^{山之神}祭り 廿七日^{十日}休
- 二月八日^{十日}休 十五日^{シヤカノ}ネハン 廿六日^{十日}休
- 三月三日^{セツ}ク 十四日^{十日}休 廿五日^{上同}休

四月三日^{ハマツリ} 八日^{シヤカノ}タシ生 十九日

五月朔日^{ヤスミ} 五日^{セツ}ク 十六日^{山ノ神}マツリ 廿七日^{ヤスミ}

六月八日^{ヤスミ} 十五日^{ギラン}マツリ 廿六日^{ヤスミ}

七月七日^{セツ}ク 十四日^{ヤスミ}・十五日^{ヤスミ}・十六日^{ボン} 廿七日^日

ヤスミ

八月八日^{ヤスミ} 十五日^夜 廿六日^{ヤスミ}

九月九日^{セツ}ク 十六日^{山ノ神}マツリ 廿七日^{ヤスミ}

十月八日^{ヤスミ} 十九日^{ヤスミ} 此間ニ仏祭アリ

十一月三日^{マツリ} 八日^{フイゴ}マツリ 十六日^{山ノ神}マツリ 廿七日^日

ヤスミ

十二月八日^{ヤスミ} 十九日^{ヤスミ}

右之外ニ所氏神ノ祭日有リ、尤月ノ大小ニテ日賦ハ違コトアリ、大略記置者也、

右此一巻ハ当山ニテモ持合候人無之、他ニ写出スコトハ難成候得共、我等任持合ニ新山取立之訳ニテ無撰写遺者也、

天明七年丁未十月吉祥日

薩州伊佐郡長野金山之住人

三浦六郎兵衛

義真



文化三年寅十一月十八日より同廿日写得之、

冊子原寸 縦三・五種

包紙原寸 縦三八種

横 一六種 二〇枚

横二七種

邊三 川上親厚ノ薩隅日三州巡遊記一卷

よるのむしろ

久方の、天津空ふる処あかつきのミねをわかれて、ゆくへさためつしもゆふへの山に帰るは、せの泊りしかあるものになむ、うつせみの世の中の人、あしたの枕をはなれ、遠くさかひをこえて、よるのむしろにとまると、心のおもむく事のはなり、文政二とせといふ年になん、旅衣はるかに高千穂の山の裾をめぐりて、いそのかミふりにし跡をも尋ね見んと、児玉の利国のぬしと共に、

如月の十日の日の巳のときはかりに立出けり、

しら雲のしらぬむかしも高千穂の

神世のことやかけてしのはん

かの山は天孫瓊々杵尊のおん世のはしめせしもいひ伝へて、筑紫の日向襲の高千穂のくしふる嶽と尊ミ仰くなり、こゝよりハ雲る路の幾重とかいはん、いとほのかなれハ、行末はかきりしられぬふりそへて、吉野の里をも薩摩のくにと大隅のくにとのさかひをこえて、白かね坂といふをいと遠くたりて、重留・帖佐の二さとをへて

永き日の入相のかねもきこゆなり

やととふさとやちかくなるらん

加治木のさとにいたり、前田玄佐といふ人のもとに宿る、十一日こゝのわらハの十はかりなるか、硯とうて紙の真砂地の色あるに、筆の跡つけてよとこひぬ浜ちとり、ふミもならハすといなミつれと、猶しゐてもとむるおさなこゝろのもたしかたけれハ、
山こへし身をもやすめてねぬる夜の

なこりハ千世もつきしとぞ思ふ

入江に生るよしとや見つらん、あしとやおもひけん、おほつかなし、辰のときはかりに別れて、山陰をゆくに瀧あり、龍門となんいへるとそ、いとはやくそよまれたる、

利国

白糸を天津空よりこきたれて

この水上にさらすとやいはん

打見たるさまをよくうつせり、瀧のいとくりかへし此歌をのミめつるとて、われはえよまでしも、すぎゆきぬ溝辺の里にいたれハ、垣ねつゝきに梅さかり也、

風かほる垣ねの梅の陰つたひ

たおらぬ花もかさしてそゆく

横川のさとはた織するおとめのあるを見て、停梭帳然憶遠人といへるふるきからうたを、利国のぬしこゑたかういひけれハ、それにすかりて

誰をかもはた織乙女おもひかね

うらミかほにも打なかむらん

とうちすさひつゝさすか心とゝむへきにもあらされハ打過ぬ、夕日のさしわたるころしも栗野の里なる川辺にいたる、正若宮の御社あり、いにしへ松齡君こまのくにのいくさにおもむき給ふとき、この御前にて門出しましゝところなれば、

いのり置いてこまのくにまで揚し名の

高きを仰く神の広前

こよひ蜂須賀の何かしの家に宿りぬる、長閑にふりいてたるも、ふけゆくまゝに風あらく、あられたはしる音、いと物すこし、

さへとをる夜半の枕の玉あられ

春をよそけに夢そくたくる

いとねられすやありけん、

利国

草枕むすひもはてぬ夢さめて

またかきおこす夜半の埋火

十二日猶はれやらてさへまさりければ、つま木あまた折

くへて、あるしも共に円あして何くれとかたらひ暮しぬ、
こよひぬるとしもなく、これもかれも物いひかハしてう
きをなくさむるもめすらしくなんありける、寝物語とい
ふ里の名は近江路のすゑとかや聞置しを、はるかにおも
ひやられつゝ、槇の戸のひまもしらミにけり、

十三日寒さよハリもやらねと、空のはれたれば巳の時も
ちかきころをひに立出けり、ゆく／＼おもひつゝけて

笹枕一夜二夜のやとりにも

こゝろをとめてわかれかねつる

大隅のくにと日向のくにとのさかひをこへゆけハ、吉松
・吉田の二さとのわたり、穂つミといふ物あまたあり、
こは秋のかり穂のよくほしたるを、田面のこゝかしこ多
くつミをくになんありける、よそのくにはしらす、わか
君のしめませるかきりハ、むかしよりかくするならハし
にして、もるといふわさもあらねと、ぬす人のうれひも
なし、大方冬にいたりてハ、とりおさむることになんあ
るを、

とめるにや秋のほつミの春かけて
田つらなからにもるひともなし

馬関田・加久藤のふたさとをへて、飯野のさとなる白鳥
山のふもとへと、田の畦をつたひゆくに、はからすも三
すミ田といふ所にいたりぬ、いにし天正といひし年のこ
ろ、このくにゝあとなすいくさありけるに、松齡君の御
いさをにてしつめ給ひしは、こゝになんあれハ、そのか
ミの跡共きかまほしけれと、ものしれる人にあはねハい
たつらにしのはれてのミ打過ぬ、いさゝか登りゆく坂中
に流れ出る水ハ太刀洗川也、其世の事共くミしらハ、今
のさひにたる心も光りハいてすへし、坂をしものほりは
てたるかたはらに、垣ゆひまはして一木の松あり、いく
そハくの年をかへぬらん、枝はるかにたれてくさむらに
及へり、

なつかしミとハマほしきハ枝たるゝ

松のへにけん世々のふること

つゝらいふ賤か垣ねの暮かゝる比ほひ、思ふ宿にそたと

り着たり、末永となんいふ邑のうちにて、わか遠津おや
より世々もち伝へたる田代の南門といへる宿りなれハ、
いとよるこひむかへけり、

こゝなる老ひとなど、夜のふくるまてなにくれとかたら
ひけれハ、ふる郷のこといとゆかしうおもひ出られて、

たらちねのおもひやすらん草枕

むすひかねたる夜半もありやと

十四日白鳥の御神おかミまつらんと、午のときはかりに
やとりを出て山ちをわけのほるに、としくにのぬしいく
度となくやすらひて、こゝかしこあさりければ、

ゆくくも心をとめてミ山ちの

苔になにらの跡求むらん

とすさひければ、いとたハむれて

利国

是そとて見せまく所思ふおそろしき

いのこてふものゝ跡をとめえて

道のくるしさをまきらハしけり、やかて宮ゐにもうつ、

こゝハ日本武尊をいはひまつれる也、尊の此わたりにて
御いさをありしことハ、まさしき文共に語はらならんか
し、この山は雪のきのふもふり、けさもつれりといへ
れば、

ふる雪のしら鳥山も春の日の

うつろふからにかすむ長閑さ

帰るさの山ちに出水といふ河あり、こなたかなたよりな
かれあひて、いとひろらかなるに、うへはミ山木のしけ
りにたれハ、涼しさのいかはかりならんかすと、夏をさ
へそ思ひわたれることをしも、浅からすめてけるにや

利国

こゝろとめて世々にめつらんミしめゆふ

しらとり山のやま川の水

つゝミ野といふに出たり、またおとにもきかさりし所也
けり、鶯のさへすりせしも打そへすへく、けしきそミた
る梅の一木枝をあまたになひき出たり、おもしろう珍ら
しきなといは、中くになん、

梅のはな打よりて見るつゝミ野の

あかぬ木陰も暮になりぬる

もとのやとりにかへりぬ、

十五日柴の戸をし明たる空いと長閑なれハ、霞の衣はる
くくと野をとをり、岡をこへて狗留孫山にわけいりぬ、
山ふかくしけれるさま、ミねあまたかさなるすかたえも
いはす、鳥たにもまれらなるにや、二こゑ三こゑいと聞
しらぬこゑにて鳴たる、遠近のたつきもしらぬ山中に、
おほつかなくもよふことりかなと、利くにのぬしのうち
すさひたれは、いと身にしみてそおもほへける、なを
奥ふかくわけいりて、宮ゐにもうてたれハ、谷より生出
し岩ほのうへ也、限りもしらひめも及はず、おくハ求摩
山につゝきてはてしあるへくも見へす、

宮はしらたてし巖のうきなく

きミか御くにハ神そまもらん

日暮てハせんすへもあらしと立帰る道ハ、いそくものか
ら谷にをり、嶺にのほりて心にそまかせぬ、

日も暮ぬ熊の住てふおく山の

いはのかけちハ宿もあらしを

からうしてふもとにくたり、大河平といふ所になんいた
る、こゝを世々しめたるあるしの家にとる、こよひ月
もいとおほろにふらさるにもあらず、ふるとしもなき雨
のいとしくかすミにけれハ、

月も猶かすミの袖につゝまれて

はるゝともなき夜半の春雨

十六日猶はれやらぬ空ながら、とひゆく里の遠からぬほ
となれはとて、午のときはかりにそ立出る、ゆふへにお
よひて小林の里につきぬ、やとりのあるしは横山の何か
しといふ、

十七日なごりなく晴たる空にハあらねと、雨をやミにけ
れハ立出けり、ゆきくゝて川あり、よこきりてはやき瀬
をふた瀬なんわたるに、波風吹あれていと寒ければ、

春を浅ミ又さゑかへるなミかせに

わたりわつらふ山川の水

高原の里を過て狭野といふ所にいたりぬ、北の方にひな
もり嶽といふあり、にしのかたに名にしおふ高千穂の嶺
あり、ひんかしより開きてみなミにわたれり、これそい
にしへ神大倭いはれひこの尊の生れまし、ミさとにしあ
れハ、そのおさなくおハし、時の御名せしも、里の名に
おふせて万代の末までもとふとミ仰く也、かゝれハなを
さりに見おろそかに思ふへき所にもあらずなん、神徳院
といふてらにそやとりけり、此わたりには、千尋の杉な
ミ立てかそへつくしもあへす、木ふかきおくのいとふり
たる昔ち水きよらかになかれて、心のあかをもあらふへ
くなんおほへける、

十八日朝けのいと長閑に霞ミけれハ

高千穂のふもとの狭野に立かすミ

かミ代の春の名残とや見ん

天孫に、きのミこと・このはなさくやひめのミこと・天
津彦は、出見のミこと・とよたまひめのミこと・うかや
ふきあハせすの尊・玉よりひめのミこと、此六はしらの

御たまを霧島の六の御社とそいへる、こゝにはいはれ彦
のミことをそへ奉りて、七の御社といはひまつれる也、
高千穂のなへての名をハ霧島山とそいふなる、午の時は
かりに宮るにもうてたるに、ぬさをなん神徳院にわすれ
置つれば

いそきいて、ぬさもとりあへぬこゝろをハ

いかゝハかミのみそなハすらん

みなミのかたにへたゝりて、はらひ河といふ川あり、ふ
るくより名に流れたれハ、深きゆへあらんかし、坂をた
とりて錫杖院といふ寺にいたる、いとたかき所なるに又
たかとのにのほる、見おろすふもとに山ふかくめぐりて、
ひろくたゝへたる海原なす水を御池といふ、あるは霧島
のかゝミの池とも、

かゝミなす御池の面よ神の世の

しらぬすかたもうかへてしかな

先宮るに参る、六の御社をまつれる也、夕さりまで遊ひ
て又神徳院に帰る、ふる郷にあるおさなこのこよひゆめ

に見へければ、

親を思ふこゝろや遠くしたひきて

こよひ旅ねのゆめに見へけん

と打ささひつゝ、猶思ひなきにしもあらされは、

子をおもふ道より見れハたらちねの

めくミしあともさたか也けり

十九日辰のときはかりにやあらん、立出るに昔のたもとはるくおくり出られつゝ名残おしまれけれハ、いとわかれかたきものゝ、さすか又とまるへきにしもあらさりけり、道すからいと忍ひかたしとや、

利国

老ぬれハ一夜やとりの人にさへ

わかれかぬらんおもかけに見ゆ

かくよまれにたれば、わかたもともしほれ行に、折しりかほのころもはるさめふりそゝく、安永の里をすくる比をひ、かせさへすさひていとくるしけれハ、しはしのやとりをしもとりぬ、あるしのおきな何くれと乙女にももの

させてねんころなれば、いとこゝろとまるやとり也けり、猶はれやらぬ空なれとをやミ待えて立出るになん、

利国

たちかへりまたもたつねんむつまじき

おきな乙女よおもかハリすな

はてしも見へぬ野はらを一ところのやすらひもなく、からうして都の城といふ所にいたれハ、里の板はし雨のあしのおとろくしくふりとゝろくに、川音さへ打そひてものすさまじや、いにしへ都島といへるあたりにして、いとひろき所になんあれハ、見るにめの及ふきハもあらすかし、北のかたはかりそ名も高千穂のくしふる嶽雲ふにほのかなるへきを、それさへけふハかすミはてたれハ、ことかたハいふも中くになん、かくて都島といふ名のミやひたるにめてつゝ、雨風もしはしうちまきるゝこゝちになんおほへければ、

なかむれば遠きむかしのミやこしま

かすミの袖の春雨そふる

いとほるかに見わたさるゝ道のあまりすへなるも、つかれにし旅の身にハ中く心くるしくそあふる、末吉といふ里もやゝちかく成ぬらんと思ふに、猶ゆく末の山ちはてしも見へねハ、

いつくにかやとりたつねん白雲の

しらぬ山ちのくれかゝるそら

しるへなきやミにたとりつゝ、いとくるしくそ此所の市にたつねつきぬる、

廿日岩崎村之内なる宝蔵屋敷といふにいたりぬ、これもわか家に世々しめをく所なれハ、よろこひてそむかへたり、されは旅なから旅とハいふへきにもあらずかし、又おなし里なる虎丸門といふ所よりもおのこきたりて、あすなん住吉もうでならハ、みちのたよりもよけれハ、をのかやとにもむかへてんといふ、さらハ帰るさに立よりぬへしといらへしてそ帰しける、草むしろしきしのひたるひとりねの、またあけやらぬしのゝめに、山鳥のほろゝうちけれハ、

くらへはや遠山とりのをのれのミ
へたつるつまに思ひやハそふ

廿一日巳のときはかりに南之郷といふにいたりて、橘の小戸のあはきかはらの御神にもうて奉る、ひんかしにむかへる山のなからはかりの所に宮ゐしめませり、御まへに一筋の川流るゝをなんミそきしましゝ跡と、此あたりのおきならか世々にかたりつき、いひもてきつゝとうとミ仰く所になん、

瀬をきよミ波のしらゆふたちはなの

小戸の河風こゝろすかしも

拜ミ奉るにもいとおふけなきこゝちなんしける、川辺の草青ミわたれるも、神代ゆかしき春の色になんとて

利国

神代よりたへすもゆらんたちはなの

小戸の河辺の春のわかきさ

立かへり、にしのかたにいさゝか行よのつねならず、うるハしくしけりにたるは、住吉の神の御山也けり、松杉

又は楠やうの木共、ミつかきの久しき世よりさかへきぬ
るもしるく、枝打たれたるにミしめなとも引はへければ、

ミしめ引山は神垣いく千世の

春をこめてかかすミ来ぬらん

宮ゐにもうて奉りぬ、此山のいたゞきなる姥石となんい
ふは、いさなミの尊のミさゞき也ときくに、いととうと
くそおもほへける、天津神代のあととはさたかにつたハる
へきにもあらさりけらし、この暁の夢に櫛かハらの宮ゐ
に詣奉りしか、こゝハふた神ひとつにハましまさすと心
にとまりてさめたるを、いかにともわきまへさりしか、
さめてたゞあたし夢ちと思ひしに

それかとたとる跡もありけり

かくて山をくたり、しはし立よりたる所は、はふ里子か
家ゐ也けり、こゝより北のかたにあたりて、かのミやこ
しまのさかひちかく、いつも立わたる雲霧あ□^(りか)て天の浮
はしといひ伝ふるとなん、外に引たかふるかたもあらね
ハ、そのあたりを橋野とよひならハせり、いとあやしき

ものゞきもありぬへき所からにや、

きゝわたる神代の跡は雲霧の

ほのかにかゝる天のうきはし

とら丸門にいたれハはや夕暮に成ぬ、かやむしろいとあ
らゝしき宿りなから、こよひハあかしてよときこゆれ
と、あすのミちのたよりよからねは、こゝろにもえまか
せすといらへしつゝ、名残あるものから立別れて、たい
まつともさせ、戌のときすぐるころほひに、もとの宿り
にしもかへりつきぬ、

廿二日にしのかたに立出てゆく、此あたりより又大隅の
くになり、いとひろき野原をわけゆくに、こゝハをしな
へて一牧^{まき}なれハ、春駒のこゝかしこむれるも、こなた
かなた荒行もよき見ものにそありける、やうゝ海見ゆ
る所にいたれば、いと珍らしくなん、

野山にも春ハありしかかもめ立

かすミの沖辺あかぬみるめよ

福山のうら半を過て敷根のうらにいたれハ、若御子の崎

とてさし出たる磯辺あり、

海士人にとへとしらなミ若御子の

名をハいそへにいかて立らん

うらつたひゆく浜辺、夕日の影に打よするなミの音、吹
わたる風のことゑ、いとさひしけ也、国分の里にいたりて
石塚の何かしの家ゐをそとひける、夜ひと夜かたらひ明
すやうにて起出ぬ、

廿三日朝のほといさゝか雨ふりぬ、金剛寺と龍昌寺とに
もうつ、古はわか君の遠津おや君のミたまをしもまつり
奉る所なれば也、かくて夕さり、もとの宿りにそ帰りけ
る、小夜衣ひも打とけてねにけらし、櫛の戸のしらむを
もしてから、山たかく朝日のさしのほりたるにおき出て、
いとまはゆくなん、

廿四日日当山といふ所のさかひなる出湯をたつねて、あ
かを流しつゝミしめ繩心引、宮ゐせしも拜ミ奉らはやと、
山陰の堤路めぐりゆくに、桜のはないと盛りにさきて、
木深く御社あり、是そ此大隅なるなけきの杜になんあり

ければ、

花ちらハなけきのもりの山さくら

あらしも枝をよきてふかなん

石体宮拜ミ奉り、やかて正八幡宮にもうて奉る、さくら
の花さけりければ、

是も又神のまにくゞミつかきの

さくらか枝の花のしらゆふ

こゝハ天津彦火々出見尊の御魄をいはひまつれる鹿児島
の神社也、さきにもうてたりし石体宮は、其御ミさゝき
となん、襲の高千穂の山のやかて西なる所なれば、まさ
しき文共にもよくあへるとなんいへるひとのありしかし、
此あたり宮内とたゝへて、其御代の都なりしといひつた
ふる也、うしろのかたハ山めぐり、ひんかしミなミにひ
ろくひらきて、すゑハ海につゞけり、かゝる所からにや
いつくにもまたつれなき花のさける成らん、帰るさけし
きの杜を過るに、夕風あらく吹なしていと寒し、
さゑかへるけしきの杜のゆふかすミ

かすみもやうてあらし吹也

又もとのやとりに帰る、

廿五日夜のまの雪に山のかしらハミなしろくそ成にける、
ひと夜のうちに老にけらしなともいひてまし、けふハ小
村といふ磯辺に宿りを移す、しほのひるまの波風も春を
よそけにさへわたる、こよひねらるへきやハ、

ゆめハたゞ波にくたけてよるの汐の

ミつるとひとにいふへくもなし

廿六日けふは鹿兒島に帰りつきぬへき日なれハ、いと心
のいそかれて、朝またきにそ立出ける、加治木の里にい
たりてしはしやすらひぬ、いにし十日の日ハこゝに宿り、
はるかに高千穂の山の北をめぐりて、ひんかしにいて、
ミナミにわたりて、今又此にしにきたれり、されハこゝ
よりやかへるさの道ともいはん、帖佐の松はらいと遠き
を過て重富の里にいたる、山風さへかへりてあらか日な
れハ、白かね坂をこへんには堪かたくこそ、波かゝる岩
はこゆともいさ磯辺よりと梓弓はるくたとりて浜つゝ

ら、くるしき所共そおゝかる、半よりいとさかしきやま
ちをのほりて吉野に出たり、すミれの花の色よくさける
を見て、

利国

いハつとにすミれつまはやおさな子か

きのふもけふも待こひぬらん

むれの岡をめぐりつゝ、いさゝか葉山なとわけ過て、

待らんと思ふこゝろにいそかれて

かへる野山はあしもやすめす

こゝよりはわか住里も見へわたりける、此廿日はかりと
もなひめぐりて、何のさハリもなくけふしもかへりつく
ことのうれしさもたのしさもかたミによろこひあひて、
春旅のいとくりかへし正木のかつら絶るふしなく過し、
野山の詠めをかそへ、宿毎にあるしもねんころにせしな
といひもてくれハ、すかのねの永してふ日もいつか夕つ
けのとりるときはかり、立別れて荒田のわか屋にそ帰り
つきぬる、

抑高千穂の雲に神代をかけ、狭野にたとり櫛かハラをわけしなと、ふるきわたりのこと共は、まさしきふもあらんかし、しかハあれと世々にいひつきて、人の口に残れる捨かたきもありぬへし、世くたりてこゝろ浅く伝ふることにもうたかひをなし、残れる跡をもおろそかに見て、終にはきへうせぬへきを越しとハ思ふ物から、見るに明らかならず、聞にさとからさる身にしあれハ、心のいつミくむに深からず、こと葉のはやしきるにしけれるなし、かゝれは玉ほこの道しれるひとのためには、つちくれにひとしく、又かハらのことくならむかし、光りなき谷のとほそにかくしもてをり、立田子のミすからのちのおもひ出なきにしもあらしと、水くきのかれくゝなるに、思ひうかふるまにくゝかきなかしたる旅ねのこのすさひなれば、名付てよるのむしろともいはむ、

御筆
数日紀行よくそはつらぬられたりと存候、附墨の外無存
寄候、利国詠歌尤ニ存候、

御判

川上のぬし親厚は、やつかれか父磯永周香と和かの友、船にてわかぬ浦清き湊に玉拾ひ、光りを磨かはやと互に掉さし行き通ひ、難波江のよしあしてふ事とも、こと問ひつ問われつ、年久しくこの手柏の意表の隔なく交りし人也しか、ある日父病ひの床にふし歩行の^{脳力}あれハ、心深くも此巻を懐にして同道さつ比都等御直しを乞懸ぬれハ、こたひ御入筆のありて下りぬ、よつて見せまほしく思ひ宿問ひ来つるとて見せ給ふを、われ乞求め置ぬ、

磯永源左衛門周直

文書原寸 縦一八・二釐 横一一六〇釐

追加三 参観名代ノ件

四通

追加三ノ一

宝曆九年卯八月仰渡

写

堀 堀右衛門江

御名代 御代参勤之面々、中途式对之儀ニ付別紙之通被

相定置候、其節備中殿ニは御家老座勤内ニ而
浄国院様より

御代參勤ニ付而中途之礼儀ニ付、川上久馬より申渡置候
趣有之候へ共、

御意之趣有之、式対以前之通被相心得居候得共、勤内故

御代參之儀は

右体之勤茂無之、外之御一門家其時節幼年ニ而

御靈前之勤ニ候間、座席等之儀当分_マ之通ニ而、中途又ハ

御代參等之勤無之故、中途式対之儀通達無之候、依之右
之段達

座敷ニ而礼儀之儀は平日之通可被致候、
右可申渡候、

貴聞候処ニ、

元文元

御名代ニ付而之式対自分之差別無之候間、御一門家も別

辰九月

主殿

紙先年被定置候通可被相心得旨被

文書原寸 縦一六種 横二二種

仰出候、

右之通可相達旨申渡、周防殿・因幡殿ニ茂被承置候様ニ

追加三ノ二

留守居江可申渡候、

本文書ハ追加三ノ一号文書ト同文ニ付省略ス

八月

弾正

文書原寸 縦一六・二種 横八九・五種

写

追加三ノ三

御名代被相勤候面々、中途礼儀なし、

写

御名代勤之由相断被罷通候、

頭殿并鑄_マ流馬、其外屹と御神事勤之者行列ニ而通行之節、

御一門方其外御側役以上江行逢候とも、向後不及下馬・下乗二候、左候而御神事内故、右次第之旨家来を以相断、不敬無之体二而可罷通、尤

御名代

御代參勤之向江行逢之節ハ格別成事候間、右通家来を以申断候節、其段被相達候ハ、則可致下馬・下乗候、此旨向々江可申渡候、

文政二年卯二月

長門

内藏

文書原寸 縦一七・三種 横四八・五種

追加三ノ四

宝曆九年卯八月十五日帳留写

備中殿江

御代參御勤之節、御式対之儀御内々承知仕趣有之、其

段申達候処、御覚之次第左之通御座候、

一備中殿

御代參御勤之節、大目附衆以上之御役人於途中御逢之節、乗馬二而候得は被留馬、乘輿二而候得は駕籠を被居候而、御代參勤之由被相断被為遊候、先々御格式二而御座候処、元元辰年從

淨国院様 御代參御勤之御方式礼之儀ニ付被仰渡趣有之、備中殿其節は御家老座御勤内二而御承知被成、其砌磯江參上之節、右式礼之儀於表方被成御承知候段、御直二被仰上候処、

淨国院様 御意有之候は、先達而為被 仰出儀候得共、御名代又は 御代參之節は下馬・下乗二不及筈候、被罷帰候節は常式之式礼可有之事二候旨御承知被成候、其時分御家老座御勤内故、右体之

御名代御代參等御勤被成儀無之、其外之御一門家茂御幼年等二而

御名代等被成御勤御方茂無之、且又其後何分と為被仰出儀茂御覚無之、只今迄は先々之通御覚二而候、其砌相究候趣、屹御格式被相糾置方茂可有之事候得共、

外方

御名代御勤之儀一向ニ無之候故、其篇ニ而御沙汰ニ不
及段承知仕候、以上、

八月十五日

堀 堀右衛門

一諸 御名代勤之節は、雖為誰人不及下乘・下馬、通掛

駕籠相互

御名代勤之御挨拶ニ而相濟也、

但帰之節は式対如恒例、

文書原寸 縦一七・八種 横一〇五・五種

追加四 齊興公ヨリ一門へノ諭書

(包紙ウツ書
「写」)

一門中江

我等常々公務は虫損□国政・家政専心掛令精勤候処、今般
厚以

思召稀成被任宰相家之面目此事ニ候、此後国政等不行届
時は、対

公辺無申訳候ニ付、以来下知を加候事ニ候、各方も相応
成私領も候へは、家政万端行届候様被心掛、定例ハ勿論、
俄之役目相当り候而も無異儀、速ニ被勤候様かねて心掛
可被申候事、

右天保十年己亥五月五日

御筆ニ而被 仰出候 御書付之写

文書原寸 縦一七・五種 横六四・五種

追加五 重富家財政改革令達

六通

追加五ノ一

(包紙ウツ書
「仰渡」)

今般家督被仰付候処、是迄家政不行届、殊ニ所帯方難渋
之段被
聞召上候付、別段厚

思召之詔被為 在、改革被仰付、重御役を茂被掛置、家
政向は勿論、何篇吟味之趣、此涯時々達

御内聽候様被仰付、別而難有仕合奉存候、依之三家初家
中一統右之 御趣意難有奉汲受、猶又懸心頭致精勤候様
屹と可相嗜事、

十二月

文書原寸 縦 一九種 包紙原寸 縦二八・三種

横六七・三種

横 二〇種

追加五ノ二

(包紙ワフ書)

大山後角右衛門殿

碓山八郎右衛門

(端裏書)
「登殿より被仰渡候御書付之写」

島津但馬殿

右島津又次郎殿事、此節家督被仰付候処、是迄之家政向
不行届、殊所帯方難渋之段被

聞召上候付、別段

思召之詔被為

在、所帯方立直迄之間改革被仰付候、依之家政向は勿論、
何篇此涯相談承候様被

仰付候条、此旨又次郎殿江相達、御付人并家中江も可申
聞旨、内用頼御用人江可申渡候、

十二月

登

文書原寸 縦一四・三種 包紙原寸 縦二八・五種

横 八〇種

横四一・五種

追加五ノ三

島津又次郎殿

右は此節家督被仰付候処、是迄家政不行届、殊二連々所
帯方難渋之段被

聞召上候付、別段

思召之詔被為 在、所帯方立直迄之間被致改革候様被仰
付候、左候而碓山八郎右衛門・三原藤五郎・坂本權之丞

・大山後角右衛門江右掛被仰付候条、家政向は勿論、何
篇吟味之趣、此涯時々達

追加五ノ五

役人

御内聴候様御達可申旨、御内沙汰ニ候事、

肥後隆右衛門

文書原寸 縦一六・六 横六一 一 一

中村三之丞

物奉行

追加五ノ四

別紙式通御内々達

川瀬甚兵衛
池田鯉右衛門

御聴候処、此涯山城殿より別紙御申渡有之候方、至極御

近習役

尤二

思召候、右之趣御自分迄御内々申越候間、山城殿江極御

別府源太左衛門
津曲助太夫

内々被申上候様ニとの御事ニ候、別紙相添此段申越候、

文書原寸 縦一八 横二二 一 一

以上、

但 役人初名前も入

追加五ノ六

御覽置候、

十二月廿四日

碓山八郎右衛門

本文書ハ追加五ノ一号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦一七・七 横四〇 一 一

大山後角右衛門殿

文書原寸 縦一六・五 横四五・三 一 一

追加六 斉興公ノ非常節儉内達

二通

包紙ツツ書
天保十五年辰九月廿五日

仰出写

御用ニ而登 城承知いたし候
御書付也、

追加六ノ一

今度笑左衛門・将曹

御前江被 召出、先年来御勝手向極々御難渋付、格外之
御取縮追々被 仰出、当時茂御改革中之処、一統相心得
候通、其以後御太礼打統、又は琉球人参府其外臨時之御
入価、至此節度々之御金納等ニ而、大坂表新古之御借財
夥敷、既御改革茂相戻り難行届儀は頭然付、抑
故三位様被

仰合厚以

思召不容易御改革被 仰出置、最早十ヶ年余茂相過候付、
御趣意通御成就ニ茂可相成時節候処、右之通其以来太粧
成御臨時打重り、御私高相嵩、三都之御借財御手を被附

候儀茂不相叶のミならず、却而御改革跡戻り相成候儀、
深被遊

御心痛、此上は今一涯御身辺より格外御省略被遊、御趣
法不被相替候而は誠御大事之御時節と被

思召候付、御公界御召物等之儀茂御半減と御取究、其余

御不行御召物等之儀右被準、且又他国反布類は以来一切

御用不被遊、御国産鹿品を以御事を被為欠可被為濟段被

仰出、就而は

御召品に寄候而は寒暑

御不如意之御品茂被為 在候付、再往奉願趣有之候得共

不被為在 御聴濟、何共奉恐入候御事候、仍而被 仰出

置候御趣意基キ鎖細尽吟味、向々御役々誠実に心掛可致

取扱、且又近来一統別而華美驕奢之風俗ニ成立、夫々御

一門方を始御役々等知行又は御扶持米御賄等、分限相応

被下置候得共、不勤之故を以身上及難儀、毎度内訴向等

申出茂不少、甚不都合候間、以来は願筋等御取揚無之儀

は勿論、屹と可被為及

御沙汰ニ茂候付、質素節儉を専心掛、江戸詰等之面々、
月々被成下候御賄料ニ而諸事相弁、一統致精勤候様可申
聞旨、笑左衛門・将曹

御直ニ御内沙汰奉承知難有儀奉存候、左候而亦御内沙汰
ニは天保八九年より追々桁書を以被仰渡置候儀、愈被相
行居候哉、何分之儀に可有之哉と

御尋茂被為

在候付、則御答申上茂奉恐入候得共、其儀は過半被相行
候事御座候、併中ニは又不行届之儀茂可有御座哉、早速
取調申上候様可仕と当座之御請申上置候得共、何分無申
訳御事候付、篤と評儀之上、笑左衛門・将曹より御請書
を以御断申上置候処、此節迄は御寛宥之以

思召御聴濟茂被為 在、誠以難有次第候、就而は天保八
九年追々被仰渡置候通、聊致忘却間鋪候、無左候而は右
御断申上置候訳茂不立、重疊奉恐入事候付、右之趣一
統難有奉承知、夫々分限相当之御奉公等無滞相勤、其外
精々儉約を相用、家業等不相失様相嗜、此涯屹と以前よ

り之習俗致一変、奉安

尊慮候様相心掛候儀は勿論、夫々支配頭等より氣を付無

油断申渡、愈

御趣意通行届候様可取計旨被

仰出候、

七月

文書原寸 縦一六・三釐 横三四六釐

追加六ノ二

先年来御勝手向極々御難渋ニ付、格外之御取縮被 仰出
当时茂御改革中之処御太礼等打続、其外臨時之御入価、
至此節度々之御金納等ニ而、新古之御借財夥敷候様相成
候儀、深被遊

御心痛、此上は今一涯御身辺より御省略被遊、

御公界御召物等御半減と御取究、其余御不断御召物等茂

他国品一切御用不被遊、御国産産品を以御事を被為欠

可被為済段被

仰出、諸人茂專質素節儉を心掛一統可致精勤、其外之儀

共笑左衛門・將曹

御前江被 召出

御直ニ別紙之通

御沙汰被為

在、誠以奉恐入次第二候条、難有

御趣意之程深奉承知、聊不致忘却奉安

尊慮候様可取計候、此旨諸向江申渡候間被成御承知、御

一統被

仰合、

御趣意通家中未々迄茂屹と御申付可有之候、

九月

主計

石見

安房

央

文書原寸 縦 一六・三厘

包紙原寸 縦 二八厘

横 一三五・五厘

横 四〇・五厘

邊型 久光公家老座へ出席ニ付指令

島津周防殿

右は此度御家老座江出席被仰付候、付而は座席御城代

上江被罷在候様被仰付候、

一年頭・八朔、其外節旬日・朔望・廿八日、或屹立候御

祝儀事等之節は可為家格之通候、

但 其節之御礼濟ニは居残、御家老座并御軍役方江茂

出席可有之候、

一御領國中江連判ニ而申渡事并近国等江書通之加判ニ不

及候、

一御家老申渡事等之節、出席ニ不及候、

一平日出勤之節は中之口より被罷上、退出茂其通ニ而、

御目付出迎ニ不及、表坊主先立ニ而、御附御小納戸格

等中之口より御家老座入口迄附添、退出茂同断、

一御名代勤并火消被成御免候、

一御用無之節は八前ニ而茂退出、又出仕茂四過ニ而茂不

苦候、

右之通被相心得候様御達可申旨被 仰出候、

四月

笑左衛門

文書原寸 縦一九・二種 横一五四・五種

邊八 齊興公ヨリ久光公へノ口達控

藩政扶助ノ件

(包紙ウツ書)
「御口達御扣」

島津周防

近年長崎表・相州浦賀辺、其外領内琉球国等江異国船
追々漂来、剩琉球国江は仏嘆人共于今滞留、何分不穩時
節旁付、海岸防禦等之儀追々從

公辺被

仰出、殊領内之儀は専海岸引受之事候付、以前より其手
当は嚴重之事候得は、今度改而手当と申は無之候得共、
西洋船等折々渡来ニ付而は、何れ大炮等を以防方無之候
而は、逆茂敵対不相調者眼前之事と存候、仍而軍役茂

大中様

貫明様

松齡様等御取行之御流儀江相基、専大炮等備組と主ニ取
用ひ、此度右ニケ条共

御先代之御流儀ニ作法相建候付、先達而同列内匠并其方
江軍役名代を茂申付候、尤当秋参府茂いたし候は、跡之
儀は其方江諸事致指揮候様申付置候趣、

公辺江御届等茂致置候儀は誠ニ不輕事候付、留守中之儀
は軍役ニ不限、当時改革中別而政事向旁掛念ニ茂存候間、
其方一往家老座江出席、諸事家老中より相談を茂承、品
ニ寄候而は則直ニ可承候、右申聞候趣懸心頭家老中申談、
万端氣を付宜取計候事、

四月

文書原寸 縦一九・二種 包紙原寸 縦 二八種

横 一七二種

横三八・五種

邊丸 軍役御手当人数減少ニ付藩庁ノ計画意見

御軍役御手当之儀付、当春分而御沙汰之趣被為 在候付、

御旗本備現事御繰出相成候様、屹と取調可申旨掛り被仰付、折角調方仕居候処又々承知仕候趣、是迄之御備立大粧之儀ニ而、現事其通ニは御城下諸郷共出張可難調、尤御三役以上茂右御賦通御出張相成候而は、御跡

御差支之廉茂有之、且亦 御留守堅メ之儀、猶以御手厚無之候而不叶儀旁付、先格ニ不拘今一往人数減少等を以別段致吟味、大頭龜絵図仕立内々差上候様被仰渡恐入次第、私式共別段之取調逆は何分調兼候得共、承

知仕候通現出立相調候人数は、彼是之差支ニ而殊之外減少仕事御座候間、次郎四郎初存付之廉々、一隊之組合等品々別紙図面并左之通凡之成行奉伺候間、何れ共御差図之上、右隊製ニ応し万端之諸賦仕度奉存候事、

一 御城下小番・新番・御小姓与、忒拾歳以上四拾四五歳迄、他国旅、島渡海、蔵役人其外地方檢者等之類、勤

場難迎人数并極々之窮士迄を相除、大体忒千八百人余茂御座候、右之内より御役人并横目・蔵方目付・諸座書役・小役人等勤場不差支様引残し、且又御当地台場御手当人数差分、其余病人又は一通窮士之内ニ茂難差加者段々可有御座哉、左候得は頓と右之半方位罷成可申哉、未取しらへ中故屹と難申上候、右差引残現人数之内を以、

御旗本備六組大砲備

御馬廻陸小姓百人并

御手廻人数賦方仕候事故、残り人数存分は有御座間敷哉と奉存候事、

但本行横目・蔵方目付・諸座書役・小役人等勤場不差支様致見賦候人数、老人込千人以上ニ茂相及可申哉

二 御座候、

一 右之通ニ御座候処、是迄之御備組一組戦兵九拾六人手四拾八人ツ、其外諸役者込百忒拾人程ニ相及、

御出馬備ニは右を六組・大砲備一組此節調ニは二組・陸小姓

百人、其外

御馬廻人数彼是千人近罷成、右を差引 御跡相応御備之御手当被成置候筋御座候得は、何れ是迄之御賦より人数減少之方被仰付外有御座間敷、就而は御備組之儀一組は矢張是迄之一組ニ被立置、右之内半方一手ツ、都合六手并大砲備二組被召連候筋欵、又は一組之戦兵被相減、図面通七拾式人ニ被相定、物主式人之場を尅人ニ被仰付、外ニ相談役又は談合役共等之名目を以、六人賦以上御直触御役人迄之内人柄を以尅人被召付何篇被申談、時宜ニ寄分隊ニ茂相成候節は、右之人より相分致差引候様被仰付候而は何様可有御座哉、又は別紙図面之通五籍之法ニ全体之組合より可被相替哉、何れ共御吟味次第被仰付度奉存候事、

但別紙画図面、五籍之法を以組立候得は、夫々等級相立、役名等相替不申候而は現事相当不仕故、其処を

以図面仕立御座候間、右通於被仰付は諸郷私領と茂相拘り、散兵・遊兵等認有之候方は何方茂波及受兼、

勿論教練茂不仕事御座候間、此涯御軍賦役并砲術取

馴候者共一同廻勤被仰付度奉存候、乍併右等之儀、

此節柄他邦御響合、且は一隊人数組之儀は公刃御届

二茂為被及置事御座候付、何欵事立騒々敷相聞得候

筋等之儀如何可有御座哉、此等之処は御吟味次第奉

存候、

一諸郷之儀、是迄每郷幾組幾手と御賦付相成居候得共、

是亦

御城下同前御賦通ニは、中々出張相調候丈無御座候間、

前条隊製御治定之上は、都而現立之処は減少可仕候、

就而は前条是迄之振合ニ而戦兵迄御減少之方御座候得

は、表通仰渡替ニ不及、当分通ニ而現立何程と賦立置

可然哉、全体之組立より被相替候方ニ被仰付事候得は、

何れ諸郷私領共都而画図面賦書引替渡被仰付、前文廻

勤等之手数被仰付度奉存候事、

一旗之儀、是迄之処は一隊ニ尅本ツ、右預尅人被召付筋

之御賦御座候得共、別紙図面ニは相除申候間、其通可

被仰付哉、又は是迄通可被召置哉、尤諸郷備之儀、惣頭馬廻江卷本之賦御座候間、郷々目印無之分兼候ニ付、行軍又は備立付之節は、是迄通ニ而決戦之場ニは不相用様ニ茂可被仰付哉、

一 貝太鼓役之儀、是迄之処与力より相動候筋御座候得共、以来諸士与役ニ可被仰付哉、成行は次郎四郎より可被申上事、

一 御旗本備、御城下諸郷惣組合セ之儀、以前之御賦は七隊七軍ニ取分ケ、

御旗本

御馬廻迄人数相替り、其余は都而同賦御座候、先般助左衛門取調ニ而当時被定置候処、隊数は矢張以前通ニ而大中小組合相替都合九軍、隊数多小を以賦立置、図面は凡戦列之形ニ仕立、先達而入御覽候通御座候、此節別紙繪給図之儀は、以前七軍之方何れ茂同賦易簡之方ニ御座候間、一先右ニ基キ認申候、乍併右は何れ之方ニ而茂御差図次第可仕、尤

御出馬ニ付而は、遠近之差別其節之依時宜多少可被仰出事ニ御座候得共、前条七軍と欵九軍と欵、又は五軍三軍ニ茂大頭之定規は被居置、其内より時々之模様次第増減を以

御出馬被為 在度御事ニ奉存候、左候而御出張先御備立配多少分数之儀は、其場其時之時宜ニ依り可申奉存候事、

一 別紙繪図面

御手廻人数之儀は、戰場江罷出候向迄を凡相認、此余之役々為御持道具等小荷駄方又は御陣屋等迄之類は、都而相除申候、而御賦帳江相記候様可仕候、

一 御一門方初一所持・諸大身分備・惣頭等被相動候向、高百石ニ付式人軍役之割を以出馬人数賦被渡置候処、現事出張ニ付而は、御賦付通之人数被召連候儀難調向茂可有御座候哉、就中小身之寄合并諸地頭、御役柄等ニ付無契、高前ニ不拘其向相当之人数召連候様御賦付茂有之、殊更平士より当時御役柄被仰付置候向は、内

実夫程之手人無之向茂決而可有御座、就而は此涯右高
前御役柄等二不拘、現事相調候丈之人数、其外諸要具
共銘々二おひて致賦方、夫々差出を以被申出候様二茂
可被仰渡哉之事、

但古来之御賦は、高百石三人軍役以上被仰付候筋相見
得申候、

一御一門方之儀、當時は

御名代被仰付候迄二而、諸手惣頭等被仰付候御定無御
座候、古来之御賦二は御先手等之大将等被仰付候筋相
見得申候二付、其通可被仰付哉、又は

御名代迄之処二可被仰付哉、此節取調二付而は一軍之
惣頭賦二相拘り申候間奉伺候、

右之通存付之廉々、一先大頭之処奉伺候、尤一統江
茂未得と吟味不相渉、就而は

御国中一統江相拘り不容易儀御座候間、猶亦深評議
被仰付、御吟味之上御治定相成度奉存候、此外万端
賦方二差当り増減斟酌可仕儀多々可有御座候得共、

前条人数組治定不仕候而は何篇運ひ兼候間、一先此
段奉伺候事、

申五月

文書原寸 縦一四・五釐 横三九二釐

邊一〇軍備手当並諸役任務書

一御出馬御備組七備一軍之事

内

一御旗本一備御城下

一外六備諸郷私領

但

遠中近之依

御出馬二備三備五備、又は七備二而も、備數之多少

其節之可為時宜次第、

一諸備小銃隊五組・大砲隊一組ツ、組合セ一備之事

但

五人二伍人頭を付て、一隊拾人二什人頭を付て、半

手式拾人二小頭を付て、壹手四拾人之二手を合て物

主を置き、散兵半手・遊兵壹手を加へて一組又大砲

三挺二小頭を付て、壹手六挺之二手を合て物主を置

き、散兵半手、銃兵、砲手を加へて大砲一組、右之如く組上ケ小銃隊五組・大砲隊一組、都合六組ニ惣大將を置いて一備諸郷より大砲隊一組・小銃隊四組、私領より小銃隊一組ツ、組合せ一備之賦、

(付紙)

御出馬御備組、西目東目御出馬と御領國中ニツ分ケ二軍ニ定置、御城下は六ヶ月、諸郷私領は一ケ年交代ニ御手当被仰付置、東西二軍之外は都而御領國中之守兵ニ相究、西目東目海岸御手当、諸郷私領共東西二軍之内より忝式組ツ、忝番式番駆付相究可被置哉、又長崎其外他国江援兵等被差出儀も候ハ、跡之不足は残り之守兵を以補候様、左候而

御城下は至極之少人数ニ而、御旗本御備さへ充分無之、御備組外ニ西目東目長崎御手当等被仰付候而は、御旗本人数別而御手薄相成候間、御城下人数は屹と御旗本備ニ被究置度御座候、

但

海岸江異国船到来之儀も候ハ、先其郷之地頭・

物主早速被差出、其上御手当人数繰出相成候儀、

当然之事ニ御座候、

一 一軍は備ことに御先備・御左備・御右備・御旗本備・御後備・遊兵備・小荷駄備と都合七備ニ定置、又一備之中ニも組々先左右旗本遊後小荷駄組相究、自然一軍之体相備へ候事、

但

一 備こと之兵糧奉行・玉葉奉行・御普請奉行、十人賦以下御役人より、一軍之兵糧奉行、御趣法方御用人又は御勘定奉行より、玉葉奉行、御鉄砲奉行より、御普請奉行、御作事奉行より、惣小荷駄奉行、御勝手方御家老より、即小荷駄備惣隊將之賦、

一 小頭什人頭・伍人頭等之諸頭役は式拾五歳以上之事、

但

一 小頭御役人等、(操腕力)士正敷軍事ニ心得有之者

一 什人頭、誠真深ク世上之人望も有之者

一 伍人頭、随分一郷之人望も有之者

一 貝太鼓頭、諸隊之進退不相乱、軍事ニ心得有之者

一 貝鼓士、壯健雄略之者

一 談合役、物主之相談役ニ而士操正敷、別而軍事ニ

心得有之者

一御旗指、英士強勇之者

一御旗預、御役人等軍事ニ心得有之、雄略強勇之者

一兵糧奉行、他所向は勿論、万端取馴、軍事ニ心得

有之者

一兵糧方頭取、他所向は勿論万端取馴、随分軍事ニ

心得も有之、就中筆算調達之者

一玉葉奉行、御役人等砲術取馴、軍事ニ心得有之者

一玉葉方頭取、砲術取馴随分軍事ニ心得も有之、筆

算調達之者

一御普請奉行、御役人等万事取馴、随分軍事ニ心得

有之者

一御普請方頭取、万事取馴候者

一諸戦兵、壯健之者四拾五歳以下式拾歳以上之賦、尤御

国中之守兵は別段之事ニ候、

^{付懸}但

「平日之調練は五拾歳以下拾五歳以上、」

一遊兵依願得道具之者、万一鉄砲而已ニ而弓・鏝・

長刀等之者無之節は銃兵同与之事、尤遊兵之名目

ニは候得共殺手隊ニ候、併全殺手ニ究置候而は是

非得道具ニ限り候様御座候、且又惣鉄砲之御賦ニ

而得道具之人も是非鉄砲用意之筋被仰渡置、其上

三人間に夫老人之御定ニ而は、鉄砲外ニ弓・鏝・

長刀等別段持越候人も無覚束、其上銃砲盛之時勢

ニ候得は猶更之事故、全殺手隊相除可然候得共、

自然武術及廃業ニ人氣ニも拘候様成立候而は、別

而如何之至候間矢張殺手ニ而銃兵兼帯之趣意ニ御

座候、

一散兵小銃取馴、毘打之達者、尤散兵之名目は隊を

離、全く敵之頭立候者を毘打之趣意ニ御座候、

一陸小姓、三拾八歳以下式拾五歳以上之事、

但士操正敷、小銃取馴、武術之達者、至極壯健之者

一物主は自分纏を以て一組之為印事、

但一惣隊將は御旗を以て一備之為印事、

御旗之儀は一備之目印ニ而格別之もの候、尤

御直ニ惣隊將被仰付

御旗

御手つから被遊御渡候様有之、別而重き方被仰付度、

尤惣隊將は家名方并大目附以上之賦、

一 貝鼓士は大将之令を通し格別之役職ニ候間、与力・足

輕等ニ而は名実致相違候間、士以上之事、

一 旗は軍中第一之もの候間、旗指与力・足輕ニ而は是又

名実甚相違いたし候故、格別之士人撰第一之事情、

一 伍法之次第平日相定置候儀本意ニ候得共、逆も相調儀

ニ無御座候、併已前之戦ニ替り銃砲盛ニ相成、手強く

大砲等打立候ハ、中々煙中之混雜差見得候、殊更治世

久敷打続、実地ニ望候ハ、如何様之制法も有之間敷候

間、先伍人頭・什人頭・小頭迄究置、其外戦兵は夫々

物主江取調被仰付、伍人頭銘々臨時之鬪取ニ而伍人之

隊相究、伍人ニ伍人頭、什人ニ什人頭、式拾人ニ小頭、

一組ニ物主と申様能々占総相調不申候而は、逆も其場

之混雜如何制可申哉、万事充分相調居候而も現事之混

雜差見得候、何れ隊制相調、法令・規律嚴重ニ相備り

可申外有御座間敷候、右は先度

御沙汰之趣承知仕候間、專現事ニ基き先是迄之御規格

も差置取調申候、尤

御出馬図不相究候而は万事取調も出来兼申候、以上、

但 御備絵図并人数調帳相添差上申候、

申五月

文書原寸 縦一六・二釐 横四三九・五釐

追加ニ 齋彬公襲封ニ付一門へノ通達

登城、鶴之間ニ於テ 久光公へ

二通

追加ニ一ノ書

〔包紙ウツ書〕
「覚写」

〔朱〕 嘉永四年亥二月九日、御用之儀ニ付致登城候様前

日通達ニ而申来候ニ付致登城候処、於鶴之間御家

老列座、此御書付致承知候事、

本書は垂水江相廻シ候事、

写

太守様御六拾余歳被為成、

少将様御儀御年齢被為成候付、御政務

御讓可被遊

御隠居旨被

仰出、其段島津将曹御使二而被

仰進候処、今暫は是迄之通被遊

御指揮被下候様被遊

御願度

思召候得共、最早

御決心之御事二候得は、

御止茂難被

仰上御事候付

御請被

仰上、左候而御政事向ニ付而は不容易御事二而、未御取

馴茂不被遊候付、万端御相談御介助被成進候様、御厚

御願之趣被為

在候処、御尤ニは被

思召上候得共、被遊

御隠居候上御政事向ニは御立障難被遊御断

思召之段被為及

御返答候付、再往無御扱

御願被

仰上候処、無御余儀被遊

御許容候、左候而表向

御願書之儀は、当正月中被差出賦之段御到来候、

二月

豊後

近江

文書原寸 縦 一九・二種 包紙原寸 縦 二八種

横 一三三・三種

横 四〇・五種

追加一ノ二

(包紙ウツ書)

「写

嘉永四年亥二月廿一日、御用之儀有之候ニ付致登

城候様、前日通達を以申来候ニ付致登 城候処、

於鶴之間御家老列座島津豊後より此御書付通承知、

暫時部屋江扣居、又々於鶴之間謁御家老御祝儀申

上候事、

御承知、

御両殿様江御祝儀御申可被成候、

二月

豊後

文書原寸 縦一八・七種 包紙原寸 縦二八・五種

横九〇・三種 横 四一種

御一門方

写

太守様御隠居

少将様御家督之御願書、先月廿九日御用番阿部伊勢守様

江被差出置候処、去ル朔日御老中様御連名之御奉書御到

来、翌二日

太守様御名代南部遠江守様

少将様御登

城、於御白書院御縁頼御老中様御列席之上、御用番松平

和泉守様より

太守様御隠居

少将様御家督御願之通被 仰出候段御到来候、此段被成

湯三 御藏米支払計算書

御藏之納本

米拾貳万三千八百七拾八石

(付紙①) 本文拾貳万三千八百七拾八石之内

内 真米壹万六千六百六拾九石八斗六升六合

内 真米四千零八拾八石壹斗六升

内 貳千石此節江戸江被差続候、

右当所出物藏内常平倉御囲

真米壹万貳千四百八拾壹石七斗六合

右諸郷御藏々常平倉御囲

内 一米七千石

右江戸御統米

一米九千八百三拾九石

右大坂御仕登

一米貳千石

右御軍役方御困ニ而新米詰替之上島統等払

一米六百五拾石

外ニ貳百五拾石古米

右

近衛様御合力米并京大坂諸人御扶持米

一米拾壹万貳千七百六拾壹石

右島統其外御当地御扶持米等諸払

付紙
「当年他国米御買入」

五千石之賦

内 千石 日州福島ニ而御買入

貳百六拾石余

佐土原廻米御買入

内書之外未相濟候由」

合米拾三万貳千貳百五拾石

差引

付紙 米八千三百七拾貳石不足

「当年壹万石以上之不足之賦」

右は去秋御領國中、諸御蔵之免本并諸出米、諸引付入迄

惣納高ヲ以、凡御払差引右之通御座候事、

文書原寸 縦一四・五種 横六四種

邊三 順聖公中陰祭文

久光公

維

安政五年歲次戊午秋七月廿日

從四位上中将順聖公薨、越八月五日礼葬于玉龍山、重

富邑主臣忠教辱族於懿親敢執紼以從事、於窆旁之間

不堪哀痛慘怛之至矣、今爰中陰之日恭以蔬果庶羞之

奠謹祭、

明靈伏惟

先公明明其德臨君、三州兼有一國維文維武、其典其則

大振學風嚴調師律、暑雨祁寒惕厲不息、于夙于夜于
寢于食、万緒方拳四民勤職教化、遍敷恩威並溢令望
令儀匪啻封域、天之永命咸祈千億、天道昭昭、奈何
無識、奄忽捐館遭、斯愍惻遺命、是奉戰戰慄慄、中
心藏之何日忘失、爰哭爰慟泣涕不拭、敢陳薄奠衷情
具述、嗚呼哀哉、尚

饗

文書原寸 縦四二種 横五〇種

追加二四 故齊興公ノ祭文

久光公

維

安政六年歲次己未冬十月

族臣重富

邑主忠教恭以蔬果庶羞之奠謹祭、故
從三位宰相老公金剛定院殿明覺亮忍

大居士尊靈

明明赫赫、臨君三州夙勤庶政庶政克修文教武備、靡一不

周撫民勵士、威德並流既已告老、乃嘗免裘剛健不倦、力
輔謀猷士庶胆仰禱、千万秋旻天罔極罹、此百憂擗踊慟哭、
恩義難酬薄儀、敢陳衷情維抽、嗚呼哀哉、尚

饗
文書原寸 縦四二種 横五六種

追加二五 幕閣連署朝廷へノ願書

松平春嶽上京猶予其他ノ件

(端裏朱書)
「壬戌八月七日」

一筆致啓上候、

然は是迄於關東御不都合之義共在之、深恐入候次第二付、
此度以

勅書被 仰出候通、今後之義ハ只管奉推載

勅意、心力ヲ尽し誠精ヲ勵し、偏公武御一和、上下一致
万民致安堵候様取計、何卒奉安

叡慮度卜刑部卿初一同日夜心痛罷在候、未事業ニ施候義

無之故、被安

宸襟兼候御義モ可被為在下奉存候、幕府新政不容易次第

八月七日

水野和泉守
松平豊前守

二而、百思千慮尽評義候故之事二候間、此段御指合在之

脇坂中務大輔

候様致度、扱又春嶽上 京被仰出候へ共、前書之通万般

松平春嶽

政体篤ト見据相付候上ナラテハ、上

京仕候テモ可奉

徳川刑部卿

叡慮様モ無之二付、此義暫

広橋一位殿

御猶予相願度候、是迄深被為惱

坊城大納言殿

宸襟候義モ、畢竟久世大和守・安藤対馬守不束之取扱在

文書原寸 縦一八・八種 横八九種

之候事故、

大樹公ニ茂深恐入思召、私共一同ニ茂不堪恐懼奉存候、

通一六 公儀仰出等

自今以後ハ、偏以公武御一和之義誠精粉骨仕候条、尚

閏八月十五日参觀交代改制予告。

宸衷モ被為在候ハ、以各方私共一同へ被 仰出度、

参觀割合(戌、亥、子三ヶ年間)其他妻子ノ件

御到当之御義ハ何分ニモ尊奉可仕、自然於時勢難被行御

(表紙)朱
「『戌九月』」

義ハ、乍恐從是御断可申上候、此段其許迄厚御合在之候

公儀仰出等」

様致度候、以上、

板倉周防守

中山大納言

正親町三条大納言

右被伺進退之子細有之、伺之通差扣被

仰出候、

右之通今度於京都被

仰出候趣付申上候、

一、 閏八月五日

千種少将

松平容堂

岩倉中将

京都より被

富小路中務大輔

仰進候趣へ茂有之候付、国家之為心附候儀は無遠慮と

右依有

の上意二候、

思食、蟄居被

一、 閏八月五日

仰出、辞官落飾願之通被

御使水野和泉守

仰出候事、

水戸中納言殿

富小路二位

源烈殿御事為国家忠節尽力卓越候段、深

右依孫御咎差扣、伺之通被

叡感二付被追贈從二位大納言候旨、今般京都より被

仰出候事、

仰進候、依 御使被 仰進候、

久我 前内大臣

水戸中納言殿

右依有

源烈殿御事為国家忠節尽力卓越候段、深

思召、蟄居落飾被

叡感二付被贈從二位大納言候付而は、猶又被繼其遺志

仰出候事、

皇国之御為可被^{本ソマ}在候丹誠段、京都より被

仰進候付、

叡感候趣厚御心得、猶此上被尽誠忠候様にと

御意二候、

一、 閏八月八日

松平肥後守

今度京都守護職在京被

仰付候付而は、守護職中御役知五万石被下、場所之儀

は追而可相達候、

同人

今度京都守護職在京被

仰付候付而は、彼是入費茂不少儀二付、出格之以

思食金三万兩拜供被^(供) 仰付之、

右於奥相濟、

一、 御上洛之御用

水野和泉守

大目附外国奉行

岡部駿河守

御勘定奉行

酒井但馬守

名代根津肥前守

小栗豊後守

川勝丹波守

御目付

神保伯耆守

大井十太郎

御勘定吟味役

立田録助

御上洛之御用被

仰付之、

御落之御用

右之通、一昨廿二日御沙汰書二相見候、

堀出雲守

御奏者番

不残

御改革付御奏者番被相改御役御免

寺社奉行

牧野越中守

井上河内守

有馬左兵衛佐

名代牧野越中守

寺社奉行本役々々可相心得候、

右之通、昨廿三日御沙汰書ニ相見候云々、

一、 戌八月廿四日

申渡之覚

酒井若狭守

名代田付主計

思召有之付、先達而之御加増老万石被

召上、隠居被仰付、

若狭守養子

酒井修理大夫

名代小倉新左衛門

養父若狭守事

思召有之付、先達而之御加増老万石被

召上、隠居被仰付、為家督其方江拾万三千五百五拾

八石余被下、帝鑑間席被仰付、

右於周防守宅老中列座同人申渡之、大目附松平對馬

守・御目付大久保權右衛門相越、

一、 閏八月十四日

中務大輔

病氣可手間取様子付、同列共迄申聞候内存之趣被及

御聴候付、

日光御宮 御靈屋御修覆并御勝手御入用掛

御内意被仰付置候、

御上洛御用茂被成御免候、

右之趣周防守より以手紙申遣候由、

閏八月十六日

上意振

先般申聞候通令変革候付而は、參勤交替之儀も相改候

条武備充実候様可心掛、尤委細之儀は年寄共より可及演説候、猶存奇有之候ハ、無忌憚可申聞候、

右於御黒書院、万石以上之面々御目見 上意有之、

一方今宇内之形勢致一変候付、外国之交通茂御差免相成候付而は、全国之御改革一致之上ならてハ難相立筋二候処、御大礼等打統一新之機会を失ひ、天下之人心居合兼、終二時勢如是及切迫候次第、深

御痛心被遊候付、上下拏而心力を尽し、御国威等更張被遊度思召二候、尤環海之御国海軍を不被 興候而は御国力不相震候付、追々御施設可被成候得共、此儀は追而被

仰出二而可有之候、右付而は參府之日數御緩め之儀、

追而可被

仰出候、依而は常々在国在邑致し、領民之撫育は申迄も無之、文を興し武を振ひ富強之術計厚相心掛、銘々見込之趣も有之候ハ、無伏臆申立候心得二可被在旨被仰出之、

右其後於大廊下、春嶽殿・老中列座、豊前守演達之、

閏八月十五日

一軍艦之儀、是迄浦賀番所ニおゐて改來候処、以來御差止相成候間得其意、品川沖出入之節は外国掛月番之老中へ相届候様可被致候、且又諸家ニて軍艦有之面々は船名并船中据付鉄砲之挺數并家々之帆印等委細相認兼而可被相届候、尤浦賀番所へも右同様可被届候、且向後軍艦製之節茂右之通相心得、若軍艦ニ而武器類積送候節は、出入共其時々老中へ相届候様可被致候、

右之趣万石以上以下之面々江不洩様可被相触候、

閏八月

板倉周防守殿御渡

一 大目附江

諸家并遠国奉行等旅行之砌、持簡其外共挺數之儀、只今迄同之上為持來候得共、以來ハ不及同銘々嗜次第行列之内へ差加、又は荷造等ニ而勝手次第持越不苦候、尤実備第一二相心得、供連之儀は可成丈減省可致候、

且又持越候挺之儀は兼而相届置、通行筋関所々々へ茂

兼而相達、増減等有之節は其都度猶又面々より相届

関所々々へも同様相達候様可相心得候、

右之趣万石以上以下之面々へ不洩様可被相触候、

閏八月

一 大目附江

今度衣服之制度御変革左之通被

仰出候間、明廿三日より書面之趣ニ可被相心得候、

一 熨斗目・長袴は以来総而被廃止事、

一 正月元日二日装束、

一 正月三日無官之面々、御礼服紗小袖・半袴、

一 正月四日より平服、

一 正月六日七日服紗小袖・半袴、

一 正月十一日御具足、御祝服紗小袖・半袴、

一 二月朔日装束、

但御礼席ニ不拘面々は、服紗小袖・半袴、

一 三月三日服紗小袖・半袴、

一 四月十七日

御参詣之節装束、

但殿中は服紗袷・半袴、

一 五月五日染帷子・半袴、

一 七月七日染帷子・半袴、

一 九月九日花色ニ無之服紗小袖・半袴、

一 御神忌且格別重キ御法事等之節は是迄之通装束、

一 御定式

御参詣之節は諸向共服紗小袖・半袴、

一 勅使

御対顔

御返答之節は是迄之通装束、

但席江不拘面々は、服紗小袖・半袴、

一 勅使御馳走御能之節は都而服紗小袖・半袴、

一 御礼衆万石以上以下共都而服紗小袖・同袷、又は染帷

子・半袴、

一月次は別御礼衣之外平服、

一 平服は以来羽織・小袴・襦高キ袴着用可致候、

右之通万石以上以下共不洩様可被相触候、

閏八月

一、

大目附江

正月廿八日

二月廿八日

四月廿八日

五月朔日

七月廿八日

九月朔日

右日限以来月次御礼不被為請候、其外是迄之通二候、

一 御語初

嘉定

玄猪

右御規式以来被差止候、

右之趣向々江可被相触候、

閏八月

一、

大目附江

万石之面々勝手次第乗切登 城被成御免候、尤

殿中小袴・襦高キ袴等相用可申候、

御城内召連候供之者茂可成丈相減可申候、乗切二無之

とても無益之人数は相省候様可被致候、

右之趣万石以上之面々江可被相触候、

閏八月

一

參勤割合

当戊年「丑辰未」^(朱)

春中在府

松平兵部太輔

佐竹右京大夫

島津淡路守

夏中在府

加賀中納言

細川越中守

秋中在府

松平大膳大夫

松平相模守

松平阿波守

松平出羽守

溝口主膳正

冬中在府

来亥年「寅巳申」

春中在府

松平修理大夫

松平安芸守

亀井隠岐守

松平美濃守

立花飛彈守

津輕越中守

藤堂和泉守

松平越前守

松平土佐守

松平備前守

南部美濃守

冬中在府

来々子年「卯午酉」

春中在府

松平陸奥守

松平三河守

宗対馬守

松平右近將監

松平肥前守

松平飛彈守

伊達遠江守

丹羽左京大夫

松平大和守

上杉彈正大弼

有馬中務太輔

南部遠江守

秋中在府

冬中在府

右之割を以、在府之儀は三年目毎二大約百日を限可申候、松平美濃守・宗対馬守・松平肥前守は大約一ヶ月を限可申事、

一春中在府之面々は前年十二月中参府、四月朔日御暇被

下、夏中在府之面々は三月中参府、七月朔日御暇被下、

秋中在府之面々は六月中参府、十月朔日御暇被下、冬

中在府之面々は九月中参府、十二月廿八日御暇被下儀

二可被相心得、尤 上使を以御暇被下候面々は、右日

限前御暇被

仰出二而可有之事、

一 松平美濃守・松平肥前守は三月中参府、五月朔日前御

暇被下、宗对馬守は前年十二月中参府、正月末御暇可

被下事、松平阿波守・松平出羽守・溝口主膳正、其俣

十二月中迄在府たるへく候、其外当時在府之面々は

近々御暇被

仰出二而可有之候事、

一 今度被

仰出候趣有之候付、参勤御暇之割別紙之通可被成下旨

被

仰出候、就而は在府中時々登 城いたし、御政務筋之

理非得失を初、存付之儀も有之候ハ、十分ニ被申立、

且国郡政治之可否、海陸備禦等之籌策等相伺、或は可

申達、又は諸大名互ニ談合候様可被致候、尤右件々

御直ニ 御尋茂可有之候事、

一 在府人数別紙割合之通被

仰出候得共、御暇中たり共前条事件或は不得止事所用

有之、出府之儀は不苦候事、

一 嫡子之分は参府、在国在邑共勝手次第之事、

一定府之面々在所江相越候儀、願次第御暇可被下、尤諸

御役当之儀は別紙在府之割を以可被

仰出事、

一 此表ニ差置候妻子之儀は、国邑へ引取候共勝手次第可

被致候、子弟輩形勢見知之為在府為致候儀、是又可為

勝手次第事、

一 此表屋敷之儀、留守中家来共多人数不及差置、参府中

旅宿陣屋等之心得二而可成丈手輕ニ可被致、且軍備之

外惣而無用之調度相省、家来共之儀は供先使者勤共旅

装之仮罷在不苦候事、

一 国許在所より懸隔候場所御警衛之儀ニ付而は、追而被
仰出品茂可有之候事、

一年始・八朔、御太刀・馬代、参勤家督、其外御礼事ニ
付而は、献上物は是迄之通たるへく候、去ながら手数
相懸候品は品替相願不苦候事、

一 右之外献上物は都而御免被成候、尤格別之御由緒有之
献上仕来候分は相伺候様可被致候事、

一 大目附江

今度諸大名参勤之割

御猶予被

仰出候付而は、是迄之割合を以当年参府可致答之輩、
病氣等ニ而延引又は旅中之面々は、其俣在国帰国致し
不苦候、

右之趣万石以上之面々江可被相達候、

閏八月

一 大目附江

今度献上物御免被

仰出候得共、初鶴・初菱喰・初鮭之儀は、是迄

禁裏江御進献ニ茂相成候儀付、右品献上仕来候面々并
林肥後守より献上之免は、只今迄之通献上候様可被致
候、

右之趣万石以上之面々へ可被相触候、

一 大目附江

万石以上以下乗切登

城御免被成候得共、老人等駕籠ニ而登

城致し候儀は勝手次第たるへく候、併供連之儀は格別
省略致し召連候杯可致候、
右之趣向々江可被相触候、

閏八月

一 大目附江

足袋之儀、以来平服之節は紺相用候而茂不苦候、

一 以来夏足袋相願候ニ不及、勝手次第相用不苦候、尤

御前辺且御用

召等之節は是迄之通相心得、

御前辺等江足袋用候節は其時々可申聞候、

但御目見以下之者も右ニ準し、夏足袋相用不苦事、

右之趣向々江可被相触候、

閏八月

一

覚

是迄諸届等有之、使者差出候節麻上下着用致来候処、

以来は平服ニ而罷出可申候、尤麻上下着用可致儀は、

前日呼出之節相達ニ而可有之候、

右之趣向々江可被相達候事、

閏八月

一 大目附江

来二月

御上洛可被遊旨被

仰出候付、明後九日御礼過、右御祝儀可申上候事、

但常之惣出仕之振合ニ可相心得候、

一出仕之面々、右為御祝儀老中・若年寄中宅江可相越候

事、

但万石以上病氣・幼少・隠居之面々は、月番之老中

へ使者可差出候、

一 在国在邑之面々は飛札可差越候事、

右之通可被相触候、

九月七日

一

松 平 春 嶽
水 野 和 泉 守
板 倉 周 防 守

右

御上洛之節御供

右御同断之節御留守

右御同断之節御供

右御同断之節御留守

右御同断之節御供

右御同断之節御供押

松平豊前守

堀出雲守

田沼玄蕃頭

稻葉兵部少輔

平岡丹波守

御側衆

坪内伊豆守

室賀美作守

村松出羽守

大久保越中守

松平隠岐守

右御同断之節御留守罷在、折々登

城可被致候、

右御同断付当年中御暇被下間敷候、

右御同断之節御留守番被

仰付之、

右御同断之節御先江罷出候様被

仰付之、

右御同断二付当年御暇被下間敷候、

内藤紀伊守

松平伯耆守

松平伯耆守

奥平大膳大夫

諏訪因幡守

土岐山城守

榊原式部大輔

榊原式部大輔

奥平大膳大夫

諏訪因幡守

右御同断之節御留守番被

土屋 采女正
土井 能登守

仰付之、

土屋 采女正

右御同断ニ付当年御暇被下間敷候、

右之通昨十一日御沙汰書ニ相見得候、

戊九月十二日

一、

德川 刑部 卿様

右は来二月

公方様御上洛之節、御供被遊候様、去ル九日

御対顔之砌被

仰出候段、一橋御用人村山総太郎殿より御側御用人方

江為御知相成候事、

戊九月十二日

一、

堀 出 雲 守

右

御上洛之御用被

仰付之、

大御目附

浅野 伊賀守

御勘定奉行

根岸 肥前守

津田 近江守

御目付

山口 勘兵衛

右

御上洛之御用被 仰付之、

大御目付

松平 対馬守

右

御上洛之御用被 仰付候、

松平对馬守

御勘定奉行

根岸肥前守

御目付

長井五右衛門

右

御上洛御道筋見分御用被

仰付候、

致候、

右之趣向々江不洩様可被相觸候、

閏八月

一御奏者番之御役被廢止候付而は、是迄献上物之使者、

御奏者番謁候分、以来御目付謁候旨、周防守殿被仰聞

候段、松平对馬守殿被申聞候間申進候云々、

閏八月廿九日

一御規式事都而御省略相成候付而は、以来年始御礼之節

御流御盃計被下、時服は不被下候、

右之通候間、為心得向々へ可被達候、

閏八月

大目附江

諸国銅山出銅、從來大坂銅座へ売上来候処、此度江戸

并長崎表へ銅座出張役所御取建相成候間、其最寄領分

知行所銅山有之面々、問堀等いたし、且出銅多少二よ

らす同所へ売上、尤直段之儀ハ是迄之振合二不拘、銅

之帳合出銅高二応し、相当之直増をもいたし御買上之

積候間、出進方相励、猶其筋掛之ものへ可被相談候、

江戸表は両古銅吹所、長崎表は銅置所を銅座出張役所

一此度御改革被 仰出候付而は、月切駕籠之儀不相成候、

病氣等之者ハ切捧相用可申候、且登

城退出、其外共歩行可為勝手次第候、尤馬為乗候様可

と相定、大阪表銅座之儀ハ都而是迄之通可被相心得候、

右之趣可被相触候、

閏八月

一、
覚

筋違橋御門

四谷御門

山下御門

虎之口御門

小石川御門

赤阪御門

市ヶ谷御門

浅草御門

牛込御門

幸橋御門

右御門々、以来只今迄之通勤番人数等不及差置、大番

所江計士分一人・足輕兩人程差置為致勤番、武器類共

取片付不苦候、外番所ハ当分シメ切置候様、右御門番

之面々へ可被達候、

一、
覚

火消役

本田寛司

松平紹之允

米津小太夫

右以来鉄砲組ニ被 仰付候間、可被得其意候事、

一、
覚

田安殿・刑部卿殿裏表共銀之端反笠御拜領ニ付、以来

乗切ニ而登

城等被在之候節、右笠被相用候、此段為心得相達候事、

右三通御触は無之候、

一、
覚

諸家参勤御暇、其外是迄御奏者番

上使被成下候分、向後ハ雁之間詰・菊之間縁類詰之内

を以

上使可被成下候間、其段為心得、是迄御奏者番

上使被成下候向々へ寄々可被達置候事、

閏八月

大目附江

一来二月

御上洛御往返東海道御旅行之事ニ候、就而は御道筋諸

大名城々御休泊ニも可被

仰付儀ニ候得共、此度之儀は諸事格別御手輕ニ被遊

領主々々ハ勿論下々迄無益之失費無之様ニとの

思召ニ而、城々

御旅館ニは不被

仰付候、駿府 御城之外は惣而宿々本陣并寺院等

御旅館ニ可被 仰付、尤右本陣等とても 御座所等新

規補理候ニ不及、其外御道筋道橋等茂取繕ニ不及候、

若難捨置場所も有之候ハ、手輕ニ取繕可申付候、

右之趣可被相触候、

九月

一 大目附江

今般諸役人供連減少被

仰出、其上諸家在府之向も相減候付而は、是迄町方請

ニ而召抱置候足輕・中間等、追々ニ暇差出候向も可有

之故、郷を離れ年来武家方奉公致居候者共、多くハ仕

覚候手業も無之、俄ニ生活を失ひ可為難儀候間、当地

ニ而身分片付方無之、旧里江帰郷相願候者ハ御手当被

下、御料は御代官御預所役人、万石以上ハ領主家来、

万石以下知行給地且社領之分は家来又は村役人等呼

出、町奉行より可引渡遣間、所役人并身寄之者共へ引

渡帰農為致、農業出来兼候者ハ夫人ニ遣候欵、又は山

海之稼等為致、郷里ニ安住致させ候様厚世話可致候、

右之趣万石以上以下領分知行給知有之面々并社社之

面々へも不洩様可被相触候、

九月

一、大目附江

老中・若年寄宅へ向々より諸願・諸伺、其外進達書類差出方、遅刻不致様前々より相触置候処、近来免角遅刻二及候向も有之候間、向後朝五時頃持参候様可致候、右之趣向々江可被達候、

九月

一、大目附江

正月十四日平服、

五月廿五日

御誕生日御祝是迄之通、

十二月十三日平服、

但御式二拘候者計、服紗小袖・半袴、

節分是迄之通、

但同断、

右之趣向々江可被達候、

九月

一、大目附江

此度乗切登城 御免被仰出候付而は、以来御祝儀事二而出仕之面々、老中・若年寄宅へ廻勤有之候節、自然混雜可致候間、供騎馬并下供等は三ヶ所下馬相立候節之通相心得、外桜田・和田倉・馬場先御門外二而相省候様可致候、

右之趣向々江可被相触候、

九月

一東海道順路之面々、中山道・甲州道中旅行之儀二付而は、正徳度御触并寛政度申達置候趣も有之候処、近来神社仏閣へ立寄参詣之申立二而、中山道・甲州道中通行之儀問合候向多有之、一体右両街道は農業重毛之土地二而、継人馬も少く候処、近来通行之向追々相増、継人馬遣高宿助郷難渋之趣相聞候間、向後右両街道最寄神社仏閣へ立寄参詣之分は、人馬相對雇を以旅行可

被致候、尤右立寄参詣之外無扱次第有之、通行之向は是迄之通問合之上差図可被請候、

右之趣、岡部駿河守殿・酒井但馬守殿被仰渡候条

向々江可申渡候、九月

登

一、 覚

獻上物之使者、其外御礼事等は、服紗小袖・染帷子・半上下着用可致候、

右之趣向々江可被相達候、

閏八月

一、 東海道往還之儀、從來無扱相濟候得共、近年外国交易

茂御差免ニ相成、神名川最寄品川宿之間は自然外国人

徘徊致し、諸大名交代之節々旅行之障ニも相成、畢竟

言語不通之外国人共故、自然不都合之事柄生間敷共難

申、

勅使之節は彼方ニ而茂惣而弁居候事故、出行差留方相

届候得共、諸侯旅行之節は外国人通行差留候訳ニも難

相成候間、東海道平塚之宿より品川通之往還附替、以

来平塚八幡新田より厚木通、青山道・赤坂御門東海道

往還ニ取建候積ニ候、

右之通相成候而も、

御所向ニ而御差支は無之事ニ存候へ共、外々より入

御聴候而は不都合之廉も有之候間、

右之趣無急度内々伝奏衆へ可被達候、尤道造等出来

之上は改而可被

仰出候得共、海道之儀ニも有之候間、為心得此段申

進候、以上、

閏八月十九日

連名

酒井雅楽頭殿

一、 此度都而御改革被

仰出、省略簡易相成候付而は、是迄諸御書付等触達共

料紙之儀ニ付、以来粗紙相用候事、

一 右上包紙も同様粗紙相用候事、

一 書面認振茂文章并行をも以來取縮相認候事、

右之通相改候付、紙面墨付摺目等有之節都度々々被

申聞候得共、以來被申聞候二不及候間、手数相掛不

申様可被取計旨周防守殿江伺相濟候段、松平对馬守

殿被申聞候間申進候、御同席御類役中へ早々御順達

可被成候、以上、

右於 御前被 仰付之、

御座間

御役替

二丸御留守居格

御軍艦練所頭取

御軍艦奉行并 勝麟太郎

右閏八月十七日

右於 御前被 仰付之、

大目附兼帯

外国奉行

岡部駿河守

御上洛之御用被 仰付之、

右閏八月廿二日

脇坂中務大輔様

右於 御前被 仰付之、

御座間

御役替大番頭

御軍艦奉行 内田主殿頭

右閏八月十五日

思召候得共、先其真心永被成御養生候様被

右御病氣付御役御免御差出達

御聴候処、無御扱儀二は被

仰出之段、去廿五日御沙汰書ニ相見候事、

閏八月廿九日

脇坂中務大輔様

右は御病氣付御願之通御役

御免之段、去六日御沙汰書ニ相見候事、

戌九月十二日

小笠原図書頭様

右若年寄被

仰付之、

右之通被 仰出候段、先月十九日御沙汰書ニ相見得

候事、

戌九月五日

遠山美濃守様

右御役 御免、柳之間席被 仰付候、

加納遠江守様

右御役 御免、菊之間縁類詰被 仰付候、

右之通被 仰出候段、先月廿五日御沙汰書ニ相見候

事、

戌九月五日

大目附江

一 小笠原図書頭事老中格被 仰付候間、御礼事其外御三

家方始諸大名其外共、向後老中之通可相越候、尤贈物

茂可為老中之通候、在国在邑之輩より老中へ書札差越

候節可為格状候、

一 願書之宛所等不及書入候、

右之通可被相触候、

九月

一 此度御改革被 仰出

御参勤、御年割被相替候等之儀共被仰渡振、難心得儀

共ケ条を立、別紙之通御用御頼大目附井沢美作守殿江

御留守居附役名前を以伺書持参差出候処、伺書ニ御付

札被成被相渡候、

御紙紙

一 參勤年割被相替、来亥年參府二候ハ、其先は巳年二而
書面之通は寅年參府二而候
候哉、又は寅年參府二而候哉、

一 平服・小袴又は襦高キ袴と有之候ハ、肩衣は不用儀二
候哉、

一 年始二而も服紗物・半袴相用、全熨斗目ハ不用事候哉、
一 装束被相用候節、装束を不用身分之者は式立候砌なか
ら熨斗目ハ不用、服紗・半袴相用候儀二可有之哉、

一 公義江相附候儀二而使者勤之節二而も、御老中様方其
書面、御老中方御宅へ使者差出候節は、着服御駕籠之通可被心得候
外共麻袴二不及、平服相用候事二候哉、平服と申候ハ

肩衣は不用、羽織・襦高キ袴二而候哉、
書面、月次登、城之節着服は御駕籠之通二而候
一月次登、城之面々肩衣袴二而候哉、

一 平服と申ハ羽織・袴二而候哉、
書面、三季は献上無之候、下札四枚之外書面之通二而候
一 三季献上は有之候哉、

一 板倉周防守様御用人を以御内達之趣左之通、

先達而御差出之御紙面、御ケ条ニ応し限而夫々御差図
ニ難被及候、御供連等之儀は御高之高下ニ不拘、相成

丈無用之者相省キ候様ニとの御趣意御座候得は、斯と
御差図致候筋ニ無御座候間、御銘々様御勘考之上御省
略二而可然儀と被存候付、其段御内達仕候様被申付候、
隨而松平春嶽様此節御乗切并御駕籠之節御供立、別紙
写之通御省略ニ御座候、尤右を御則り被成候様御差図
被致候訳ニハ無御座候得共、御参考ニも可相成哉、御
内々差上候様被申付候段申聞ニ御座候事、

板倉周防守様江御伺之写

一 乗切馬数之事、

一 駕籠之節供人数之事、

一 下馬下乗供連之事、

一 両山參詣乗切之事、

一 暑寒伺御機嫌之節乗切之事、

一 御用召其外諸廻勤之節馬ニ而廻勤之事、

一 痛所等之節駕籠不苦哉之事、

一 馬・駕籠共二道具類、其外挾箱打物牽馬之事、

大目附淺野伊賀守様江伺書

一暑寒御機嫌伺之節着服之事、

一參勤御暇其外

上使之節着服之事、

一四季、絹・木綿・麻・紗紋付、単・袷羽織着用不苦哉、

一着類茂右ニ準し可然哉、

一諸願濟登

城之節、着服其都合ニ寄御達次第と相心得可然哉之事、

右之通奉伺候間、御差函被下度奉存候、以上、

閏八月

御付札

初ケ条・二ケ条は時之服麻上下着用、三ケ条・四ケ

条は時之服相用候事ニ候、其外書面之通ニ而候、

松平陸奥守様衆より大目付様江被相伺候処、御差函

之写

今度御改革被

仰出候付、衣服之御制度且使者着服之儀茂被 仰出候

付、猶又左之ケ条を以相伺申候、

一是迄諸届等有之使者差出候節、麻上下着用致来候処、

以来は平服ニ而罷出可申候、尤麻上下着用可致儀は、

前日呼出之節相達ニ而可有之候、

右は御用番様等江御届等付而之服付御達と奉存候処、

右之外諸御役所向且御役宅へ御呼出、又は取起参上

等之節も右同様ニ而可然哉之事、

但平服之儀は、兼而陸奥守家格ニ而は、使者役以

上は都而肩衣勤ニ而御座候処、右服ニ而罷出可然

哉之事、

御付札

書面之通ニ而候、

但書之通は難相成候事、

一御城江家来御呼出、又は進達物等ニ而罷出候節は、何

様相心得可申哉之事、

一年始八朔參勤御暇、其外御礼事等ニ付而之献上物等、

使者ハ御触面ニ相応シ其節之着服可仕候得共、初魚鳥
等献上之使者は何様相心得可申哉之事、

御付札

書面二ヶ条・三ヶ条共御触面之通可被心得候、

一 在國中御祝儀且伺御機嫌等之為、国使者等被差出候儀
有之候処、重キ御祝儀等之分は其時之御達も可有御座
候得共、暑寒其外伺御機嫌一通之節は何様相心得可申
哉之事、

御付札

書面之通は麻上下着用ニ而可然候、

一 在府在国共

公義御吉凶且諸御礼等付、御用番様御初江使者被差出
候節、并御老中様御始御役職御祝儀且御自分御吉凶事
等付、御怡又は御見舞等之使者被差出候服付之事、

御付札

書面見舞之使者は平服、其外麻上下相用候而可然候、

一松平春嶽様御供立之写

供騎馬 供騎馬

下乘迄罷越居候者共
口附之者二人

供騎馬

乘馬

供騎馬

草り取一人
長柄傘持一人

供騎馬

供騎馬

供騎馬口附六人
同草り取兼帶壱人
都九拾七人

雨天之節并本供

徒 駕廻り

駕廻り同持鎗

徒目付

押

道案内

駕

草履取

乘馬

総供壱兩人

徒 駕廻り

駕廻り同傘

手明之者
兩人

押

御供建并御先詰

講武所奉行支配

御鉄炮七拾二挺

隔日代

御旗竿三本

御老中方若年寄衆

御幕長持二棹御玉葉箱十荷

講武所頭取馬

御旗長持二棹

御旗竿三本

同断

御鉄炮七拾二挺

隔日代

御目付助

御使番一騎

御中間目付

御徒方

御徒目付

御中間目付

講武所方
御鉄炮七拾二挺

隔日代

御徒目付一人

小荷駄私

御徒頭一騎

御側衆御目付

御使番一騎

御小人目付

御徒方

御徒目付

御小人目付

同断
御鉄炮七拾二挺

隔日代

講武所奉行馬御召替御馬三匹

御挾箱四疋御具足御徒目付

御徒一組御徒頭 二十五人
御徒一組御徒頭 同断
御徒一組御徒頭 二十五人同断

講武所槍術方

隔日代

講武所劍術方
二十五人隔日代

御腰物筒

御長刀

同断

二十五人同断

御腰物筒

步行

御小納戸

同

御小姓

御

奥詰
隔日代

同

御小姓

同

御小納戸

步行御供

御徒目付二人

御目付

御小人目付二人

御小道具

御持鎗五本

御囊箱

御白覆

御雨覆

御杖

御手筒

御召替

御駕籠

御笠

御茶弁当

御水篋筒

御丸弁当

御床机

御徒目付

御小人目付

御馬頭

御貝

御小姓組一組

番頭一騎

御鉄炮三拾六挺

隔日代

步行御供

御召御馬二疋

御馬印同棹

同断

御中間目付

御馬頭方

御太鼓

御書院番一組

番頭一騎

御鉄炮三拾六挺

同断

御目付騎馬

御小人目付

奥医師

御小人押

大目付騎馬御徒目付

競御馬五疋御側衆

同 同

御小納戸追越長棹四棹

若年寄衆御徒押 同勢

御中間目付

奥外科

御中間押

御使番騎馬

御老中方
御跡押
溜詰

二条
御城御先番同
○高家五人御書院番頭組共一組

同
御小姓組番頭組共一組
御先詰
御譜代衆二人

御勘定奉行二人

御納戸頭組共一人

御作事奉行一人

御勘定吟味役一人

御軍鑑方
右は御渡船場
御備

前日
御先江
御目付一人
御徒目付二人

当朝
御先江
御目付一人
御小人目付四人
御小人目付四人

御徒目付二人御旅館御泊
不寝心得之者
○新番頭組共二組

御持頭組共二組
小十人頭組共二組

御徒頭組共二組
御先手組共四組

御発輿

御昼休
品川二里
東海禪寺

御泊
川崎宿四里半
本陣惣左衛門

三里半九町
程ヶ谷宿

六里
戸塚宿

本陣
刈部清兵衛

本陣九郎右衛門

藤沢宿
清淨光寺

大磯宿
本陣市右衛門

御昼休共

小田原宿
本陣彦十郎

箱根宿
金剛王院
東福寺

三島宿
本陣伝左衛門

駿州駿東郡
原宿
本陣平左衛門

吉原宿
東泉院

同州庵原郡
由比宿
本陣由比郷右衛門

興津宿
巨贅龜山
清見寺

御昼休共

駿府
御城

久能山

御別当
德音院

御宮御參詣御立戻
駿府御城

岡部宿
本陣九兵衛

藤枝宿
本陣伊右衛門

大井川
金谷宿

本陣八郎左衛門

掛川宿
本陣弥三左衛門

川上猪太郎 御代官

中泉

天龍川
浜松宿

陣屋

天龍川
天林寺
今切御渡船

新居宿
本陣
飯田武兵衛

吉田宿
龍招寺

本宿村地内
法蔵寺

岡崎宿
松応寺
矢作川

知鯉鮒宿
本陣清一郎

鳴海
尾張殿浜屋形

佐屋路
岩塚宿
本陣平八郎

佐屋宿
本陣五左衛門
佐屋路御渡船

桑名宿
東本願寺掛所
本統寺

多羅尾民部
四日市宿
出張陣屋

石葉師宿
本陣三軒之内
市左衛門

龜山宿
法恩寺

坂下^下宿
本陣二軒之内
喜兵衛

土山宿
本陣二軒之内
平重郎

水口宿
大徳寺

石部宿
本陣二軒之内
金左衛門

草津
本陣九蔵

大津
陣屋

二条御城
着御

徳川刑部卿様

右は

公方様御上落付、御先江

御上京被

仰出、去ル三日御当地

御発途之筈候付、其段は先便申越通二候、然処何欤御訊
合被為 在

御発駕之儀、暫ク御見合被 遊候様、猶亦被 仰出候旨、
彼御方御用人村山総太郎殿より御側御用人方江為御知被
成候旨、小森新蔵申出候、此段申越候条、
大守様

三郎様可被達
貴聞候、以上、

戌十月六日

島津登

川上筑後殿

島津大蔵殿

喜入撰津殿

川上但馬殿

川上式部殿

小松帯刀殿

加賀中納言

名代前田伊豆守

来二月

御上洛之節如先格供奉被相勸度旨、願之趣達

同文言

松平相模守

名代松平兵部

御聴候処、尤之儀ニ

松平越前守

思召候得共、今度

名代松平実之助

御上洛ニ付而は下々之不及難儀様ニとの厚

同文言

御趣意ニ而、格別御省略、諸事御先例ニ不被為拘御手輕

松平兵部大輔

ニ可被遊 御上洛

名代永見健次郎

思召ニ付、此度は面々御供ニは不被召連

同文言

思召ニ候、乍然右

右於御黒書院酒老中圖書頭列座江和泉守申渡書付相渡之、

御趣意之趣厚被相心得、道中筋人馬遣等を始、下々迷惑

松平陸奥守

ニ不相成様之見込有之、格別手輕ニ上京供奉被相勸候儀

名代岩城左京大夫

ニ候ハ、強而御差留被遊候御儀ニは無之候間、国許よ

同文言

り上京候儀は勝手次第可致旨被 仰出之、

藤堂和泉守

松平三河守

名代藤堂大学頭

名代金田式部

同文言

同文言

松平修理太夫

名代島津淡路守

名代松平実之助

同文言参府之上

松平兵部大輔

溝口主膳正

名代永見健次郎

同文言当地より

溝口主膳正

右於御白書院縁類列座、同前同人申渡書付相渡之、

松平修理大夫

〔抹消印アリ〕

加賀中納言

来二月

名代前田伊豆守

御上洛之節如先格供奉被相勤度旨、願之趣達

松平陸奥守

御聴候処、尤之儀ニ

同 岩城左京大夫

思召候得共、今度

松平三河守

御上洛ニ付而は下々不及難儀様ニとの厚

名代金田式部

御趣意ニ而、格別御省略、諸事御先例ニ不被為拘御手輕

下 藤堂和泉守

ニ可被遊

名代藤堂大学頭

御上洛

上 松平相模守

思召ニ付、此度は面々御供ニは不被召連

名代松平兵部

思召ニ候、乍然右

松平越前守

御趣意之趣厚被相心得、道中筋人馬遣等を始、下々迷惑

二不相成様之見込有之、格別手輕ニ上京供奉被相勤候儀
二候ハ、強而御差留被遊候御儀ニは無之候間、参府之
上上京候儀は勝手次第可致旨被仰出之、

御用之儀被為、在候間、

太守様為、御名代御一類中様

御老人今日四時御登

城被成候様、昨夜御掛り御老中水野和泉守様より以御書

附被、仰渡候間、今朝為

御名代島津淡路守殿御登

城被成候付、前以

御城江罷上り、御出入御坊主を以御名代札差出御届申上

候処、御目付杉浦正一郎殿被致承知候旨被申聞候、左候

而無程淡路守殿御上り大広間江御招被成候処、御老中様

方御登

城之上御目付右正一郎殿御寄せ被申上、於御白書院御縁

類御老中様方并小笠原図書頭様御列席、

来二月

御上洛之節供奉

御勤被遊度御願之趣、尤之儀ニ、思召候得共、此度

御上洛ニ付而は下々不及難儀様ニとの厚

御趣意ニ候間、

御参府之上格別御手輕ニ御上京供奉

御勤被遊候儀は御勝手次第可被遊と之趣、和泉守様より

御演達之上御書附被成御渡候付、御受被仰上置候由、大

御目付衆御詰、御目付右御同人御詰御座候、

右被為濟、直ニ御退城被成候、

右之通今日

御城御都合向私相勤、此段申上候、以上、

戊 十月六日

西筑右衛門

登様

追而申上候、本文之通被

仰出候ニ付而は、

御名代様より為御受、水野様江御廻勤可被成之処、

加州様・越前様、其外様ニ而御名代御廻勤無之御方
茂有之候付、御一統被仰談候上、右御同様御心得被
成可然哉之趣、御坊主を以大御目付伊沢美作守殿江
御問合相成候処、其通御心得可被成旨被申聞候由ニ
而御廻勤無御座候、此段も申上候、以上、

去ル十五日御礼後、

御三家様方并

尾張前中納言様御始、大広間席之御方々様江吹上御庭拜
見被

仰付候段、御沙汰書ニ相見得、淡路守殿ニ茂為被致登

城由候付、小山留守居召呼、西筑右衛門を以当日之成行
為承候処、別紙之通種々御饗応被仰付、至極之御丁寧之
御取扱ニ而暮時分御暇、夜入五ツ時分被罷帰候段申出候、
御心得旁此段申越候条、

太守様

三郎様被達

御内聽候儀は何分茂可被取計候、以上、

戌 九月廿九日

島津登

川上筑後殿

島津大藏殿

喜入掾津殿

川上但馬殿

川上式部殿

小松帯刀殿

今十五日御礼過、大目付御目付より御案内次第御玄関

より御出、

御玄関前・中御門・蓮池御門通・紅葉山下御門・吹
上矢来御門外迄御内供御連、夫より

御城御門通御庭江御越被成候、尤御玄関より御小人
目付始終御案内致し候積、

一御内供之分御小人目付差引致、吹上御鷹御門外江相
廻シ申候、外御供之分は吹上御見廻り見計、竹橋御

門通同所御門内辺江、是又御小人目付差引為致候積之事、

一 灌見御茶屋江御出、大久保越中守殿御案内、

一 御掛物

左蘆廬 中達磨 右蘆廬

牧深筆 顔輝筆 牧深筆

一 御香炉 青磁向獅子

御卓鉄梨木亀甲薄絵

御棚

一 御掛物 魯王右軍此事帖王羲之筆

一 御料紙硯箱 沈香

此節刑部卿殿始春嶽殿御老中方御挨拶二御出、御湯漬

御小納戸方持出、

置合

ミそ漬

さけ

三盃漬三木にな

香之物 生漬瓜 食

椀玉子とふふ
杓子取しんしよ

肴 鯛 塩ふり焼

吸物

さゝめち、
べ治たけ
めうと

出御、上意何れも緩りと御請被仰上、

御盃

右御小納戸持出、御手自御銘々江被下、越中守殿御

酌、此節御脱剣、

にしめ
紅白かまほこ

菊 ゆり
河たけ

箱館折 二反宛

右御銘々台居御小納戸持出御頂戴、御一同御礼直二被

仰上、其後刑部卿殿御酌等有之、

さしミ
鯛 赤ミ作り

ほら

紅白大こん

からしミソ
わさひせうゆ

入御、此節銘々御盃持帰候様上意有之、何も御懷中、

塩すまし

吸物 たい
おろしミ

御庭廻り瀧見向江、瀧坪之辺より鳩之御腰掛柏山通、

御茶屋より不動之瀧広芝、煉土御腰掛より御立戻り、

仮御馬見所江御出御、馬方之面々乗馬母衣引始候、此

節上御馬見所江出御、

但瀧坪之辺より春嶽殿・御老中方・若年寄衆・奥之

衆・大小御目付御同道、

縁高盛

にしめ

紅縁かまほこ

色付焼きめき (ママ)

にしき玉子

紅そぼくかけ菜

同

菓子

粕庭ら巻もミ梅
桂菊二色

ようかん

右被下乗馬相済、并木海道同所建場茶屋売物飭付并木

御茶屋、

一御掛物 布袋 無進筆

御棚

一御香炉 青磁 不破

一御盆 堆朱 獅子

一御歌書 源氏末摘花 西行筆

籠入梯被下相成新御茶屋

一御掛物 洞庭秋之月 牧溪筆

一御盆石 寢覚

一御台子 梨子地亀甲蒔絵

銀皆貝

一御茶入 勢至

一御茶酌 甫竹作

一御茶碗 井戸

御建足

一御掛物 風雨山水 高然輝筆

一御花入 杵の折

矢来内通より三角矢来御物見遠眼鏡出、并木領御鷹場よ

り田地道広芝田舎御茶屋、

一御掛物 炉山瀑布図 玉洞筆

相濟紅葉之御茶屋江御越之節、春嶽殿・御老中方御立別、

一御掛物 蓮鷺二幅対 点庵筆

一御壺 千種

御覆かけ

同御茶所ニ而御数寄屋頭罷出御茶可被下所、黄昏ニ而御

薄茶御勝手より給仕ニ而出、御支度之御道具拝見、

一御掛物 掃雲ノ二字 無準筆

一御花入 大そろり

一御風呂 出風呂

一御釜 大磯

一御水指 南蛮繩すたれ

一御茶入 松前于固衝

一御茶杓 利休作

一御茶碗 利休井戸
三鳥刷毛目
刻高台

一御蓋置 竹

一御水翻 曲

一御炭斗 台

一御香合 堆朱菊

一御羽箒 鶴

一御灰入 柳川

相濟御花檀馬場通瀧見之御茶屋江御立戻り、春嶽殿・

御老中方御一同御出、今日之御礼被仰置、同所池縁通

り左江、上覽所前より御鷹御門御退散、

此節御鷹御門内江御内供之方相廻居、此所ニ而御刀

御帶、

明日御礼勤御使者出等不及旨、大目付松平対馬守申

聞候、

吹上江御越前相詰候面々、

大目付

春 嶽 殿

松平对馬守

豊 前 守 殿

御目付

和 泉 守 殿

神保伯耆守

周 防 守 殿

大井十太郎

凶 書 頭 殿

御数寄屋頭

若年寄

高田三箒

田沼玄蕃頭殿

稻葉兵部少輔殿

平岡丹波守殿

御用御取次

御勘定奉行
道中奉行兼帯

坪内伊豆守殿

根岸肥前守殿

村松出羽守殿

大久保越中守殿

御小納戸頭取

右来二月
御上洛之節、御先江可罷登候、
同十三日

佐野伊予守

高家

福村淡路守

土岐出羽守様

右同断之節、御先江可罷登候、

同十一日之内

小笠原図書頭様

右同断之節御留守

田安大納言様

徳川刑部卿様

水戸中納言様

右

御対顔、来二月

御上洛被

仰出候、御祝儀畢而田安様・水戸様ニは御留守、刑部

御様ニは御供被成候様被 仰出、

大目付

岡部駿河守殿

御勘定奉行

津田近江守殿

御目付

山口勘兵衛殿

右刑部卿様御上京ニ付、差添可被遣候条可致用意候、

高家

土岐出羽守様

右同断

紀伊中納言様

右来二月

御上洛被

仰出候、御祝儀且畢而同断之節、御留守罷在候様被

仰出、

但 当年御暇被下間敷旨被 仰出、

松平下総守様

右来二月

御上洛之節御留守可罷在、御留守中折々御登 城可有

之候、

松平出羽守様

右京都表御警衛被

仰付置候儀二付、来二月

尾張大納言様

御上洛御留守中二条

右御登城

御城御警衛とも可被相心得候、

御対顔、来二月

青山因幡守様

御上洛被仰出候、御祝儀畢而同断之節御供可被在之

右兼而京都表御警衛被仰出置候、来二月

旨被仰出之、

御上洛御逗留中二条

九月廿八日

御城御警衛、火之番をも可相心得旨被仰出之、

上衫彈正大弼様

高家

佐竹右京大夫様

大沢采女正様

右来二月

右来二月

御上洛之節御先江可罷登候、

御上洛之節如先格供奉被相勤度之旨、願之趣達

御鞍置
御馬一疋

徳川刑部卿様

右御登城

御上洛思召二付、格別手輕二

御対顔近々京都江御発駕二付、

上京供奉被相勤候儀候ハ、在所より

禁裏新王

上京候儀は勝手次第可被致旨被仰出、

准后江之

御口上被仰含之、

〔採消印アリ〕
右之通、追々御沙汰書ニ相見得候付、此段申越候条、

太守様

三郎様可被遊

貴聞候候、以上、

戌九月廿九日

島津登

川上筑後殿

島津大藏殿

喜入摂津殿

川上但馬殿

川上式部殿

小松帯刀殿

貴聞候、以上、

戌九月廿九日

島津登

川上筑後殿

島津大藏殿

喜入摂津殿

川上但馬殿

川上式部殿

小松帯刀殿

(抹消印アリ)

猶以御嫡子様被成御座候 御方様は、御附衆迄御

通達可被下候、以上、

(抹消印アリ)
一御奏者番御披露二而御礼被仰上候御方様、向後御披

露無之等之儀付、別紙写之通從

公義被 仰渡候付向々江申渡候、別紙御留守居首尾

書等相添此段申越候条、

太守様

三郎様可被達

(抹消印アリ)

一以廻状致啓上候、只今大目付様より御廻状并御覚書

写一通被差越候付、右写各様迄致通達候様彈正大弼

・出羽守被申付、廻状数通相認持廻り申付候、以上、

松平出羽守内

九月十四日

原民右衛門

望月兔毛

上杉弾正大弼内

九月十四日

大目付

高津隼人

上杉弾正大弼殿

木滑要人

松平出羽守殿

御次第不同

右留守居

松平陸奥守様

御留守居中様

松平修理大夫様

一 覚

御留守居中様

有馬中務大輔様

御留守居中様

島津淡路守様

御留守居中様

九月

但引太刀之儀は都而兩番頭二而相勤候事、

(抹消印アリ)

追啓、御嫡子方江も可有通達候、以上、

(抹消印アリ)

一御奏者番御披露二而御礼被仰上候御方様、向後御披

一松平豊前守殿御渡候御覚書写一通相達候間被得其意、

御同列中不残様無遲滞早々可有通達候、答之儀は

先々從銘々不及挨拶、各より浅野伊賀守方江可被申

露無之等之儀二付、上杉弾正大弼様・松平出羽守様

衆より之廻状、別紙之通今朝致到来候付、本書は差

聞候、以上、

戌九月十五日

西筑右衛門

登様

(抹消アリ)

「御曲輪内外於御屋敷銃隊訓練之節、金鼓貝三器共相
用不苦儀と相心得、向後御伺二不及等之儀、別紙写
之通從

公義被仰渡候付、向々江申渡候、御留守居首尾書相

添此段申越候条、

太守様

三郎様可被達

貴聞候、以上、

戌九月廿九日

島津登

川上筑後殿

島津大藏殿

喜入授津殿

川上但馬殿

川上式部殿

小松帯刀殿

(抹消アリ)

「松平豊前守殿御渡候御書付写老通相達候間被得其意、
無遅滞順達留より浅野伊賀守方江可被相返候、以上、

九月廿二日

大目付

松平陸奥守殿

松平大膳大夫殿

上杉弾正大弼殿

松平出羽守殿

松平修理大夫殿

有馬中務大輔殿

松平安芸守殿

南部美濃守殿

松平左兵衛督殿

松平右近将監殿

伊達遠江守殿

丹羽左京大夫殿

松平肥前守殿

南部遠江守殿

松平富之丞殿

龜井隱岐守殿

溝口主膳正殿

島津淡路守殿

右留守居

大目付江

御曲輪内外於屋敷々々銃隊調練之節、金鼓貝三器共相
用不苦儀と相心得、向後伺二不及其段可相届、空砲打
試候儀も伺二不及、掛り御目付江可問合候、尤着具旗
幟等相用候狀、角場取建候儀は是迄之通可被心得候、
右之通向々江可被相触候、

九月

^(採指印アリ)
一御曲輪内外於御屋敷銃隊調練之節、金鼓貝御用候共、

御伺二不被為及等之儀二付、大御目付衆より之御廻

狀別紙之通有馬中務大輔様衆より致到来候付、本書

は島津淡路守殿御方江致順達、写相添此段申上候、

以上、

九月廿三日

西筑右衛門

登様

一、牧野越中守殿御達

今度厚き

御趣意を以諸大名參勤之期限御緩メ被成下候付而は、
在府之人數格別相減、諸御用向只今迄之通二は難被仰
付候付、諸大名之勤向等追々御改革被仰出、就而は其
御山火之番之儀も以来被差止、火事之節消防之儀は火
消役二而厚く相心得候様被仰付候、尤是迄町火消人足
二組も駆付消防被仰付置候得共、猶最寄二而二組も相
増駆付消防之儀、厚相心得候様町奉行江被仰渡候、且
又火事之模様ニより、万々一 神輿 御案 御立退等
之儀有之節は、為消防罷越候火消役之内二而御守護相
勤候様被仰渡候間得其意、非常之節山内心得方之儀

ハ、是迄之通相心得候様可被致候、

右之通被仰渡候間可被得其意候、

九月

大目附江

一、今度格別之

思召を以諸家献上物御免被仰付候得共、御馬之儀只今

之通献上候様可被致候、尤御馬撰方之儀は、先達而家

督御礼之節献上之儀相達候通可相心得候、

右之通万石以上之面々江可被相触候、

十月

一、大目附江

万石以上嫡子之面々参府在国在邑とも勝手次第之旨、

先達而相達置候処、

御目見并官位も被仰付候面々ニハ為伺御機嫌、五ヶ年

毎ニ参府可被致候、尤御暇之儀は在府日数ニ不拘願

次第御暇被下ニ而可有之候、

右之趣万石以上之面々江可被相達候、

十月

一、大目附江

諸大名御暇之割御改革被

仰出候付而は、

御目見相濟候者八十七歳以下ニ而も、外並之通御暇可

被下候、且亦

御目見未済之輩も願次第御暇被下ニ而可有之候、就而

は十五歳以下御目見未済之面々御暇被下候得は、十五

歳相成候迄は国邑ニ罷在不苦、十五歳ニ及候ハ、兼而

被 仰出候参勤割合ニ不拘出府、初而

御目見可被相願候、且又十五歳以下ニ而も参府

御目見相願度面々は勝手次第相願不苦候、尤出府初而

之

御目見相濟候者は、年齢ニ不拘参勤期限之儀は、先達

而被 仰出候割合之通可被相心得候、

右之通被 仰出候間、

御目見未済之者御暇相願度面々は、来二月

御上洛相濟候迄は是迄之通相心得、

還御以後相願候様可被致候、

但御目見未濟之面々御暇之儀は、別段拝領物等無之

老中宅ニ而相達ニ而可有之候条可被存其趣候、

右之通万石以上之面々江可被相觸候、

十月

大目付江

今般被

仰出之趣ニ付万石以上之面々妻并家族之もの、且又家

来共之妻子等も、銘々存寄次第国邑江差遣候ニ付、関

所通行之節々御留守居手判を以通行為致候規定ニは候

得共、万端簡易を主と致し候御所置ニ付、万石以上并

交代寄合等之面々妻女其外国邑江差遣候節、女手形御

留守居手判ニ不及、銘々家来より印鑑江人数書相添、

御留守居江可被差出候、尤右印鑑を以関所々通行為致

候段、書加へ可被差出候、

一関所々ニおゐて女子通行之節、改方前々より之規則は

可有之候得共、妻女等之分は乘輿之内改ニ不及候、且

附屬之女共連も、是又改方前々之仕来ニ不拘一ト通見

置候様、関所々江被達置候事、

右之趣万石以上并交代寄合之面々等江可被達候、

十一月廿一日

十一月

大目付江

御台様御事

御所向ニ而は

和宮様と被称、当地ニ而は

御台様と奉称候処、以来当地におゐても

和宮様と可奉称候、

右之通被 仰出候間、向々江可被達候、

十一月廿三日

十一月四日 周防守殿御渡

大目付

御勘定奉行 江

御目付

当今之御時勢万端格別御省略、都而御入費筋ヲ御省キ
武備御充実被遊度、追々被 仰出候趣も有之候付、
御城外内其外両山共御修復之儀は、当分之内更ニ御差
止被 仰出候間可被得其意候事、

一、 申渡之覚

井伊掃部頭

名代小堀大膳

其方父掃部頭儀、重キ御役相勤、

御幼君御補佐ニ付而は万事御委任被遊候処、奉対京都

被惱

宸襟候様之取計致し、

公武御合体方ニも差響、天下人心不居合之基を開き、

且賞罰黜陟共私意ニ任せ、賄賂私謁之儀も不少、

上之御明德を汚し不慮之死を遂候ニ至り候而も奉欺

上聴候段、追々達

御聴重く不届ニ被

思召候、急度も可被 仰付処、死後之儀ニも有之、出
格之御宥免を以其方高之内拾万石被 召上之、

内藤 紀伊守

名代諏訪庄右衛門

其方儀、加判之列久々相勤古役之儀ニ候得は、万事心
付可申処、勤役中同列之内不正之取計共致し候ニも不
心付罷過候段、不束之至ニ付急度も可被 仰付処、格
別之

思召を以先年村替被 仰付候壹万石旧地戻被 仰付、

溜詰格御免帝鑑之間席被 仰付之、

間部下 総守

名代間部熊五郎

其方儀、勤役中外夷取扱之儀ニ付而は、奉対

朝廷不正之取計有之、重キ方々江不相当之仕向致し、

右は故井伊掃部頭之意を受候とは乍申、重大之事件輕

易ニ心得

公武之御一和を失ひ、天下人心不居合を聞き候段、追

々達

御聴、御役柄をも不弁次第不束之至ニ付急度も可被

仰付処、格別之

思召を以先達而村替被 仰付候壱万石被 召上隠居被

仰付、急度慎可罷在候、

下総守嫡子

間部安房守

名代間部熊五郎

其方父下総守、勤役中外夷取扱之儀ニ付而は、奉対

朝廷不正之取計有之、重キ方々江不相当之仕向致し、

右は故井伊掃部頭之意を受候とは乍申、重大之事件軽

易ニ心得

公武之御一和を失ひ、天下之人心不居合を開き候段達

御聴、御役柄をも不弁次第不束之至ニ付急度も可被

仰付処、格別之思召を以先達而村替被 仰付候壱万石

被 召上隠居急度慎被 仰付、其方江為家督四万石被

下之、

酒井若狭守

名代神田若狭守

其方養父右京大夫、所司代勤役中如何之取計有之、先

達而隠居被 仰付御加増被 召上候処、一体

公武之御間柄ニ付実直ニ可取扱処、權謀詐術之行ひ有

之趣、猶達

御聴、御疎隔之場合ニも相当り如何之事ニ被

思召候、急度も可被 仰付処、格別之 御宥免を以右

京大夫儀蟄居被 仰付之、

堀田 鴻之丞

名代小倉新左衛門

其方父見山、勤役中外夷取扱之儀ニ付而は、品々

叡慮之趣も被為 在候処、重大之事件輕易ニ心得、万

端不行届之及取計候段、追々達

御聴、重キ御役柄不似合之儀共不束之至ニ付、急度も

可被 仰付処、格別之

思召を以見山儀蟄居被 仰付之、

久世謙吉

名代福田甲斐守

上聴候儀、

御後聞取計御政道も不立次第、且京都より被 仰進

其方父大和守、勤役中不束之筋有之、先達而御咎被

仰付候処、猶追々達

候儀も有之候処、因循遅緩之取計致し、

朝廷を不重、掃部頭死後も其意を受非義を行ひ、外国

御聴候は、故井伊掃部頭横死之儀ニ付奉欺

上聴候段、

人応接之節不分明之事共有之由相聞、其上重キ御役儀

相動ながら賄賂に汚れ、家事不取締之段不埒に被

御後聞取計御政道も不立次第、且京都より被 仰

進候儀も有之候処、因循遅緩之取計致し、

思召候、依之其方高之内式万石被 召上、对馬守儀永

蟄居被 仰付之、

朝廷を不重、其上重キ御役儀相動ながら賄賂ニ汚れ、

家事不取締之段不埒ニ被

右於豊前守宅老中列座、同人申渡之、大目付竹本甲斐

守・御目付杉浦正一郎相越ス、

思召候、依之其方高之内壹万石被 召上、大和守儀永

蟄居被 仰付之、

十一月廿日

申渡之覚

安藤鱗之助

名代安藤小膳

御書院番頭

小笠原長門守

其方父对馬守、勤役中不正之筋有之、先達而御咎被

仰付候処、猶追々達

其方儀、京都町奉行勤役中事実不分明之儀取計、御制

度紛乱を生し候段不束ニ付御役御免、隠居被 仰付之、

御聴候は、故井伊掃部頭横死之節奉欺

御小納戸

十一月廿三日

小笠原織部

松平讚岐守

名代桑原善兵衛

名代小倉新左衛門

其方養父長門守、京都町奉行勤役中事実不分明之儀取

養父玄蕃頭儀

計、御制度紛乱を生し候段不束二付、御役御免隠居被

思召旨も有之候二付蟄居被

仰付、

仰付、家督無相違其方江被下之、

松平伯耆守

中奥御小姓

名代小野喜十郎

葉師寺備中守

寺社奉行勤役中飯泉喜内初筆一件吟味取計方不宜、不

名代吉田太右衛門

束二被

其方養父隠居静山儀、故井伊掃部頭二阿諛致し不正之

思召候、依之急度も可被 仰付候処、格別之 御宥免

取計有之、不束二被

を以溜詰格御免雁之間席被 仰付、差扣可罷在候、

思召候、依之隠居料五百俵并其方高之内七百石被 召

松平和泉守

上之、

名代萩原近江守

右於稻葉兵部少輔宅若年寄中出座、同人申渡之、御目

勤役中飯泉喜内初筆一件吟味取計方之義二付、井伊故

付池田修理・沢勘七郎相越入、

掃部頭之意を受御制典を紛乱致し、其後同人横死之節

十一月廿日

奉欺

上聴候段、

御後聞取計 御政道も不相立次第、御役柄不束之至二候、依之急度も可被 仰付処、格別之

思召を以先年村替被 仰付候一万石旧地戻被 仰付、且又隠居被 仰付之、

松平 主水正

名代萩原近江守

同文言 其方養父和泉守家督之義は無相違其方二被下、

脇坂 淡路守

名代小野喜十郎

其方養父揖水儀、先年勤役中井伊故掃部頭横死之節奉 欺

上聴候段、 御後聞取計御政道も不相立次第、御役柄 不束之至二候、急度も可被 仰付処格別之以 御宥免、

揖水義急度慎可罷在旨被 仰出之、

水野 出羽守

名代永見健次郎

養父左京大夫義、勤役中井伊故掃部頭二阿諛致し、勤

柄不似合之事二候、依之左京大夫事差扣被 仰付之、

右今晚於周防守宅老中列座、同人申渡之、大目付岡部

駿河守・御目付塚原次左衛門相越入、

神奈川奉行

浅野 伊賀守

名代松浦平吉郎

御目付勤役中不束之義有之趣達

御聴、依之差扣被 仰付之、

右申渡列座右同断、

十一月廿三日 申渡之覚

御留守居

松平 出雲守

名代松平伊織

其方儀、御目付勤役中飯泉喜内初筆一件吟味之節立会 被 仰付候処、不束之次第も有之候間、急度も可被

仰付処、格別之 御宥免を以御役御免差扣被 仰付之、

講武所奉行

大久保越中守

名代永井佐渡守

其方儀、京都町奉行勤役中事実不分明之義取計、御制度紛乱を生し候段、不束二付御役御免差扣被 仰付之、

御小姓組番頭

松平式部少輔

名代本多一学

其方儀、御勘定奉行勤役中不正之取計有之趣達 御聴、依之御役御免差扣被 仰付之、

御小姓組番頭

駒井山城守

名代徳永鑄次郎

其方儀、大目付勤役中不束之儀有之段達

御聴候、依之御役御免差扣被 仰付之、

御小姓組番頭

黒川備中守

名代藤堂將監

其方儀、御目付勤役中飯泉喜内初筆一件吟味候節立会被仰付候処、不束之次第有之候間、御役御免差扣被 仰付之、

西丸御留守居

石谷長門守

名代小堀静五郎

其方儀、町奉行勤役中飯泉喜内初筆一件吟味取計不束二被 不束二被

思召候、依之御役御免隠居被 仰付、差扣可罷在候、

御小姓

石谷鉄之丞

名代仁賀保安五郎

其方儀、父長門守町奉行勤役中飯泉喜内初筆一件吟味取計不束被 不束被

思召、依之御役御免隠居被 仰付、差扣可罷在旨被

仰出候、家督之義は無相違其方へ被下之、

御鍵奉行

岡部土佐守

名代江原桂助

其方義、京都町奉行勤役中事実不分明之義取計、御制

度紛乱を生し候段、不束二付御役御免差打被 仰付之、

中奥御小姓

久貝相模守

名代畔柳銃平

其方養父遠江守、大目付勤役中飯泉喜内初筆一件吟味

之節立会被 仰付候処、不束之次第有之段達

御聴、勤柄別而不似合之事二候、依之其方高之内二千

石被召上、遠江守義差打被 仰付之、

寄合肝煎

池田播磨守

名代池田弾正

其方義、町奉行勤役中飯泉喜内初筆一件吟味取計方不

宜、不束と被 思召候、依之急度も可被 仰付処、格

別之御宥免を以肝煎御免差打被 仰付之、

奥医師

伊東長春院

名代林洞海

思召有之、御匙御免差打被 仰付之、

右於稻葉兵部少輔宅若年寄中列座、兵部少輔申渡之、

御目付杉浦正一郎・沢勘七郎相越入、

板倉周防守より相渡候書付 十二月十三日

○覚

当節武術専ら御引立之折柄二付、諸家家来并浪人等二而

槍術劍術熟達之者、近々於講武所業前見置可申候間、有

志之者は名前取調、大目附・御目付之内江可被差出候、

尤流儀并年付共相認、早々可差出候事、

右之趣向々江可被達候事、

十二月十七日

○大目付江

万石以上之面々妻子等国邑江引取候とも勝手次第たるへ

く旨、先達而被仰出候間、追々国邑江差下候ニ付而は、

附屬之女共其外多人數之旅行落合候節は、如何ニも宿駅混雜及候上、多分之助郷人足も差出候間、自然疲弊致し候儀ニ付、供人數等格外減少有之、下々難儀不及様諸家打合、速ニ発足致し候様可被心得候、

右之趣万石以上之面々江早々可被達候、

十二月

右同
○大目付江

一今度御改革ニ付、歳暮之為祝儀老中図書頭若年寄中江被相越ニ不及候、

一年礼之儀、元日より七日迄之内、右何も勝手次第不込様可被参候、

附風烈之節は、年礼可為無用候、

一寺社之分も可為前々之通候、并町人諸職人等年礼相越候儀も可為同前候、

右之趣向々江可被相触候、

十二月

右同
○覚

日光江出立之節見立被相越候義并諸向より餞別相贈、又は附使者等之儀堅及断候、押而被差越候得は返答申達差戻可申候、尤昼休江使者等之儀は勿論及断候事、

右之通日光江差越候節々相達候得共、贈物又は使者等被差出候向も有之由、当節簡易之御所置ニ付、強而贈物有之候得は返答申達差戻可申候、且見立被相越候義并使者等之義も先前之仕来ニ候共、右之廉々は堅及断候事、

十二月廿七日
○大目付江

来二月

御上洛ニ付御供并別上京之面々方今之時勢ニ候間、不抛寛永先蹤各疲弊無之様、精々省略質素之心得專要ニ候旨、京都より御沙汰有之候、省略之儀ニ付而は兼而相達置候次第も有之候得共、猶又厚相心得、弥質素を守り格別ニ

省略、御趣意行届候様可被心得候、

右之趣万石以上以下都而上京之面々江不洩様可被達候、

十二月

○廿八日
大目付江

御軍艦二而来二月

御上洛被遊候二付、一旦大坂御城江 御着城、夫より淀

川通御乗船二而伏見江御泊、翌日二条御城江被為入候旨

被 仰出候、

右之趣万石以上以下并御供等之面々江不洩様可被達候、

十二月

○廿八日
大目付江

近年御国人民も品々御用途相勤、宿次疲弊不少趣被

聞召、就而は来二月

御上洛之節陸地御旅行二而は一同之疲弊も甚と、深

御憂念被遊候二付、御軍艦二而

御上洛被遊候旨被 仰出候、依而は陸地通行御供之面々

等も精々冗費相省候様可致旨被 仰出候、右

思召之程銘々厚相心得可申候、

右之趣万石以上以下并御供之面々江不洩様可被相達候、

十二月

○廿八日
覺

来二月

御上洛之節、久能山

御社參 還御之節三州大樹寺御立寄 御拜可被遊旨、先

達而被 仰出候処、今度御軍艦二而

御上洛被遊候付、

御社參等不被遊旨被

仰出候間、此段万石以上以下并御供等之面々江可被相達

候事、

十二月

○十二月廿八日
大目付江

来二月

御上洛御道中筋領分知行有之面々、又は近辺より 御旅

館江御祝儀申上御機嫌伺献上物等仕候儀、可致無用旨被

仰出候、就而は春嶽・老中・若年寄其外江為見廻使者飛

札使等差越候義は不及申、用事之為家来等差出候義も堅

く可為無用候、

一御代官等道筋江罷出逢候儀、且又手代等差出候義も右

ニ准し可為無用候、尤寺院等も同前ニ相心得、一切見

廻等仕間敷候、

右之趣可被相触候、

十二月

十二月廿日

○大目付江

万石以上以下共軍艦之外手船等を以武器類運送之節、上

下共品數并玉目等巨細ニ認、月番之老中江可被相届候、

且又浦賀表ニ於て八家来より手形可差出候、尤軍艦ニ而

通行之義は先達而相触候通可被心得候、

一万石以上之面々妻子等、国元并在所江手船ニ而差送候

節は、主人又は家来より印鑑江人数書相添通行為致候

旨、前以浦賀御番所江可相届候、

右之通向々江可被相触候、

十二月

横帳原寸 縦一四・三匁 横二〇・七匁 一三〇枚

追加七 砂揚場ヨリ神瀬迄海底埋立暗礁工事見積書

〔表紙〕
文久二年戊十月

砂揚場より神瀬迄之間海底暗礁築調見賦帳

地方検者

野元正之助

馬場清蔵

」

川尻訓練場より神瀬迄

海上千三拾五間之内

新築暗礁一ヶ所

流八百三拾間

高拾五間三合并

居九拾壹間貳合并

留三拾間

但

下地中流腰書通横三拾間、壹步ニ付葉付松貳枝ツ、

捨石壹枝ニ三本ツ、結付敷込上新割石并五郎太石相

交へ、高并居り留り共ニ腰書通持入築調、捨石間目

詰用とシテ波戸内泥并川尻砂持入堅め置筈、

一笠松枝四万九千八百枝

本口貳尺廻より壹尺廻迄

但底敷付用

代錢九百八拾五貫六百貳拾四文

但壹本ニ付拾九文ツ、

一藤蔓五百貳拾八把

三尺曲

三尺廻

代錢四拾四貫文

但壹把ニ付八拾文ツ、

一新割石千三百貳拾万九千四百八拾七本

貳尺角法

代錢五拾七万七千九百拾五貫五拾四文

但壹本ニ付四拾貳文ツ、

山出夫八拾八万六百三拾貳人

但壹本ニ付六人持ニシテ九拾度届キ

〔付書〕
一山出夫・水主并夫方三口合貳百四拾三万八千八百

三拾九人

但一日千人仕ニシテ六年七合七勺余之賦

質錢貳拾六万四千八百八拾九貫六百文

但壹人ニ付三百文ツ、

漕届船三拾八万八千五百拾四艘三合

水主百五拾五万四千五拾七人

但壹艘拾七本積ニシテ式度届キ

質錢三拾壹万八百拾壹貫四百文

但壹人ニ付貳百文ツ、

一五郎太石三拾八万四千七百七拾九坪七合

代錢百拾五万四千三百三拾九貫百文

但壹坪二付三貫文宛

一段平船貳拾艘

右壹行御船手より造立之上相渡候様被仰付度奉存候、

水主貳千四拾人

但松枝捨込方二付日數五拾壹日二賦、壹艘二付貳人

ツ、

質錢六百拾貳貫文

但壹人二付三百文ツ、

一夫四千百五拾人

但下地松枝江石結付捨入用

但壹時二付貳枝ツ、埋込賦

質錢千貳百四拾五貫文

但壹人二付三百文ツ、

一砂り泥七千六百九拾五坪

但築立石坪惣高ニ相掛ケ百坪二付壹坪ツ、石目詰用

代錢六千四百拾貳貫五百文

但壹坪二付八百三拾貳文ツ、

一小船五艘

但諸下知差引用とシテ丸木、又は板付之間中馴過ニ

而宜候間、御船手より御買入之上相渡候様被仰付

度奉存候、

水主貳百五拾九人

但壹艘二付壹人乘

質錢六拾四貫七百四拾八文

但壹人二付貳百四拾八文ツ、

一鉛びし形四ツ

但測量用一ツ二付貳百目掛

右壹行鑄製方出来之上相渡候様被仰付度奉存候、

一銷よま四筋

但壹筋二付三拾尋ツ、

一棕枯繩五拾房

但壹房二付貳拾五尋賦、貳拾間間ニ柴竹結付見通シ

用

代錢三十貫文

但老房二付六百文ツ、

一小唐柴竹拾五束、式尺廻

但印竹用

代錢老貫八百七拾貳文

但老束二付百貳拾四文ツ、

一小唐竹三束

但老束二付拾八本結陸より見過キ之目当用

代錢四百四拾八文

但老束二付百四拾八文ツ、

一麻苧三万八千四百七拾八斤

但石数三百四拾本ニ付老斤賦、ざるニシテ老万貳千

八百貳拾六口、老口ニ付三斤賦

代錢貳万五千拾貫七百元

但老斤二付六百四拾八文ツ、

一錢八百五拾五貫六拾四文

但前条垂一口ニ付六拾四文ツ、ノ賦

一小杉丸太六千四百拾三本

長間限

本口老尺貳三寸廻

但山奉行所伐手形ニ而模奇山床より引渡相成、郡方

夫飯手形ニ而伐届相成候様被仰付度奉存候、

一鉄地金貳千斤

代錢三百貫文

但老斤二付百四拾八文ツ、市中買入之賦

一刃金百斤

但御進物藏又は帖佐鉄山御在合之内より相渡候様被

仰付度奉存候、

一鍛冶

質錢

但老人ニ付三百四拾八文ツ、

一番子

質錢

但老人ニ付三百文ツ、

一松板百枚

但修羅板用

長式丈六尺

七卷尺三寸

部三寸

角ニシテ式百八拾九本

卷合卷勺五才

質錢三拾八貫八百七拾卷文

但角卷本ニ付百四拾八文ツ、

但磯井花倉・桜島石場へ差分積入用

出牛

〔付紙〕
「山床相定候上足敷賦方可仕候、下条同断、」

一同百枚

長卷丈三尺

七卷尺

部二寸

但同断、段平船卷艘ニ付五枚ツ、敷付用

角ニシテ七拾四本式合八勺六才

辱質錢拾卷貫百四拾卷文

但角卷本ニ付百四拾八文ツ、

出牛

一松板拾六枚

長七尺五寸

七卷尺三寸

部卷寸

但合板四与用

角ニシテ四本四合五勺七才

辱質錢六百六拾六文

但角卷本ニ付同断

上大工式人

質錢六百四拾八文

但卷人ニ付三百式拾四文ツ、

一四部板拾間

但足番用

代錢三貫九百六文

但老間ニ付三百八拾七文

市中買入之賦

一老寸五部釘

代錢

但

一焼印二ツ

代錢

但

一石請取印老ツ

代錢

一石場

但磯潮首院辺より桜谷入口迄之間、山手之岩并花倉之

間四五ヶ所も被仰付度奉存候、

一四敷三間御普請木屋 三ヶ所

内

老ヶ所 川尻

老ヶ所 桜島

老ヶ所 磯・花倉之間

右御作事方より相調相渡候様被仰付度奉存候、

^(付紙)一御用紙類

一灯油

但一木屋一夜ニ付老合賦

一桜島郷士年寄・郡見廻・浦役江御普請掛り被仰付

置度奉存候、

一上下町会所町年寄より同断、

夫

但一ヶ所ニ木屋番一人ツ、一日ニ三人之賦

但老人ニ付式百四拾八文ツ、

夫五百人

但石場竹木取除方より御普請御成就之上、道筋取片付

并修羅板等取始未迄

質錢百五拾貫文

但老人ニ付三百文ツ、

合錢貳百三拾四万三千貳拾貳貫三百六拾貳文

金ニシテ

貳拾九万貳千八百七拾七兩三分ト

錢三百六拾貳文

合夫八拾八万五千貳百八拾貳人

内

四千六百五拾人

現仕

八拾八万六百三拾貳人

入具仕

合水主百五拾五万六千三百五拾六人

右は川尻調練場より神瀬迄之間、三尋以上之海底暗礁築調方ニ付、急速見賦仕可差上旨被仰渡、私共相会賦方仕候処、大抵右通御座候、以上、

地方検者

戌 十月

馬場清蔵○

右同

野元正之助○

郡奉行

山口九十郎殿

横帳原寸 縦一四・三種 横四二種 一〇枚

邊八 公卿堂上ノ忠良、姦邪、暴論家氏名

正三卿 西二大納言 久我三位中将 西園寺三位中将

徳大寺中納言 阿野宰相中将 ○橋本中納言 ○中御門

左大弁宰相 ○大原前左衛門督 長谷三位 ○正親町少

将 姉小路大夫 小倉侍従 園池中将 藤谷越前権介

○烏丸侍従 ○豊岡中務権少輔 万里小路弁 坊城弁

梅溪侍従 ○五条侍従 ○平松甲斐権介 ○石山少将

○石山右兵衛権介 ○滋野井中将 ○八大夫 ○河鑪大

夫 ○中山大納言 ○豊岡大蔵卿 ○勸修寺弁 ○山科

中将 ○鷲尾侍従

右忠良二候、○印暴論二候、

久我入道 伏原三位 裏辻中将 裏辻大夫 高松三位

高松中務權少輔 野宮中納言 広幡大納言

久世宰相中将 六条中納言 庭田中納言

右姦邪二候、

文書原寸 縦一六種 横三九種

追加一九〇 照国神社祭文

二通

追加一九〇一

維文久三歲次癸亥五月八日癸丑吉日良辰乎拈定天、掛毛

畏先照国明神乃広前仁申^久、夫明神波從四位下左近衛權

少将修理大夫源茂久朝臣乃父尔坐^豆、德行高潔清廉^奈、

殊仁国家乃為尔心力乎尽志、常尔

朝廷恭敬乃誠乎怠^良、既尔黄泉尔至^良時尔臨^美豆、弟久

光尔遺訓^世留^皆

皇国乃重事尔非^波無久、從容義尔就无言語私仁及^須、是

精忠日乎貫尔非^左波、能久如此^奈良、故其盛德乎仰无、神

祇管領卜部良義宗源乃神宣乎申行比、靈号及明神乃号乎

授个、神伝乃隨尔靈乎封志、宇津乃幣帛乎調^瑞舍乎飾利、

広久厚久称辞竟申須、此状乎平^个安^久聞給^豆、弥天下泰
平、国家安全、別尔波

大守茂久朝臣及家門武運長久、子孫繁榮、家臣忠勤乎尽^豆、
領内静謐、五穀成熟、万民豊樂尔夜乃守日乃護尔守護幸
給^陪申^止寿、

文書原寸 縦三二種 横四四種

追加一九〇二

維文久三歲次癸亥五月十一日丙辰吉日良辰乎拈定^豆、掛

毛畏先照国大明神乃広前尔恐^美恐^美申^佐、夫大明神乃忠

誠衆人尔勝利、恩沢封域尔普^无古、竟尔天聽尔達志、去

年乃冬贈官位乃

宣^阿利^志、猶毛靈德赫々神威明々^止志、万邦尔照耀无

国内尔崇敬^留古^彝奈^良、彼追称乃極波年序乎經^左波、輒久授

个^申佐^例式^奈礼^止毛、恭敬乃余利恒規尔拘^良、神祇管領卜部

良義宗源乃神宣乎申行比、大明神乃号乎推志授个白志、

宇津乃幣帛乎調^納女奉利、弥万千秋乃長秋尔伊加志八

桑枝乃如久立坐豆、

天皇朝廷乎始女奉利、天下泰平、国家安穩、別尔波

大守茂久朝臣弟久光、武運長久、子孫繁昌、家臣忠勤乎

尽^志、領内静謐、五穀豊饒、庶民快樂乎、常警堅誓尔守

護幸給陪、恐美恐美毛申寿、

文書原寸 縦三二種 包紙原寸 縦 三八種

横四四種 横二六・五種

追加二〇 村上銀右衛門ヨリ中村善兵衛等へノ報告

下之関ニテ英船砲撃ノ件

(端裏朱書)
「亥六月二日」

一筆啓上仕候、暑恐敷御座候処、弥御勇健可被遊御座奉
恐賀候、然は昨朔日イキリス船之軍艦壹艘ハツ時分下之
関江瀬戸内より参り着掛、長州様御手船式艘之間ニ参附、
大砲双方打放及大乱言語同断之次第、誠ニ下之関は百雷
之如ク大騒動仕候、先日より追々ニ参り四度ニ及申候、
下之関を目当ニ参り候様ニ見聞仕候、何卒穩ニ相成かし

と奉折候、荒増別紙之通ニ付差越御注進申上候、御序ニ

宜被仰上可被下候、以上、

六月二日

村上銀右衛門

中村善兵衛様

中村主左衛門様

田原与兵衛様

文書原寸 縦二六・八種 横五七・五種

追加二一 江戸城西丸焼失報告

(端裏朱書)
「癸亥六月三日 南部」

三四日以来南風強吹続候処、今曉八半時過飯倉五町目
より出火いたし、漸々西之久保之方江焼行未至鎮火、
折柄朝五時過西丸出火、奥表共御焼失相成、夫のミな
らす右同時に御本丸御広敷より出火いたし、相応之大
事ニ相成候得共、漸く防ぎ留申候、併屋根江焼抜候所
は左迄ニも無御座候得共、内は余程広く銅瓦之御書院
らしき所并御廊下其外焼失相成候由、右両城之出火ニ

付火消共都而御城内江相廻り候間、西之久保之方は焼次第二而、虎御門手前相良侯之辻番所辺迄焼失いたし候段、町火消頭取より承申候、

一世上雜説ニ御本丸ニ而は右御広敷之外火氣無之、天井よりも出火いたし候杯、品々取沙汰仕候、
一右両所之出火、昼八半時頃鎮火相成申候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

亥六月三日

文書原寸 縦一六・七糎 横六二・五糎

追加三 長崎出張中中村武吉ヨリ藩庁へノ報告書

五月十日以来長州ノ外国船砲撃聞書

長崎在勤養田伝兵衛ノ添書共

二通

追加二二ノ一

(端書、朱)
「癸亥六月廿九日 長崎より

養田

去ル十日比、又々下之関江異船入津之由、爰元ニ而風聞

承候付、折柄阿久根之中村武吉と申者出崎いたし居候付、

右武吉事 是迄御隱蜜之御用向も被仰付、他国等之儀も能々取馴居慥成者ニ御座候間、御心得ニも可相成儀も可有之と奉存、聞合方とシテ下之関辺迄差出為承申候処、曾而相替儀も無之、追々委細之儀は御聞届之筈と奉存候得共、別紙之通差出申候間相添、此段申上越候、以上、

亥

六月廿九日

長崎在勤

養田伝兵衛

新納次郎四郎殿

御軍賦役衆

文書原寸 縦一四・五糎 横八五糎

追加二二ノ二

下ノ関聞合方之成行左ニ奉申上候、

一当五月十日江参り候異国商人船通船江長州より大砲打掛ケ候由、同廿三日老艘来り双方より大砲打掛候由、同廿六日軍船と相見得老艘来り大砲取合有之、長州幸

真丸と申候船之かきだつ廻り、大砲二而損シ候由、此日下ノ関町中大砲之玉飛来り、町家并蔵杯損シ候由、下関二而船より打出シ候大砲玉十七程見出シ候由、其日船より打出シ候大砲四拾はなち計り之由承申候、一六月朔日、萩若殿様下ノ関白石方より蒸気船二而三田尻江御越シ之筈二而、御乗出シ相成幸真丸と申候船茂乗出シ居候処、右ノ中江フランス乗込来り、砲門は引立有之候由、右乗込来り候体は蒸気船江紫之幕打廻シ有之、殿様船と見掛候体相見得候由、右式之事二而萩より大砲打掛ケ候由候得共、フランス船打通シ候事不相叶、彼ノ方より相図之物吹ならし候処、一度二砲門開らケ大砲つるべ掛打出シ、幸真丸江玉七ツ打ぬぎ、直ニ海中江其俣しづみ候由、右船ニは大砲も拾五丁計り、金子茂御用金拾万両程御乗せ付之俣しづみ候由、右を見て蒸気船竹崎之様逃帰る之処うろたへ候哉、洲ニ乗掛ケしつてんばつとふいたし候内、フランス船追掛来り、蒸気船之艦よより大砲打込候処、火床打崩シ表

江打通シ、右船もしつミ候由、若殿様ニは橋船より御はづし之由、兼而萩士噂ニ異船来り候折は蒸気船幸真丸等有之候間、右より出張候得ば氣遣イ無之考之由、右咄シは其両日前迄も為有之事之由、然処右通式艘とも二被打込、乗組死人式艘ニ而は七八拾人までも可有之、併シ萩も右は秘事一切不申候由、脇々之評判は幸真丸乗組は都而死シ候由ニ申候由、フランス船ニは勝時を揚ケ旗ヲ立出帆之由、萩は見くるしかりしと承申候、

一同五日、田ノ浦沖ニ掛り居、大砲双方より打出シ候由、然処前田と申候所江台場有之、右之処江バツテラより六艘ニ凡百人計り乗組、大砲壱丁乗せ付、跡は劍筒ニ而上陸之由、萩士逃ケ去り家老伴并家来兩人踏留り、折角大砲打出シ之賦候処、バツテラよりねらひ打ニいたし候哉、ミケンを打ぬかれ其俣死ス、家来逃去る、フランス上り来り、前田台場打崩シ、大砲ばひ取、鉄筒ニは火口江針を打込、前田三拾軒計り焼立、萩士是

を見て上陸人ニ向ひ鎗を持てはせ行候処、船より大砲を萩士之中江打込、上陸人江近寄り候事不叶、大敗軍言語ニ演られずと承申候、頭大砲萩士打出シ候得共、

逃ケ去り候折は百姓・町人玉をこめ打出シ候由、此日

萩士イ初多ク死人為有之由、異船朔日より五日打出シ

候大砲玉ハ皆焼玉之由、長州館屋も焼立、番人逃去り、

鎧其外奪ひ取候由、此日取合能ク、承申候得ば、萩

士ヒツキヨウ不用立欵、次第は上陸之者共真中江一度

ニかけ込、たとへ船より大砲打出シ候とても、皆一流

打死も有之間敷、残り人数ニ而かけ合候ハ、可然処、

左も無之言語ニのべられずと承申候、

一同十二日江下関前江異船式艘来り、右を萩より大砲ニ

而打取可申皆一統考之処、左は無之右之船江使者有之

候由、船出帆之由何様申入候哉、使者之口上は相分り

不申候得共、関ノ前通船無之様仕呉レ候申候事ニ而

は無之哉、初之勢イニ引かへ候事之由、萩も最早少シ

はひけ之心ならんと承申候、其後当廿三日迄之間は異

船相見得不申候、廿三日彼地出立仕罷帰り申候ニ付、其跡之処は存シ不申候、

一当時出張人数完戸(六)何某長州前田江台場かため方とシテ

滞在、台場築方最中町家杯よりも加勢ニ而築方之由、

下ノ関海辺も台場築方有之、下ノ関沖ノ方ひく島と申

候処江も台場出来、右台場ニは百廿砲・八十砲其外三

十備エ有之候由、竹崎之方ニは毛利能登と申候家老出

張、惣勢三千人計りと申事ニ而候、士イ分は千人位之

者ニ而は無之哉、跡は又者ニ而町人・百姓茂有之候由、

異船来らハ打ベシと之由承申候、

一 小倉ニ而承申候得ば、萩より使者数度参り、異船来り

候折小倉よりなせ打方不被成候哉、小倉より打方不被

成候ハ、田ノ浦台場かし呉レ候様、右も不相成被申候

処、色々と難題申掛ケ候由、小倉より答エニは、將軍

家より打払と申候御意有之候ハ、打払可申候得共、御

差図無之事は不仕被申候由、然処萩士より將軍か重ひ

か、天子か重ひか打払ひ、無之候ハ、

天子ニ弓を引心か杯申候而込り之由、右ニ付小倉より將

軍家江右を御伺とシテ家老態々登り之由、いまた下り
は無之候得共、早飛脚当来ニ而其左右承申候処、將軍
家より小倉江御内沙汰、異船江手を出シ候儀無用、萩
ハ何様之訳ニ而打払ひ有之候哉、勅命と申候由候得
共、表向ニ而は有之間敷

御内勅ならん、萩ニも打払ひ無之様、將軍家より引合
有之可申候間、小倉之儀は手を出シ不申候様被仰聞候
旨申来り候段小倉ニ而承申候、小倉家老はいまた歸り
無之由、

一当十五日、萩ノ使者宮城彦助と申使番外ニ卷人、小倉
客屋江御使者之由ニ而小倉も叮嚀ニもてなし、口上異
国船參り候ハ、田ノ浦より打払ひ被成候欵、又ハ台場
かし呉被成候欵、吟味仕返答可申入、小倉より被申返
答延引候へとて、床ニ饒り付相成居候三宝長のし二刀
切り落し、襖ニ落書有之、和歌ニ而上ノ句計り覚候由
承申候、右歌ハかゝる時生れ合せておふ君のとやら申

候和歌之由、其上立掛ケ口上ニ、今一度異船參り候
ハ、田ノ浦台場江萩士三百人計り来り打出シ可申候間、
左様心得候様申捨テ罷歸り候由、傍若無人之仕形申形
之段小倉ニ而承申候、

一当月廿日ニは長州より筒打ためしいたし申候間、内理
之人都而のけ置被下候様申来り、内理之人は都而はづ
し居候処、内理ニ向ケ大砲来り、久留米御船屋之先家
四五軒打崩シ候由、小倉ニ而萩ハフランスニまけ腹ニ
而掛る事杯をいたし、先ツもふさバ長州は只今之処ニ
而は狂人と相見得為申杯申事ニ承申候、

一萩士肥前ニも来り候而口上ニは、肥前士何ノ何某異船
軍サ初り候ハ、佐賀用意之大砲等持参いたし可申承
置候ニ付參り候旨為申由、佐賀返答、右之士は當時浪
人いたし罷居不申、右等之事承候事も無之、併シ萩家
老用人衆等より書付ニ而も当来之折は吟味ニ而も被見
可申候得共、只今之処ニ而は吟味迄も無之答エ被成候
由、

一 久留米ニは中山様御越シ、萩士もましり候由、神主實
ひ請京都之様召列御登り之由、其外拾三四人筑後より
萩江罷居候由、右は下ノ関滞在之由承申候、

一 筑前ニも使者参り候由、筑前答エは、異船我領内ニ来
り傍若無人之事有之候ハ、打払ひ可申候得共、通船は
一切かまひ無之被申切候由承申候、

一 下ノ関ニ而は、薩州より千騎加勢参る杯取沙汰いたし
申候、小倉杯ニ而も右通申事ニ而候間、私は商人ニ而
左様成事存シ候者ニ而は無之為申事ニ御座候、長州之
考ニは、薩州加勢有之候ハ、其余も加勢有之候へ共、

薩州を見合せ居申候杯申事御座候、下ノ関ニ而は薩州
より加勢、けふ欸明日欵と為申由承申候、長州士イ当
時之処茂体卷ニ袖細を着し、鐘を取り、今も敵寄せ来
る様ニ相見得申候、只今通ニ而は相済申間敷、是非取
合此後も可有之、併シ萩茂よわり候ニ付如何可有之哉
も申人も有之候得共、何れ取合ニは相違有御座間敷奉
存候、

右之通実不実分り不申候へ共、承合申候通奉申上候、以
上、

六月廿七日

中村武吉

文書原寸 縦一六・三釐 横四二五釐

追加三 土持平八肥前島原ヨリ藩庁へノ報告

薩英戦争後ノ風説等

〔編纂朱書〕

亥七月廿五日 島原より

土持平八

当不容易砌柄世評ニ難聞捨儀、何事ニ不寄諸国之風評
等細々致聞合申上候様致承知、大口筋上陸致通行、肥
後水俣江差入、熊本城下町より肥前島原迄之間、諸所
取沙汰承得候形行、左之通御座候、

一 江州彦根藩中致浪人、三百人又は五百人位肥前島原江
致滞在候取沙汰有之、肥後水俣江差入於諸所承合候処、
突留儲成儀不相分、同国八代より川尻町辺ニ而承得候

は、当五六月比より島原江段々相見得候風説有之、差懸実正成儀分明不致候付、直様同所高橋より履船二而夜白島原江相渉、綿蜜手を付細々承合候処、島原領先松平主殿病死二付、水戸古先中納言殿末子養子二被為濟、当三月十五日国元江初入部有之、同月廿三日より長崎出張有之、五月初比帰城之由、然二本国より近習役名前等不相分候得共、兩人被列越代々居付候哉、其外供廻二も段々被越候者有之、右は先月中旬比致帰国、左候而右外二生国譜代新古之訳不相分候得共、当主人江江戸表より定府五六拾人程附添相下り、右之内式拾人計先月初比又候一旦江戸江相登、凡百人内外島原江居付相成賦二而、城内目付内手狭二付外屋敷迄取広定府居屋しき当分太粧之普請等有之、然は此内より専彦根浪人罷居候哉二申触候は、畢竟右体紛々之雜説と相見得、無形事二而は無之候得共、全く虚説二別条無御座候、

一御国江英国人来舶御掃攘二付而は、上町津端市中惣而

御焼払被成、異人火失之為二焼失之方ニは取沙汰不致、尤今ニ至り追々下町家遠在江御曳払之御手段ニ及ひ、若も再び軍艦致入寇時機も候は、上陸御待れ御必戦之御勇決二而、弥蔵格御手当有之、且両度之御打合、終り之戦争ニは英人蒸氣船式艘砲丸ニ相当り痛られ、砲船は覆候付、外五船は夫成空敷致退帆、其後英人死体追々流奇、一々御城下ニおひ而御仕置被仰付、右二付而は当春時分異船既御拒絶之

御勅定被仰発候御より、諸国よりも御国を目当いたし、既兵端開く期ニ至り而は、先御国之御一戦次第ニ本朝之機會可相分と、一同相窺罷居たるとの風説も有之、且又長州江異船入寇之節、萩家臣砲台ヲ捨逃去手後之儀有之処より、畢竟異賊共見侮、戦争再度ニ及ひ候得共、御国之儀は兼而御軍備被為整、尤段々人傑^傑之者多く必死存詰致戦争、殊ニ異船壹艘は空敷相沈候故、英国人六百人余又は六拾人生捕相成、夫々才領付を以近々京都江被差登杯申触、此節之一卷二付而

は別而取沙汰宜敷、御国之御武威近国江被為御暉候形ニ相見得申候、

一 肥後熊本藩中兩人、先月末より当月初比下西田町会所江罷越候は、段々之為聞合る差越形ニ相見得、右之者共滞在中英人御掃攘相成候当朝馳帰り、出水筋夜白致通行、水俣迄差越、夫より乗船ニ而松葉瀬江着岸いたし、城下江形行申出、直様御援兵被差越賦ニ付、上下千五百人又は壹万人共申触手当相成、八代郡代所江陣小屋取構人馬并渡海船之用意有之、水俣より乗船ニ而川内川口又は市来辺江相渉、夫より上陸之手筈ニ而勿論町家之者迄も段々家来格身分之者共有之、罷越筋ニ而夫々手当相成候処、異船退帆之一左右ニ而取止罷成候由、

一 此節肥後江越前候より使者家老并大目附用人近々罷越候取沙汰有之、主用何事候哉承合候得共、差当相分不申候、

一 島原湊江差入候処、自他国船之水手共より承り、実正

之儀は不相分候得共、此節

勅使九州下向有之、長州萩并肥前佐嘉・筑後・筑前久留米迄御下向之賦ニ而、右御先乘尾張侯、跡抑安房侯、御供水戸殿外二三方之大小名不相分候得共、既近々京都御雷発有之哉ニ取沙汰承得申候、

一 御国江英人軍艦近日差向模様候哉、旁之訳長崎表之風評等段々承合候処、此度御打払之異船は惣而東を乗通り候故、決而江戸表江乘廻し候半、又は軍船痛られ外船共江申分無之、外国江着岸も難計御座候間、右之内壹艘は長崎江着船ニ而修甫取加候哉ニも風評有之候得共、取々之申口実否相分不申候、

右通ニ而此節大口筋より肥後水俣江通行候処、此表連日之雨天ニ而諸所川支相成、滞宿之場所も有之候得共、可成差急夜白島原江相渉候洋中ニおひて逆風ニ逢、諸所江致汐繫、乍漸昨夜致着岸候付、明日順風次第筑後又は肥後高瀬江罷渡賦御座候間、猶又諸国之風評等致聞合承得候形行、自然詰場所江差入之上可申上候間、

先此段申上候、以上、

亥
七月廿五日

下之関詰唐物締
肥前島原滞在
横目
土持平八

琉球産物方掛
御裁許掛衆

文書原寸 縦一六・五種 横三三六種

追加三四 英艦ノ再襲ニ備フル計画

露国(?)へノ周旋依頼

口達

一先達而大砲買求方之義、御相談申置候処御聞及も候半、
此度英国軍艦薩州江渡来、無抛及一戦候時宜成立候ニ
付而は、猶更大砲当用之時節相成候間、速ニ御調達給
候様偏ニ御頼申入候事、
一英人と軍争之発端は疾ク御伝聞も為有之筈、元来神奈
川表ニ於而英国商人を致殺害候より事起り、此節英船
ミニストルより書翰を差出し書面之趣并応接之事体、

全ク押付ニ而無礼驕傲難聞捨事共種々有之候得共、於
此方而は飽迄致堪忍事穩便に取謀度、応接不ニ首尾一
内兵器も不貯脇方へ為迎置候此方之蒸気船三艘を横
奪いたし、既ニ出帆之体見請候ニ付、不得止致砲発及
戦争候時宜ニ候、就而は薩国上下一統実以憤激之至罷
在候情合、能々御汲取給度存候事、

一就右又々英国より軍艦差向候は必然ニ候間、精力之限
り致ニ防戦一度覚悟之前ニ候得共、左候而は互ニ及損
傷、実々このまざる義ニ而、其上此節之義は双方不熟
談之処より応接之央ニ事起り、近頃残多次第候間、此
上は貴国之賢慮を借り、事之始末(宋カ)を糾し、曲直是非を
明白にし、世界各国之公論を以英人を為致納得、互ニ
戦争を相止メ候様御周旋之術は有之間輔哉(輔カ)、此等之処
篤と御汲受給、可然様御断判給度義、偏ニ御頼申入候
事、

一貴国は日本と境界を接し不レ致ニ親近ニ候而不叶土地柄
ニも候間、向後御互ニ隣好を結び、永々致ニ親睦ニ度

此方所願ニ候事、

一薩国之義、人氣は寸分勇銳ニ候得共、何分器械未全備

せず、差当り困入義候間、貴国と親好を結び候上は、

大砲は勿論船艦迄も不事欠様、追々預御世話候ハ、大

幸不過之候事、

一前文之箇条御承引於有之而は、親睦のため琉球諸島之

間ニ於て貴国と交易場相開き、条約取換し置、永年不

相変様被致度との上命を受、我々共当地迄差越候間、

此旨貴国上官之方々へ御伝達相成、何分御返詞承度候、

左候而御承引之向候ハ、則貴国船艦薩州江被差廻度、

我々共も於彼地待合せ、御廻船之上国元重役之者共へ

御対面ニ而諸事引結び相成候様有之度候間、此等之趣

細々上官之方江御演説給度御頼申入候事、

右之条々、此節極内密御相談申入候義、屹と他ニ不

洩様御合ミ給、何分之御報待入申候、以上、

文書原寸 縦一八糎 横一三〇糎

邊五 生野銀山事件ニ付日野成之進報告 外一通

二通

追加二五ノ一

〔編纂朱書〕

「癸亥十月廿四日」

覚

一今月十日夜姫路城下南筋万津湊より浪士三拾人余高瀬

船江乗込、千葉川より一川と云を登り、同十一日生野

銀山江押入候、

一同十二日生野銀山江浪士乱入之趣、姫路江飛脚到着ス、

一同十四日朝姫路家士三百人、足輕其外上下合八百人程

森垣江出張陣取ス、先手は銀山江押入候由、

一同十四日以前出石より人数数百人浪士取押として生野

江出張候得共、浪土方なか／＼強手ニ及ハス、同十四

日姫路人数森垣江出陣之段相聞得、浪士隨從之野武士

・百姓等心變りし裏切いたし候故、浪士人数を山口江

引、爰ニ而出石之人数ニ出合浪士敗走、此時浪士二拾

余人死ス、但切腹多と云、

一右死亡之内沢主水正と云者あり、

一南八郎事美玉三平偶名と云、徒党野武士共拾人余殺害

いたし切腹スト云、

一浪士取首、都而出石江送候由、

一左用郡三ヶ月ニ而浪士三人討取、

一宍粟郡辺ニ而浪士三人何れ江か紛失、

一生野銀山御代官川上伊太郎事、備中辺江差越居、浪人

銀山江押入之節は留主ニ而、事治而備中辺より帰路、

廿二日姫路止宿、廿三日森垣泊り、廿四日銀山江帰る、

路次国々より警護人差出候由、尤御代官至而浪士

を恐畏いたし候由、

一本田小太郎

右は京都明^(禮)蘭寺之虚無僧聖眼と申者之由ニ而、本寺

より但馬之森垣辺江取締方とシテ入来之由申触居、

此節浪士江会す、

一三宅何某

当分大病ニ而療治央、

右本田・三宅兩人姫路三捕、当分糾方央

一生野江押入候浪士三拾余人之内逃廻候者三四人之外は

無之、右は宍粟辺ニ而三人紛失ない^(但)ものなるべし、

右宍粟辺江は姫路人数之内より浪士をつけ認ひ候

由也、

右は此節於姫路ニ聞合仕候形行ニ御座候、以上、

別紙名書相添差上申候、尤右名書は外手より手ニ

入候故、名前相違之者も相見へ申し候、

十月廿四日

日野成之進

文書原寸 縦一五・五種 横一四三種

追加二五ノ二

(包紙ウラ巻)

一御用向

京田戸一右衛門殿

生野銀山ニて
渡辺仁左衛門

羽田十左衛門

支配所

川上猪太郎

播州宍粟郡三方谷村々百姓共、鉄砲・竹鎗ニ而森伊豆守

領分同郡木ノ谷村ニ於て

十四日

薩州

討取

美玉三平

右は生野御陣屋ニ而渡辺仁左衛門聞合候

(談メス、留カ)

十月廿六日

文書原寸 縦

一一二種 包紙原寸 縦二四・五種

横一七・五種

横一六・八種

追加云 但馬出石服部政次郎ヨリ京都内田仲之助へ

ノ報告

六通

生野銀山事件

(包紙ウツ巻)
京都一本松

薩州屋敷

但馬より

内田仲之助様

服部政次郎

(朱) 癸亥十月廿五日出ス 要用

(黒、三ツ同シ)

(ト印ハ重複)

追加二六ノ一

去ル廿一日曉丹州龜山出立、廿三日朝当地江着仕、仙

石讚岐守様町奉行手付京田戸一右衛門江出会仕承合、

且又生捕之者茂有之由承候付、弥美玉三平討死候哉、

追々尋問仕候得共、風聞ニハ三平播州宍粟ニ而被討候

儀人口ニ御座候得共、証拠と申事一円無御座候付、

段々手を付銀山辺迄茂相探候得共、今少手不屈哉ニも

相考申候、適々遠方被差越候義ニ御座候間、今一涯手

を付度筋合御座候付、余り延々相成恐入奉存候得共、

三平首級為見届候都合、今日手筈出来申候間、今暫御

猶予被成下度奉願候、就而は只今迄之成行別紙三冊巻

紙差上申候、

一別紙ニ相見得候自滅切腹人数茂異口異音ニ而不慥候処、

漸今朝入手仕候別紙書付ハ、相違有御座間敷哉ニ御座

候、

一右願上候通、依時儀而は四五日延引可仕儀茂難計御座

候間、一先町飛脚仕立此段御届申上候、以上、

十月廿五日

服部政次郎

但馬出石より

内田仲之助様

追而當国豊岡京極飛彈守様手江平野三平生捕相成候
風聞御座候得共、是茂未慥ニ相分不申候、

一摂州尼ヶ崎ニ而大将召捕候哉ニ出石出張役人より申来
候由御座候、是以時日慥ニ無之由御座候、以上、

文書原寸 縦二・五種 横三三・五種

追加二六ノ二

此書附は銀山代官より所司代其外江届書之写

十月廿五日京田より入手

当八月中旬京師出奔いたし候七卿之内、沢主水正殿事
姉小路五郎麿と申唱候者、去ル十日播州姫路辺より屋
形泊之由ニ而、翌十一日夕陣屋元生野統播州森垣村江
着致、今般京師江歎願之筋有之、七卿惣代ニ而上京之
趣申之同勢三拾人程、俄陣屋許江逗留致度旨家来を以

申込有之、右五郎麿ハ兼而長州江罷下居候由、然候処
川上猪太郎儀備中国大竹左馬太郎支配所村々代検見留
主中旁ニ付、手代共より速ニ及断候得共不聞入、右家
来引取候後押而陣屋許江罷越、生野銀山廻之内猪野之
町大山師太田次郎左衛門方江止宿いたし候ニ付、先ツ
穩ニ止置取計方工風罷在候処、同夜八ツ半時頃甲冑着
込等ニ而鎗長刀等拔刃ニ而、鉄砲をも携不意ニ陣内江
乱入致候間、玄関を開、手附・手代共罷出及応接候処、
当八月京師一大事之御變動ニ而右五郎麿并正義之輩危
急迫り不得止事次第ニ付、陣内当分借用いたし度旨強
談及狼藉候間、再応及断候得共不聞入、差拒候得は暴
発候旨申聞、左右より鎗を組合候間無余義本陣丈ハ明
渡、役所并銀山方御蔵ニは、手附・手代地役人一同詰
合罷在候処、軍奉行と唱候者より支配所内江触渡し、
村役人小前之もの共呼寄、銀山内出口々江浪士両三人
宛出張、沓ヶ所人足五拾人又は百人位ツ、差置、討手
之もの引受、要害夫々手配いたし、京坂并長州より

追々加勢之もの到着いたし候趣申触、且右党之ものよ
り兵糧として米五拾石程、軍用として金三千兩借受度
旨申聞、及断候得共不聞入候ニ付、無扨御蔵詰米之内
五拾石、御運上蔵有合之内千三百兩貸遣候処、十三日
夜中五郎鷹始党之もの共三四人宛落行候様子ニ而、十
四日曉ニ至、不残退散致候義ニ御座候、

一浪士乱入之次第、早束出石表江可及通達候処、浪士之
方より口々江固之人数差置出入委相改候間、通達難出
来候ニ付、閑道通路心得候もの江申合、密々ニ而山越
ニ書状差出候間、自然出石表ニ而承知之儀延引致候義
ニ可有之候、

右書附振り事実相違之儀茂御座候得共、御見合ニ茂相成
申間敷候間、猶帰京之上委敷可申上候、畢竟銀山役人所
置振相違之事御座候、

冊子原寸 縦二五種 横一八種 三枚

追加二六ノ三
〔端書〕
十月廿四日夜 京田持参
浪士名前書

水戸藩

関口泰二郎

前木佐次郎

大川藤蔵

川又左一郎

自滅

生捕

薩州藩

討取

三玉三平

肥後藩

旭太建飛

筑前藩

平野次郎

藤四郎

長谷川丹三郎

堀六郎

阿州藩

銀山領農兵
生捕

中山太郎

生捕

大村辰之助

但馬銀山支配所

北垣晋太郎

和田小伝次

丹波
柏原藩
川俣主税殿家来
伊藤龍太郎

久富豊

関一郎

多田弥太郎
高橋甲太郎

井関英太郎

小田村信一

但馬
出石藩

多田弥太郎
高橋甲太郎

伊藤三郎

下瀬猛彦

筑前
秋月藩

戸原雨橋

長野瀬介

妙見山ニ於て
自滅

伊藤三郎

下瀬猛彦

因幡藩

横田友次郎

南八郎

徳藏

長州藩

田中軍太郎

南八郎

家来

伊予藩

二名二郎
深尾源次

田中軍太郎

右同

討取

黒田与一郎

芸州藩

中島太郎

芸州藩

中島太郎

長曾我部太郎

討取

討取

黒田与一郎

長曾我部太郎

討取

黒田与一郎

白石源藏

亥十月朔日防州三田尻出船、上下三拾壹人

京師公家藩

沢主水正殿

池田左衛門

家来壹人

京師

水戸藩

明暗寺役僧

上田浄歛

自滅

大川藤藏

〆三拾七人

生捕

川又左一郎

長州藩拾壹人、但州朝来郡於山口村自滅致、其内南八

関口泰次郎

郎懐中二有之名前書写、

前木佐次郎

三五三平

〆

右播州宍粟郡木野谷村ニ於て、農兵共鉄砲二而討取候

筑前

趣相違無之候、

平野次郎

一同所於て河原中島太郎・黒田与市郎、此兩人も農兵

堀六郎

共鉄砲討取候趣申上候、

藤四郎

横帳原寸 縦二・五 横三四・五 三枚

長谷川丹三郎

平野次郎

追加二六ノ四

家来壹人

覚

伊予

二名三郎

外三彦人

出石藩

多田弥太郎

高橋甲太郎

長州

南八郎

家来彦人

長野瀬介

小田村信一

伊藤二郎

白石源藏

井関又太郎

英

久富宗助

和田小伝次

西村晴太郎

下瀬猛熊

肥田

生捕

大村辰之助

秋月

戸原雨橘

河内

池田左衛門

但馬

北垣新太郎

三拾彦人

生野銀山川上猪太郎殿陣屋乱入之浪士

文書原寸 縦一五・五種 横九三種

追加二六ノ五

沢殿御内

官軍要路懸り役面々

御軍議評定衆

兼役旗本備惣督

農兵隊惣督

宍粟二而
死

美玉三平

多田弥太郎

使番

死

高橋甲太郎

死

深尾源次

外二十八人浪士

宍粟二而
討取

中島太郎兵衛

討取

長曾我部太七郎

播磨追上村二而
討取

中条右京

虚無僧

姫路江石捕

清 閑

但馬竹田町

矢名瀬屋

死

戸原右橘

死

旭健事

横田友次郎

入口新吾

播磨屋
浜屋

外二郡中重立候者少々有之由相見候、

首

十三 山口村

妙見堂下二而

壱 柚村

貳 追上村

参 宍粟

ノ十八

大略御陣屋役割張紙残り居候趣二而候、

南八郎 辞世御座候

右小谷村庄屋より借写

但銀山支配之百姓彼地二而写取候由、

一出石江生捕式人 浪士

四人 銀山支配
富農之由

文書原寸 縦二二・五糎 横三四糎

水戸藩

出石江召捕

川又左一郎

右尋問之次第

一 沢殿三田尻ニ而、中山侍從十津川ニ而敗軍之由ヲ聞

中山ハ無ニ之朋友聞ニ不忍候間、彼地江罷向中山ニ致

合力度候間人数借度趣長州江被頼候得共、藩主断ニ付

南八郎以下亡命隨從致候、

一 大川藤藏自滅之折、川又江申聞候ハかゝる奸賊共江与

し、各切腹致候而は奸賊之名ヲ受候儀無念之事故、貴

様ハ生残此度之一条委敷申演呉候様末期頼候ニ付、自

分より繩ニ掛り候事、

一 南八郎ハ下之関農奇隊大将ニ候、

一 浪土方不致一致、是非京師江歎願宜敷と申者も有之、

自分杯も其賦ニ而候処、南八郎到而壮勇之者ニ而旗揚

と申、暫時議論区々争論ニも及候、終ニ暴発ニ極り、

代官所江討入、帳面金蔵之鍵迄受取候事、

此節一条出石ニ而調掛之手先之者探索候義、当人より承得候次第、

一 十月十一日銀山門外森垣と申所遠納寺江浪士休息、

一 銀山役人江飯五十人前手当頼付遣候由、

一 同夜銀山討入、

一 近村百姓を集致手配候へ共、姫路勢・出石勢大軍ニ而

抑寄候と申義、百姓共之内より申者有之、皆々山を伝

ひ谷を越て過半落散様子故、十三日昼早馬ニ而、南八

郎其外二里計北之方江出張居候所江落去之注進有之、

大将初銀山陣屋ニ残り居候浪士ハ十三日夜落行候由、

一 山口村出張南八郎以下ハ大将初早落去之段聞、百姓杯

之手ニかゝらんも無念故、同藩十人ノ介借致し、後切

腹致候由、

一 山口村へ出張ハ但馬口之固メト相見得候、

但此所妙見山と申山上へ上り、眼下往還故但馬口之

寄手防候賦之手配之由、

一 浪士五人連ニ而播州安粟郡カンベ村ト申所ニ而、因州

路之道案内を百姓江頼候ニ付教へ候由、其初八人之由候処、三人ハ酒を呑、跡江少々おくれ、五人丈先へ越、おくれ候三人ハ宍粟ニ而獵師筒ニ而式人ハ打れ、老人ハ手負ノ介借致候内農兵集生捕候由、

此三人

中山太郎

黒田与一郎

美玉三平

十月十四日昼七ツ時過

右跡江又三人因州路案内を頼候由、先之道を教候者有之、然ル処十七日夜浪士八人因州路より芦野権現之方迄立戻り候儀ハ相分り居候得共、夫よりハ落行先不相分、

一右之通承得申候、就而は美玉三平と申儲成証ハ無之、銀山辺ニ而酒呑候義ハ有之、三人おくれ候由ハ其辺之者共申居候、弥三平と見留候者も無之由、又死体懐中書附類為有之と申ニ而も無之、色々問詰候処、右之通

手先之者申居候事、

一当所は勿論銀山表茂未大混雜ニ而、夫々生捕之者調へ

も不行届由ニ御座候、

文書原寸 縦二・五糎 横三四糎

追加七 久光公へノ滞京尽力ノ御沙汰書

附御下賜品目録共二通

追加二七ノ一

国事之儀ニ付、応

召早速登京、

叡感不斜候、内患外憂切迫之御時節候間、滞在有之厚致

尽力可奉安

叡慮之旨

御沙汰候事、

文書原寸 縦二・三糎 包紙原寸 縦三六糎

横五三・五糎

横五一糎

追加二七ノ二

(包紙ウラ書)

「癸亥年十月」

酒 三樽

鯉 十尾

文書原寸 縦 二二三種 包紙原寸 縦三三五種

横二八・七種 横四九種

追加三六 兵具方肝煎坂口吉兵衛報告

生野銀山ニ於ケル美玉三平横死ノ件

(端裏朱書)
「癸亥十一月四日」

美玉三平御尋方被仰付、承得候次第左ニ申上候、

一但州湯島宿屋鯛屋善左衛門方江、当四月廿日より同五

月廿三日迄九州者之由ニ而入湯として致滞在、夫より

因州之様出立、同八月廿四日より九月三日迄又候右鯛

屋方江入湯として致滞在、其節は両掛彦荷美玉三平と

名寄書付、外ニ手鎗彦本致所持、同四日養父郡之様出

立之由、

但其節は惣髮ニ而參候由、

一 生野銀山御陣屋江浪人数拾人押入候由承得候付、豊岡

京極飛彈守様御城下江差越、尚又承合候処、彼之御方

江浪人兩人被召捕、内彦人惣髮之者ニ而三平江似寄候

ニ付、役々江引合相調申候処、平野次郎と申者ニ御座

候、夫より養父郡江差越、尚又細々承合候処、三平事

高田村庄屋太郎兵衛方江始終止宿ニ而、俱ニ列立銀山

之方江差越、右浪人之内江相加、先月十一日夜中右御

陣屋江押入、尤其砌は御代官旅行之留守ニ而候由御座

候、同十三日比近国之諸御大名方御張出之由候付、浪

人共同十四日朝御陣屋より方々江逃去、三平儀播州之

方江逃去候折、同日夕方森伊豆守様御領完草村ニ而、

百姓共多人数相集鉄砲ニ而打留、死体御陣屋之様差送

相成候由承候付差越、是非三平死体実正見届申度吟味

仕候得共、右御陣屋并諸方江諸大名様方御堅メ嚴重ニ

而、差越儀茂不相叶承候付、無抛手筈等を以再三人遣

御陣屋方承合申候処、弥以完草村ニ而百姓共鉄砲ニ而

打留候由、人毎ニ承申候、尤完草村は御陣屋より道法

五里程藩州路之方ニ御座候、右場所江差越実正承申度

吟味仕候得共、百姓共江鉄砲被相渡、逃去候浪人見

付次第打掛候付、是以差越儀不相叶旨役人共より差留

候付、無抛高田村江引取申候、

一高田村庄屋太郎兵衛事茂完草村ニ而鉄砲ニ打れ歩行不

叶故、太郎兵衛弟黒田与市と申者介錯いたし、然処右

与市事茂無程被相捕、太郎兵衛死体三平同様御陣屋江

差送候由承申候、

一情眼事両掛壱荷為持藩州之方江差越候折、姫路之人數

より召捕相成、当分入牢之由承申候、尤御陣屋格護之

金子千八百兩致紛失、右金子ニ而茂御座候哉、兩掛ニ

七百兩余所持之由、太郎兵衛ニ茂百五拾兩余所持之由

承申候、

一三平事高田村より養父郡又は豊岡之方江、京都学構所

御用之筋ニ而始終致往来、其節は兩掛又は手鎗杯為持

往来之由承申候、

一南八郎と申浪人、銀山より式里計之所妙見山江隨身者

拾式人召列備籠候処、百姓共數十人竹槍・鉄砲等ニ而

取囲候処、百姓共江被殺候而は甚残念之事と隨身之者

江申合、拾式人江不残介錯いたし、其身致切腹候由、

何方浪人とも不相知候由御座候、

一平野次郎事外ニ壱人、銀山より豊岡之方江逃去候処、

豊岡堅メ之手ニ被召捕、当分入牢之由御座候、

一銀山御陣屋江首數拾六計塩漬ニ而格護相成居候由、

一浪人茂拾人計逃去、行衛不相分候由承申候、

右之通承得候成行御座候間、此段申上候、以上、

御兵具方肝煎勤

亥十一月四日

坂口吉兵衛

文書原寸 縦一六・五釐 横一五七・三釐

邊元 大阪木場伝内ヨリ在藩得能良助へノ通報

生野銀山一件

四通

追加二九ノ一

（編纂朱書）

癸亥十一月七日

但州一揆

別紙播州幾野江浪士共致乱妨候始末ニ而、公辺江御届

書之写と申事ニ御座候間差上申候、御披露可被下候、以

上、

十一月七日

大阪

木場伝内

得能良助殿

文書原寸 縦一四種 横三二種

追加二九ノ二

兼而御届申上候但馬国生野御陣屋江讃岐守人数追々押

寄、去ル十五日昼後御陣屋地内江入込、不取敢取調候

処、故沢主水正始浪士共何れ江欵致散乱候ニ相違無之

二付、口々致吟味、追兵差出召捕方致手配、川上猪太

郎様ニハ未御帰陣無之、猶又御陣屋敵重ニ取固罷在候、

尤浪士共逗留中連上蔵江押入、金子三百兩并於市中茂

金子奪取候趣、其外取調中ニ付追々可申上候、何分御

陣屋地内之人氣不穩成、浪士一時之動揺而已ニも無之、

邪正混雜跡々鎮静方甚以心配仕候儀ニ御座候、人数之

義は御陣屋地内寺院ニ宿陣仕、諸方手配罷在候、

一 農民共生捕候浪士共并武器類拾取候由ニ而、人数押行

候途中江別紙之通致持参候二付、其俣人数之内へ召連

御陣屋役人江引渡候処、生捕之者ハ御陣屋手薄之由ニ

而人数共預ケ候由、早速在所江引取入牢番人附置申候、

但右之外人数押行候途中江農民共首級差出候得共、

員数睨と分兼候付、猶取調之上御届可仕候、

一去ル十四日生野丸山辺観音山ニ而致自殺候浪士、別紙

之通御座候、

一

竹田町

六右衛門
市右衛門

右去ル十三日人数押行候途中江沢主水正使者為名代在

所表江罷越候趣、生野役人共より申付候旨申聞、別紙

之通口上書所持罷在候ニ付其俣取上ク、両人は召捕、

在所被遣入牢為致置候、

一生野近郷人氣騒立、強訴体之趣相聞候ニ付人数差向候
処、先追々鎮静ニ趣候様子ニ御座候、右は生野地内近
辺共人氣不穩成候ニ付、所々手配罷在、取調方行届兼
候得共、荒増注進在所表より申越候付、此段御届申上
候、以上、

仙石讚岐守家来

十月廿日

麻見四郎兵衛

冊子原寸 縦二五・五厘 横一七・八厘 二枚

追加二九ノ三

十月十日浪士体之者凡三拾人計、播州神東郡溝口村ニ
而晒木綿五六反買取、用意之上其夜同郡屋形村一夜之
由、

一十一日同郡森垣村真言宗延応寺江着之上、浪士之内よ
り三人御役所江申出候趣ニは、今朝我々とも姉小路様
供奉いたし当表江罷来候、

天朝江内願之筋有之御使者差立候間、御下知有之候迄逗

留いたし度候間、御聞届御座候様申立候処、元ノ手代
武井正三郎殿御答之趣ニは、此度御代官川上猪太郎様
備中御代検見中、殊ニ銀山御関所内逗留不相成段、再
応御断被成候処、其夜不意ニ丑刻比穉身之鎗劍を以御
陣屋表御門より乱入、御玄関より御広間江通り罷在、
兼而之申合も有之候事歟、但州竹田村其外所々江使者
相立百姓一統呼寄候処、兼而銀山御役所より非常手当
之儀被仰付有之候付、百姓共ニおゐてハ当御役所御用
ニ被召候事と相心得、数百人之百姓竹鐮或は手比之道
具取携駈来候処、御陣内御広庭江呼入浪士之者申渡候
趣ニは、此度我々存寄之義有之候間百姓一同味方可致
事、成就之上は惣而取箇向半減可申付旨申渡、為合紋
纏之猩々緋之きれ遣し候杯いたし候由、
一十二日十三日銀山町郷申付、兼御紋付紫縮緬幕又は高
張提灯、其外竹鎗・米穀・塩・増ニ至迄数多用意いた
し候由、然ル処酒井雅楽頭様御軍勢凡五百人と申事、

銀山馬入口森垣むら御出陣有之、仙石讚岐守様御軍勢
五百人と申事、銀山御出陣、京極飛彈守様御軍勢御人
数不相分、但州竹田村迄御出陣之由、

南八郎下部

徳藏

此もの同所ニ而生捕、

一十四日浪士之もの共前日諸藩之御出陣と聞入、驚候体

川又八郎

ニ而夜中悉逃去、但州山口村妙見山江籠居候処、御役

木村相之助

所より之御下知を以百姓数多相寄、狩人鉄砲ニ而搦候

大牧辰之助

処、浪士より百姓之内老人殺害いたし候付、百姓一同

人氣相立、既ニ玉込可致候処、浪士之銘々不残自殺、

大川藤藏

就中貳拾貳才南八郎と申もの尤豪勇、九人之首介錯之

右老人は同所ニ而自殺候事、

上自分切腹致候由、右之外狩人鉄砲ニ而被討取、又は

長曾我部左七郎

生捕相成候者共左之通り、

中条右京

南 八 郎 和田小伝次 白石廉藏

右貳人は播州猪笹村ニ而狩人鉄砲ニ而討取候事、

井関秀太郎 久留新三郎 西村清太郎

本多小三郎と名乗

戸原卯橘 小田村信一 肥田左衛門

明闇寺役者

伊藤三郎 下瀬猛藏 長の衛助

普化僧

外ニ老人、名前不知、

素行

右拾三人之者但州山口村ニ而自殺之事、

右之者酒井雅楽頭様御討手播州新町ニ而生捕候事、

平野次郎

外二耆人

右式人播州網場村ニ而京極飛彈守様討生捕候事、

美玉三平

中原太郎

右式人は播州三日月領内来ノ原村まで逃去候ヲ、宍粟

郡三方谷村百姓共追懸ヲ鉄砲ニ而打取候事、

黒田与七郎

此ものは右式人同道逃去候ヲ同所ニ而生捕、

三枝藤蔵

此もの森垣村延応寺ニ而姫路より生捕、尤右藤蔵事は

病氣ニ而銀山江不立入、

右自殺之者とも首討取、御領主より銀山御役所江御差

出相成候由、

生捕之分播州は姫路、但州は豊岡出石江御預ケ相成候

由、

右式拾七人之外行衛不相分由、浪士捨置候武器類銀山

御役所江御差上ニ相成候由、

御陣内生野人別共一人も怪敷無之候事、

右之外品々取沙汰有之候得共、不取止義ニ付相略ス申

事、

右之通り生野より申来候文辺之内書抜ク、

文書原寸 縦一七・五 横二二・一

追加二九ノ四

但州生野御陣屋江十月十一日夜乱入、十三日夜より

十四日曉七ツ時比迄ニ退去、

一但州朝（米）東郡山口村地内妙見山下ニおゐて、十月十四日

自殺いたし候拾三人名前、左ニ

秋月

戸原卯橘

長州

南八郎

長野衛助

下瀬猛彦

小田邸信一

伊藤三郎

白石廉作

河内

肥田左衛門

長州

井関英太郎

久留新三郎

和田小伝次

西村精太郎

右拾貳人連名も在之、

外二名前不分卷人

南八郎下部

十月十四日生捕

徳藏
十九才

同州同郡網座村ニ於て御代官手ニ而十月十四日生捕、

左二

長州

大村辰之助

丹州龜山

木村愛之助

水戸

川又左市郎

前同断同日自殺

大川藤藏

播州多可郡猪篠村ニおゐて御代官手ニ而同日鉄砲ニ而

討取、

阿州

長曾我部左七郎

出石

中原右京

此兩人懐中物ニ而名前相知る

羽田十左衛門・川上猪太郎両支配所、播州宍粟郡三方

谷村百姓共鉄砲・竹鎗ニ而、森伊豆守領分同郡木ノ谷

村ニおゐて十月十四日

薩州

討取

美玉三平

中島太郎と名乗

自害

高田村庄屋

太郎兵衛

黒田与一郎名乗

右太郎兵衛弟

生捕

喜八郎

外ニ

逃去

城六郎

此もの前書与一郎、申上口ニ而相分ル

播州神西郡新町宿ニ而姫路人数ニ而十四日召捕

本多小太郎と名乗

普化僧

素行

同郡森垣村角屋平左衛門方ニ止宿、姫路人数ニ而十五

日於延応寺召捕

尾州海西郡西条村

郷土江上庄兵衛伴

三村庄蔵

右之もの党ニ加り候得共病氣ニ付
乱入不致候事、

京極飛彈守人数繰出し候途中、但州網場村ニおゐて十

五日生捕候もの、左ニ

竹島直記

東久太郎

飛彈守殿家来木下八郎太夫江様子承り候処、直

記と申者平野次郎ニ相違無之、見知り人有之候

得共、未夕本名不申立旨申聞候、

同十二日浪士より仙石讚岐守殿人数出張先但州養父村

・市場村江使ニ罷越候もの、

竹田町取立役

六右衛門

市左衛門

右兩人仙石殿手江召捕、

逃去候もの、左二

沢主水正

出石

多田弥太郎

高橋幸太郎

肥後藤崎左馬藏事

朝日猛

水戸

関口泰次郎

養父郡能座村

晋太郎

朝東郡大目村

六左衛門

矢石瀬村

元良

弥七郎

竹田町

上布七屋

次兵衛

諏訪明神神主

宮本近江悴

采女

銀山廻之内

井筒や

弥一兵衛

此もの義、浪士共之下知を以大坂表江錦之旗買入ニ参り候得共、後難ヲ恐れ生野御代官所大坂御用達鈴木町大坂屋貞次郎江右之段相断候付、其段東御奉行所江御断申上候処、御吟味中用達大坂屋貞次郎江御預ケ被仰付、当時御引合中ニ御座候、

文書原寸 縦一七・五種 横一八七種

追加三〇 長州下之関詰 唐物横目土持平八ヨリ大久保一蔵へノ
報告

九州中国路ニ於ケル浪士出沒ノ件

〔端裏先書〕
癸亥十一月十四日 小倉より土持平八

正親殿事先達而申置通ニ而、三田尻より出帆ニ而兵庫
江着岸上坂有之、其後何方江流浪候哉行方綴兼候処、
又候長州江来着有之哉ニ風説区々之形ニ付、猶又致探
索、其外動静旁段々承合候形行左ニ申上候、

一 正親町殿事何方より乗船渡海相成候哉、旁之次第不相
分候得共、先月廿二三日頃同人江浪士六人ニ而致慮従、
上方より三田尻江着岸有之、当分宮市江滞宿之由取々
風説有之、或は中山侍従ニ而は無之哉、而説紛敷、併
右侍従事は大和辺より浪士俱々致分散、其後丹波国幾
野銀山江潜居候哉ニも申触、左候は右三田尻江被渡候
は正親町殿ニ而は無之哉取沙汰有之、然処防長路旅人
取締追々厳格有之、当月二日長崎皓台寺住持御執印地
住職ニ付、此節関東出府被仰付、上下拾人小倉より下

之関江相涉、中国路通行之賦ニ而吉田之駅迄參懸候処、
旅人改番所より相拒不差通、夫形空敷曳返、同五日下
之関より乗船ニ而致上坂候由、

一 当月初頃宮市ニおひて浪士四人致殺害、途中江梟首有
之、右は水戸・筑前之藩中ニ而は無之哉風説等有之、
何方者候哉、名分等真正之儀は不相分候得共、幕役等
之廻者ニ而浪士ニ党を結候不審相掛、右時機相及候共
ニも致取沙汰、然ニ右一人は大里江相渡賦ニて下之関
迄差越候処、追手相掛召捕相成、宮市ニおひて逢殺害
付而は、此内より右体之者段々相見得候由、当夏時分
中山侍従江付越候浪士御旗本土赤根武人は、会津肥後
之産南八郎等変名を以浪士ニ紛入公儀廻者ニ而、当九
月頃より退散行方不相分哉ニも内評相洩候、勿論小倉
江は幕役より之手先追々参り、専防長等之動静致探索
候形ニ相見得候、然ニ此表浪士異様之為躰ニ而隣国自
尽ニ致経廻候処より、此節旅人取締之儀公儀より被仰
渡、小倉領境目は勿論、城下町往還江旅人改番所取建、

往来之者銘々国生証文往来見届、不審等數者は一切不差通、是迄之風格致一新、至極嚴格之形ニ相見得申候、
一先月廿二日夜筑前秋月領四三島村岡部広吉方江浪士六人差越、右は京都より大和辺江致流浪候者共ニ而、金千両無心申掛相答候は、右体之儀は代官役所江遂披露夫々差図を受、何れ之筋其意ニ可応旨致返答候処、同夜空敷曳返、筑後乙熊村茶屋江立寄、広吉不承知之致申分候ニ付、右返答追而可承旨茶屋亭主より伝言可具段頼捨、直様上方地江向致出立候由、右一卷ニ付筑前筑後諸所、日田より鶴崎辺江浪士多人數致狼籍候段、肥後諸所ニおひて風評等有之、肥後南之関役人猿渡栄七右為聞合豊筑前後諸所致手付候処、前条通ニ而外ニ何そ相麥承得候儀無之段、当七日御本陣村上銀右衛門方江差越、前段形行相洩し、左候而已後右体之者若又致通行候節不差置致注進具候様、細々銀右衛門江頼置、翌日致出立候由、

一御手船蒸氣久留米様御借入相成、家老有馬堅物上下式

拾八人為乗付、御船上乘大山彦介・廻源左衛門其外船頭・水手三拾人乗組、兵庫より出帆、先月廿七日田之浦江着岸、長府領本山岬江乘掛候処、諸所台場等より相圖之致砲発、下之関出張之人数毎之通非常之着服、拔身等携、追々駆集俄ニ及騒動、左候而对州藩中三拾人余其節下之関江致通留候者共、右一列ニ相如同様之支度ニ而海岸江出張候、当分は長州江交を結候形ニ相見得、前条時機合ニ付、小倉辺之取沙汰ニは下之関内不差通様相拒、無致方田之浦江致碇舶候哉ニも申触、直様大山彦介江致御用談細々承合候処、全意味違ニ而左様之訳無之、最初より田之浦迄可送越約諾之上乗廻相成、勿論湊口江乘掛候節、久留米役人端船より致上陸形行致応接、出張之人数無異儀曳取候次第ニ而、跡以台場堅之者兩人田之浦江相涉、右帆印等不相分候而相圖之致砲発候段挨拶等有之、然は最初之風説致齟齬、何そ子細無之、左候而有馬様御事、当八日御国元御出立候而田之浦より右江御乗船之御賦之由候処、御家中

松崎誠藏・戸田健次郎・永田泰平等御使より当八日田

之浦迄差越、近頃より豊後日田辺江浪士等入込一揆相

起、右旁ニ付此節御上京御断之御願立有之、適々御借

入之事候得共、右無御坳御訳合付御断之段申聞候由、

先日廻源左衛門より承得申候、

一肥後熊本飛脚林忠之丞事、当十一日小倉御本陣江致着、

同人江承合候処、右日田之一巻突留候儀不相分、併豊

後・筑後辺江相掛浪士七八人又は十人計も致分散、諸

所江相見得候風説等有之、熊本より取押之人數五六拾

人差向相成、御手当有之哉ニは承候へ共、何そ一揆と

申程之儀ニ而も有之間敷哉相嘶、実正之儀不相分、然

ニ当月六日頃於府中生国肥後之産山田十郎上下三人之

内兩人召捕、直様肥後江差廻相成候由、

一英彦山江浪士武三拾人相見得、将又彦山之執頭共近頃

ハ長州江交を結浪士江致一味、追々諸国致経廻候風説

等有之、右実否糾明取押として小倉番頭ニ木求馬物頭

式人大砲組小隊等上下凡三百人程、当十二日英彦山江

差向相成候由、

右通御座候、以上、

亥十一月十四日

大久保一蔵殿

文書原寸 縦二六種 横四八五種

長州下関詰
唐物締横目

土持平八

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん
顧問
東京大学 史料編纂所 所長 石上英一

東京大学 史料編纂所 教授 宮地正人

前尚古集成館館長 芳即正

鹿児島大学名誉教授 五味克夫

委員
安藤保晋 哲哉

原口泉 日隈正守

三木靖 宮下満郎

山田尚二 堂満幸子

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 今吉弘

調査史料室長 尾口義男

学芸専門員 林匡

資料調査員
荒田邦子 寺田緑

濱田亜樹子 樋渡美佳子
盛満恵子 山元千華

鹿児島県史料

五里島津家史料 九

平成12年1月10日 印刷

非売品

平成12年1月31日 発行

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 第一法規出版株式会社